

入 札 説 明 書

留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 : 令和 7 年 3 月 2 8 日

2 支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 吉村 洋

北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番

3 工事概要等

(1) 工 事 名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事
(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 苫前郡羽幌町南 6 条 1 丁目 26 番地

(3) 工事内容 別添仕様書、図面のとおり

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 31 日まで

(5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により行う。

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(8) その他

① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請書の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：北海道森林管理局 経理課 主計係

北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番

電話：011-622-5214

・受付時間：9時から17時までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

② 電子入札システムで利用できる IC カードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得した IC カードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 5・6 年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築一式工事」の等級が B 又は C 若しくは D の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ただし、令和 7・8 年度の北海道森林管理局における建築一式工事に係る競争参加資格を引き続き取得すること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理署長、森林管理支署長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満であるものを除く。（工事成績評定を実施した工事である場合。）

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 者が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事： 北海道内において、延床面積 60 m² 以上の木造建築物の新築の施工実績

- (5) 当該工事に係る簡易な施工計画（以下「技術提案書」という。）の提案内容が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当しない工事については、専任の義務は有しない。

- ① 1 級若しくは 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2 級建築士以上の資格を有する者を言う。

- ② 監理技術者にあつては、上記①に定める資格のうち 1 級以上の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受講し、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者

資格者証の交付を受けた者であって、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

- ③ 配置予定技術者については、資料提出日前に3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、「同種工事の施工実績等の競争参加資格確認資料」（以下「資料」という。）及び技術提案書（以下、「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 森林管理局長等が発注した同種工事で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。（工事成績評定を実施した工事である場合）
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。
- (7) 親会社と子会社の関係にある場合
- (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。
- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所等が、北海道森林管理局管内に所在すること。
- また、経常建設共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4の(2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

① 電子入札システムによる提出の場合

ア 提出期間：令和7年3月31日から令和7年4月14日までの休日を除く毎日9時から17時まで。

イ 提出方法

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」（様式1）、「技術資料等」（様式－2号、2号の1、3号、3の1号、3の2号、4号、5号、6号、7号、8号）をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、技術提案書等のファイルの合計容量が10MBを超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、1通につき7MB以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、技術提案書等として送信すること。

- (ア) 電子メールで提出する旨の表示
- (イ) 書類の目録
- (ウ) 書類のページ数
- (エ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの送付先は次のとおりとする。

北海道森林管理局 経理課 専門官

電話：011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

ウ ファイル形式

電子入札システムにより提出する資料は、以下のいずれかのファイル形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

② 紙入札方式による提出の場合

(ア) 受付期間：令和7年3月31日から令和7年4月14日までの休日を除く毎日9時から17時までとする。

(イ) 受付場所：〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 経理課 専門官

(2) 申請書は、様式1により作成すること。

(3) 資料は、別添1「入札参加書類作成の手引き」の4頁「総合評価落札方式提出書類記載留意事項」を参照のうえ、様式-2号、2号の1、3号、3号の1、3号の2、4号、並びに簡易な施工計画A（様式-5号）、簡易な施工計画B（様式-6号）、簡易な施工計画C（様式-7号）及び簡易な施工計画D（様式-8号）により作成すること。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術提案書等の取下げ又は入札の辞退を行うこと。技術提案書等の取下げは、技術提案書等を電子入札システムにより提出した場合であっても、書面により行うこと。

他工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、実際の施工に当たって、請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更（15を参照）できるものとする。

(4) 技術提案書等の作成説明会

技術提案書等の作成説明会は、原則として実施しない。

(5) (1)の期間内に技術提案書等の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む。）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の記載は認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和7年4月18日までに通知する。

なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 技術提案書等の内容のヒアリング

技術提案書等のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された技術資料等は返却しない。

④ 提出期限以降における技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、やむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

(9) 上記4（12）競争参加資格①から③までの届出の義務を履行しているか否かを確認するため

総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定するもので、申請日直近のもの）の写し等を提出すること。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和 7 年 4 月 23 日 17 時まで

② 提出先：北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和 7 年 4 月 28 日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1) の理由の説明を求める書面及び(2) の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

① 閲覧期間：令和 7 年 5 月 12 日から令和 7 年 6 月 11 日まで

③ 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

(4) (2) の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

① 提出期限：(2) の回答書を受け取った日から 7 日（休日を除く。）以内

② 提出先：(1) の②に同じ。

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5) の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

② 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

7 簡易型総合評価落札方式に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。

② 技術提案の内容、資料等で示された実績等により最大 32 点の加算点を与える。

ただし、評価点の満点が 30 点を超えることから、得られた評価点に 30/32 を乗じた数値を加算点として与える。

③ 評価値は、標準点と加算点を合計した得点を入札価格（単位は百万円。）で除して得た数値とする。

④ 各入札参加者のうち評価値が最大の者を落札者として決定する。

⑤ ④の決定に当たり、該当者の入札価格が調査基準価格を下回っていないこと及び該当者

の評価値が評価基準値（標準点を本工事の予定価格で除した数値を「基準評価値」という。以下同じ。）を下回っていないことを条件とする。

(2) 評価項目及び評価指標（簡易型総合評価落札方式の場合）

① 評価項目

評価項目と評価指標は次に示すとおり。

(ア) 企業に関する項目

指定工種の工事成績、指定工種の施工に関する表彰実績、地域への貢献活動、地域精通度、同種工事の施工実績、ISO認証取得の有無、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、賃上げの実施を表明した企業の有無により評価する。

(イ) 配置予定技術者に関する項目

指定工種の配置予定技術者の保有資格、同種工事の配置予定技術者の従事経験、指定工種の配置予定技術者の工事成績、指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績により評価する。

(ウ) 簡易な施工計画に関する事項

「留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事」における簡易な施工計画に対する提案、工程管理の方法、及び発注者が指定した課題への対応方法、品質管理に対する提案の妥当性、工夫等により評価する。

② 技術提案資料について、①の(ア)から(ウ)までの評価項目ごとに審査の上、それぞれの評価項目に付き得点を与え、その得点に 30/32 を乗じた数値の合計を加算点とする。

(3) 入札の評価に関する基準（簡易型総合評価落札方式の場合）

別添 1 「入札参加書類作成の手引き」 3. 評価項目の(1)評価基準と加算点を参照。

(4) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術提案書等をもって入札し、次の条件を満たした者のうち、(1)により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

③ 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、16 に示すとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

(5) 技術提案書に関する審査及び評価

技術提案書の審査及び評価は、北海道森林管理局の技術審査会において行う。

(6) 評価内容の担保等

- ① 入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、その履行状況について検査を行う。
- ② 工事の検査において、入札時に示された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。
- ③ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- ④ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難である又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。
- ⑤ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」に基づき、履行されなかった技術提案の提案件数 1 件につき、工事成績評定点を 3 点減ずるものとする。
- ⑥ 入札時に示された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 受領期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 28 日まで。
- ② 提出先：北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214
メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp
- ③ 提出方法：原則として電子メールによる。（様式自由）

(2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 5 月 7 日 17 時まで、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

9 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和 7 年 4 月 28 日 10 時 00 分

入札締切日時 令和 7 年 5 月 8 日 10 時 00 分

(2) 持参による入札の場合は、令和 7 年 5 月 8 日 9 時 50 分までに北海道森林管理局中会議室（4 F）へ持参のうえ、入札すること。この場合、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

(3) 開札は、令和 7 年 5 月 8 日 10 時 00 分に北海道森林管理局中会議室（4 F）において行う。

10 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等の

持参以外の方法による提出は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店）。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

- ① 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店）。
- ② 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁北海道森林管理局） また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

ただし、予決令第 86 条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金については、国有林野事業工事請負契約約款第 4 条第 2 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に、第 4 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に読み替えるものとする。

12 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書の様式は任意であるが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

- ① 電子入札方式の場合

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイルの容量が 10MB を超える場合には、次のイによること。

イ 電子メールについて

工事費内訳書のファイルの容量が 10MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着）。この場合には、工事費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- (ア) 電子メールで提出する旨の表示
 - (イ) 書類の目録
 - (ウ) 書類のページ数
 - (エ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- 提出先は次のとおりとする。

北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、5の(1)の①のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書未提出業者の入札を無効とする。

(4) 談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ、工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15 配置予定技術者の確認

落札者決定後、「工事实績情報システム（CORINS）」等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記の何れかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(1) 病休、退職、死亡、その他の支出負担行為担当官が認める事由による場合

(2) 請負者の責によらない理由により工事が中止され、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合

(3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）

(4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配

置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

16 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、落札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

17 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和7年5月19日 17時まで

② 提出先：北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年5月28日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

① 閲覧期間：令和7年5月29日から令和9年3月31日17時まで。

② 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内

② 提出先：(1)の②に同じ。

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

- (5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。

- (6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

② 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

18 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。）。

なお、国有林野事業工事請負契約約款については、本工事の公告日現在、北海道森林管理局ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>）に掲載しているものとする。

19 支払条件

(1) 前金払： 有

(2) 中間前金払い及び部分払 中間前金払：無 ・ 部分払い：無

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び受注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款（「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）別添2の国有林野事業工事請負約款をいう。以下同じ。）第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、この場合において、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

20 関連情報を入手するための照会窓口

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 経理課 専門官
電話：011-622-5214
メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

21 火災保険付保証の要否： 否

22 その他

- (1) 言語等：契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、5の(3)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
（5の(3)のただし書きの場合を除く。）
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) 電子入札システムの操作手引き書
システム操作上の手引き書としては、北海道森林管理局ホームページに掲載している「運用基準」及び農林水産省電子入札センターホームページに掲載しているマニュアルを参考とすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

システム操作、接続確認等の問い合わせ先

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：9時から16時（12時から13時までを除く）

電話：048-254-6031

FAX：048-254-6041

e-mail: help@maff-ebic.go.jp

(7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

(9) 本店等の所在地域

本工事の手続きに際して本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は、入札公告に示した区域である。

(10) 標準仕様書等

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」を参照すること。

(11) 競争参加資格等で求める「〇年間」、「〇年以内」は、会計年度（4月1日～3月31日）のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去5年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去5年度の間」等と読み替える。

この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。

(12) 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。）の相手方にはできない。

(13) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

(14) 入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策 推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事
(簡易型総合評価落札方式)
入札参加書類作成の手引き

目 次	頁
○ 総合評価落札方式について	2
○ 評価項目及び採点基準（表－1）	3
○ 総合評価落札方式提出書類記載留意事項	4～6
○ 競争参加資格確認申請書（様式－1号）	7
○ 同種工事の施工実績（様式－2号、2号の1）	8～9
○ 企業に関する項目（様式－3号）	10
○ 地域への貢献活動の実績（様式－3号の1）	11
○ 従業員への賃金引上げ計画の表明書 （様式－3号の2）	12～13
○ 配置予定主任（監理）技術者に関する項目 （様式－4号）	14
○ 簡易な施工計画（様式－5号）	15
○ 簡易な施工計画（様式－6号）	16
○ 簡易な施工計画（様式－7号）	17
○ 簡易な施工計画（様式－8号）	18

北海道森林管理局経理課

総合評価落札方式について

1. 本資料の位置づけ

本資料は、北海道森林管理局が発注する総合評価落札方式による営繕工事において、入札参加希望者が各種資料を作成するための手引きとして利用してください。

2. 提出書類の審査について

(1) 競争参加資格の審査

入札参加希望者から提出された各種評価資料等について、入札公告及び入札説明書等に示す競争参加資格の要件を全て満たしているか（様式－２）、また、提出された施工計画の内容が適正であるかの審査を行う。競争参加資格が確認された入札参加者全てに標準点（100 点）を与える。

(2) 総合評価について

上記（１）により、また、本工事における評価項目について、提出された各種資料の内容を評価項目及び採点基準に基づき評価し、最高 30 点まで加算する。

ただし、評価点の満点が 30 点を超えることから、得られた評価点に 30/32 を乗じた数値を加算点として与える。

3. 評価項目

(1) 評価基準と加算点

本工事における評価項目と項目毎の配点は、表－１による。

(2) 「簡易な施工計画に関する項目」の課題設定等

本工事の「簡易な施工計画に関する項目」における考慮すべき施工条件及び課題は以下のとおりである。

本工事における考慮すべき施工条件	
・条件１：	執務に影響を及ぼさない施工計画
・条件２：	
本工事において発注者が指定する課題	
・課題１：	執務エリア、敷地周辺への工事騒音・振動対策に関する提案
・課題２：	資機材搬入時等における安全確保に関する提案

4. 落札者の決定

(1) 総合評価のしくみ

総合評価は、標準点と加算点を合計した得点を入札価格（単位は百万円。）で除して得た数値（以下「評価値」という。）とする。評価値は、小数点第３位まで求めるものとし、小数点第４位以下は切り捨てることとする。計算方法は以下のとおりである。

【参考】

標準点＋加算点＝100 点＋加算点

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格（単位：百万円）

基準評価値＝100 点／予定価格（単位：百万円）

(2) 落札者の決定

入札参加者は、次のア、イの要件に該当する者のうち（１）による評価値の最も高い提案者を落札者として決定する。また、評価値の最も高い者が２人以上いるときは、小数点第４位以下の値の多寡を持って決定する。なお、小数点第４位以下の得点も同点の場合は、当該入札に関係のない者にくじを引かせて落札者を決定する。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、基準評価値を下回らないこと。

表－1 評価項目及び採点基準（簡易型）

提出された資料により、評価基準を満たしていることが確認されれば、配点欄の点数を加点する。

評価分類	評価項目	評価の詳細	様式	評価基準	配点	得点
ア 企業に関する項目	A 指定工種の工事成績 (過去3年間の平均点)	令和3年4月1日以降に完成した公共工事(※ 営繕工事)の工事成績評定点(平均点)	3号	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満又はなし	3 2 1 0	/12
	B 指定工種の施工に関する表彰実績(過去5年間)	平成31年4月1日以降の優良工事表彰の受賞実績	3号	指定工種(※営繕工事)に係る優良工事表彰の受賞実績あり(注1) 実績なし	1 0	
	C 地域への貢献活動(過去5年間)	平成31年4月1日以降の近隣地域内の災害協定等に基づく活動実績又は企業としてのボランティア活動による表彰実績等	3号 3号の1	実績あり 実績なし	1 0	
	D 地域精通度	当該工事実施近隣地域内に本社(本店)を有している。	3号	本社(本店)あり 本社(本店)なし	1 0	
	E 同種工事の施工実績(過去15年間)	平成21年4月1日以降に元請として完成・引渡し が完了した、同種工事の施工実績	3号	公共機関の施工実績あり 民間発注等からの施工実績あり	1 0	
	F ISO認証取得	ISO認証取得	3号	ISO9001及びISO14001を取得 ISO9001又はISO14001のどちらかを取得 なし	2 1 0	
	G ワーク・ライフ・バランス等の 推進の取組	えるぼし認定等の取得の有無	3号	認定を受けている 認定を受けていない	1 0	
	H 賃上げの実施を表明した 企業等	賃上げの実施の表明の有無	3号 3号の2	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 上記内容に該当しない	2 0	
イ 配置に関する 技術者項目	A 指定工種の配置予定技術者の保有資格	配置予定技術者の資格取得後の経験年数	4号	監理技術者資格者証の取得後10年以上経過。 配置予定技術者の保有資格が上記以外の者である。	1 0	/6
	B 同種工事の配置予定技術者の 従事経験(過去15年間)	配置予定技術者の平成21年4月1日以降に 完成・引渡しした同種工事の従事経験	4号	主任技術者又は監理技術者としての従事経験あり。 上記以外の役職での従事経験あり。	2 0	
	C 指定工種の配置予定技術者の 工事成績(過去3年間の平均点)	主任技術者又は監理技術者として従事した工事 (指定工種に限る。)の令和3年4月1日以降 の工事成績評定点(平均点)	4号	75点以上 65点以上75点未満 65点未満又はなし	2 1 0	
	D 指定工種の配置予定技術者に 係る表彰実績	平成31年4月1日以降の指定工種に係る優良 工事技術者表彰の受賞実績	4号	受賞実績あり 受賞実績なし	1 0	
ウ 簡易な 施工計画に関する 項目	A 施工計画に対する提案(工程管理及び品質管理を除く。)	内容の適切性及び工夫の有無	5号	施工計画は適切であるとともに、優れた工夫が見られる(標準案より優れた提案が2項目以上ある) 施工計画は適切であるとともに、工夫が見られる(標準案より優れた提案が1項目ある) 施工計画は適切である。(標準案又は標準案と同程度の内容)	4 2 0	/14
	B 工程管理に対する提案	内容の適切性及び工夫の有無	6号	工程管理は適切であるとともに、優れた工夫が見られる(標準案より優れた提案が2項目以上ある) 工程管理は適切であるとともに、工夫が見られる(標準案より優れた提案が1項目ある) 工程管理は適切である。(標準案又は標準案と同程度の内容)	4 2 0	
	C 発注者が指定した課題への 対応	内容の適切性及び工夫の有無	7号	現地条件・工事条件を踏まえ、課題に適切に対応しているとともに、優れた工夫が見られる(標準案より優れた提案が2項目以上ある) 現地条件・工事条件を踏まえ、課題に適切に対応しているとともに、工夫が見られる(標準案より優れた提案が1項目ある) 現地条件・工事条件を踏まえ、課題に適切に対応している。(標準案又は標準案と同程度の内容)	3 2 0	
	D 品質管理に対する提案	内容の適切性及び工夫の有無	8号	現地条件・工事条件を踏まえ、適切であるとともに、優れた工夫が見られる(標準案より優れた提案が2項目以上ある) 現地条件・工事条件を踏まえ、適切であるとともに、工夫が見られる(標準案より優れた提案が1項目ある) 現地条件・工事条件を踏まえ、適切である。(標準案又は標準案と同程度の内容)	3 2 0	

(注1 工事は工種により適宜選択する。)

(注2 得られた評価点に30/32を乗じた数値を加算点として与える。)

得点
合計

0

総合評価落札方式 提出書類 記載留意事項

1. 企業に関する項目について

A 指定工種の工事成績（様式－3号）

- ① 令和3年4月1日以降（過去3年間）完成した公共工事（指定工種）の工事成績評点（過去3年間全ての工事の平均）が70点以上の場合に加点します。（発注者が発行した工事成績評定通知書の写しを添付する必要があります。）
- ② 共同企業体（特定又は経常）での工事成績については、出資比率が20%以上の構成員全てを加点します。（その場合は、出資比率を確認できる資料を添付する必要があります。）

B 指定工種の施工に関する表彰実績（様式－3号）

- ① 平成31年4月1日以降（過去5年間）の入札公告及び入札説明書に定めた指定工種に係る優良工事表彰実績がある場合に加点します。
- ② 共同企業体（特定又は経常）での表彰実績については、出資比率が20%以上の構成員全てを加点します。（その場合は、出資比率を確認できる資料を添付する必要があります。）
- ③ 加点対象となる優良工事表彰は、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）で規定するもの）に限ります。（当該表彰状の写しを添付する必要があります。）

C 地域への貢献活動（様式－3号、3号の1）

- ① 平成31年4月1日以降（過去5年間）の近隣地域内の災害協定等に基づく活動実績、又は企業としてのボランティア活動による表彰がある場合に加点します。なお、従業員が個人的に行ったものは対象外とします。
- ② 防災・災害復旧活動又はボランティア活動の実績については、表彰状の写し、実績証明書等により客観的に証明ができるものを対象とします。
- ③ 3号の1様式の記載に当たっては、実施機関からの証明印が必要となります。ただし、活動実績の確認が可能な表彰状や実績証明書等の写しを添付する場合は、様式－3号の1に実施機関の証明印は必要ないものとします。（提出後、審査において添付資料が不明瞭と認められた場合には、実施機関の証明印のある様式－3号の1の再提出を求めます。）

D 地域精通度（様式－3号）

当該工事实施近隣地域内（都道府県内）に本社（本店）を有している場合に加点します。

E 同種工事の施工実績（様式－3号）

- ① 平成21年4月1日以降（過去15年間）に、元請けとして完成・引渡しが完了した入札公告及び入札説明書に定めた同種工事の元請けとしての施工実績が、公共機関である場合に加点します。
- ② 同種工事の施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合は、出資比率が20%以上で、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限ります。
- ③ 同種工事の施工実績について、工事の概要等の把握に必要と判断される最少限の図面等を添付するとともに、実績証明のためCORINSの写し又は契約書の写し（契約条項は不要）を添付する必要があります。

F ISOの認証取得（様式－3号）

- ① 開札時点で有効なISO9001又はISO14001の認証を取得している場合に加点します。（認証登録証（有効期限内のものに限る。）及び登録範囲が確認できる付属書等の写しを添付する必要があります。）
- ② 入札参加希望者が共同企業体の場合、構成員がISOを取得していても加点の対象とはなりません。

G ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組

- ① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」の申請に係る一般事業主行動計画の策定状況。
- ② 次世代法に基づく「トライくるみん認定企業」「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定等の状況。
- ③ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」の認定の状況、過去3年間に若手（35歳未満）の新規雇用があり、公告の日まで雇用が継続している場合又はインターンシップの受入れや合同説明会への出席、各種資格取得支援等若手の技術の確保・育成の取組について、その認定・取組の有無を記載する。

H 賃上げの実施を表明した企業等（様式－3号の2）

○賃上げ実施のの表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、様式－3号の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を添付する必要があります。表明書については、内容に異動がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

○賃上げ実施の確認

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙2の1又は別紙2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙3）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表名した場合においては、賃上げを表名した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙3）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算日（別紙1に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙3の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の④俸給、給与、賞与等の総額の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表 明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の1月末までに規約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙4の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であつて、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

なお、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

2. 配置予定技術者に関する項目について

A 指定工種の配置予定技術者の保有資格（様式－４号）

- ① 配置予定技術者が監理技術者資格者証を有し、その資格者証の取得後 10 年以上の経験がある場合に加点します。
- ② 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合には、低位の者で採点を行います。

B 同種工事の配置予定技術者の従事経験（様式－４号）

- ① 配置予定技術者の平成 21 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間）の同種工事への従事経験が、主任技術者又は監理技術者として中心的な立場で従事し、その内容が確認できた場合に加点します。
- ② 監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付する必要があります。
- ③ 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合は、低位の者で採点を行います。

C 指定工種の配置予定技術者の工事成績（様式－４号）

- ① 令和 3 年 4 月 1 日以降（過去 3 年間）に、主任技術者又は監理技術者として従事した公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）で規定するものに限り。）の工事成績評点（過去 3 カ年間全ての工事の平均）が 65 点以上の場合に加点します。
なお、公共工事発注機関が発行した工事成績評定通知書の写し及び配置予定技術者が当該工事に従事したことを証明するため CORINS 登録の写しを添付する必要があります。
- ② 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合は、低位の者で採点を行います。

D 指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績（様式－４号）

- ① 平成 31 年 4 月 1 日以降（過去 5 年間）の当該発注業種に係る優良工事技術者表彰の受賞実績がある場合が加点対象になります。（発注機関が発行した優良工事技術者表彰状の写しを添付する必要があります。）
- ② 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合は、低位の者で採点を行います。

3. 簡易な施工計画に関する項目について

A 施工計画に対する提案（工程管理及び品質管理を除く）（様式－５号）

提出された施工計画が本工事における考慮すべき施工条件等を踏まえ適切であること。標準案（設計図書及び公共建築工事仕様書等によるもの。）と比較して、工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１評価項目及び採点基準（簡易型）による）

B 工程管理に対する提案（様式－６号）

提出された工程管理が、期限内の工期設定で工程上重要な項目が記載されており適切であること。標準案と比較して、工程の設定に工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１評価項目及び採点基準（簡易型）による）

C 発注者が指定した課題への対応（様式－７号）

発注者が指定した課題に対して適切に対応していること。標準案と比較して、環境、地域特性等の現地条件、工事条件を踏まえた工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１評価項目及び採点基準（簡易型）による）

D 品質管理に対する提案（様式－８号）

発注者が指定した部材・工法等の品質の確認方法、管理方法が、環境、地域特性等の現地条件、工事条件を踏まえ適切であること。標準案と比較して、工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１評価項目及び採点基準（簡易型）による）

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 殿

住所
商号又は名称
代表者名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事に係る競争参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び入札説明書に規定する競争参加資格を有していること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の記の２の(２)に定める競争参加資格を有する「資格確認通知書」の写し
- 2 入札公告の記の２の(４)に定める施工実績を記載した書面
- 3 入札公告の記の２の(６)に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 4 入札公告の記の４の(２)の①、②に定める加算点を付与するのに必要な事項を記載した書面
- 5 入札公告の記の４の(２)の③に定める施工計画を記載した書面
- 6 その他（入札公告の記の２の(１２)に定める健康保険法等の各種保険の加入実績を証明する書類（総合評定値通知書の写し等）ほか）

【申請内容問い合わせ先】

部署名

担当者

連絡先 電話：

メールアドレス：

同種工事の施工実績(企業)

(※入札説明書、4の(4)に規定する競争参加資格の要件)

工 事 名: 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

会 社 名:

登 録 番 号 ※1	建築一式	〇等級	登録番号	〇〇〇〇
同種工事の要件について	①平成21年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有することとする。			
	②同種工事とは、以下のアからオの要件を満たす新築工事の施工実績とする。なお、評定点が65点未満のものを除くこと。			
	同種工事の要件		施工実績の内容	
	ア: 北海道内において、延床面積60㎡以上の木造建築物の新築の施工実績		ア:	
	イ: —		イ: —	
	ウ: —		ウ: —	
	エ: —		エ: —	
	※ ア～エは同一工事とする。		※ ア～エは同一工事である。	
同種工事の工事名称等	指 定 工 種	〇〇一式工事		
	工 事 名 称 等	〇〇〇〇〇工事		
	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇		
	施 工 場 所	北海道〇〇市〇〇町〇〇		
	請 負 代 金 額	〇〇〇, 〇〇〇円		
	工 期	自 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日 迄		
	受 注 形 態 等	単体/〇〇・〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)		
	CORINS登録の有無	・有(CORINS登録番号) ・無		
	工 事 概 要			
	添 付 資 料			

※1: 登録番号欄には、北海道森林管理局における対象工事種別に係る令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(※最新年度)を付与されている有資格者の登録番号を記載すること。

注1: 記載欄の明示は記入例である。「・」については該当項目に〇を付すこと。

注2: 共同企業体で入札参加を希望する場合は、当該共同企業体としての実績、又は出資比率が20%以上の構成員、いずれかの実績を記載すること。

注3: 同種工事の施工実績が多数の場合は、最大2件まで記載することができるが、それぞれ別業とすること。

注4: 工事の概要等の把握に必要と判断される最少限の図面等を添付するとともに、CORINSの写し又は契約書の写し(契約条項は不要)を添付すること。

注5: 同種工事の発注機関の優先順位は、①公共機関、②民間とする。

注6: 「会社名」の欄は、共同企業体で入札を希望する場合は、出資比率及び該当する構成員名も記載するとともに、出資比率を証明する書類を添付すること。

(様式－2号の1)

同種工事の施工実績(配置予定技術者)
(※入札説明書、4の(6)に規定する競争参加資格の要件)

工 事 名: 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

会 社 名:

配置予定技術者の保有資格		氏 名: ○○ ○○	資 格: ○○○士
従 申 事 請 状 時 況 現 在 の 他 工 事 の	工 事 名	○○○○○工事	
	発 注 機 関 名	○○○○○	
	工 期	自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日 迄	
	従 事 役 職	主任技術者、監理(主任)技術者、その他	
	本工事と重複する場合の対処処置	(例)本工事に着手する前の○年○月には、完成予定であるため、本工事に従事することは可能である。	
	C O R I N S 登 録	・有(CORINS登録番号) ・無	

注1: 記載欄の明示は記入例である。「・」については該当項目に○を付すこと。

注2: 「会社名」の欄は、共同企業体で入札を希望する場合は、出資比率及び該当する構成員名も記載するとともに、出資比率を証明する書類を添付すること。

企業に関する項目

工 事 名 : 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

会 社 名 :

A	指定工種の工事成績	令和3年4月1日以降に完成した公共工事の平均点	・ 80点以上 ・ 75点以上80点未満 ・ 70点以上75点未満 ・ 70点未満又はなし
		工事名称 工 期	〇〇〇〇工事 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 点数 00点
		工事名称 工 期	〇〇〇〇工事 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 点数 00点 本様式に収まらない場合は別葉とする。
B	表彰の指 のす施定 実る工工 績表に種	[表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	(優良工事等表彰・〇〇〇〇〇〇工事) 注4 (〇〇局長・令和〇〇年〇〇月〇〇日)
C	地域への貢献		平成31年4月1日以降の近隣地域内の災害協定等に基づく活動実績、又はボランティア活動による表彰実績等 ・有 ・無 「有」の場合は、様式－3号の1により提出する。
D	地域精通度		当該工事実施近隣地域内(道内)に本社(本店)を有している。 ・有 ・無
E (※1)	施工実績	平成21年4月1日以降の同種工事の施工実績	・平成21年4月1日以降に完成した、公共機関が発注した同種工事の元請けとしての施工実績がある。 ・同上、上記以外(民間発注等)が発注した同種工事の元請けとしての施工実績がある。
		指定工種等	〇〇一式工事
		工 事 名 称	・〇〇〇〇〇〇工事 ・様式-2号の1と同様(以下記載不要)※1
		発注機関名	〇〇〇〇〇
		施 工 場 所	北海道〇〇市〇〇町
		請負代金額	000,000,000円
		工 期	平成 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 迄
		受注形態等	単体/〇〇・〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)
		CORINS登録の有無	・有(CORINS登録番号) ・ 無
F	ISO認証取得	ISO9001	・無 ・有 (登録日、有効期限) 登録番号
		ISO14001	・無 ・有 (登録日、有効期限) 登録番号
G	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組		・無 ・有 (認定名:〇〇〇〇〇〇認定)
H	賃上げの実施表明の有無		・無 ・有 「有」の場合は、様式－3号の2により提出する。

※1 E、施工実績については、入札説明書、4の(4)に規定する競争参加資格の要件(様式-2号)と同様の場合は記載しなくてもよい。

注1: 記載欄の明示は記入例である。

注2: 共同企業体の場合は、当該共同企業体として、又は出資比率が20%以上の構成員いずれか1社の実績を記載すること。

注3: 記載事項が確認できる書類の写しを添付すること。

注4: 施工に関する「表彰」については平成31年4月1日以降(※過去5年間)に完成した工事に限る。また、当該表彰状の写しを添付すること。

注4: 「ISO認証取得」欄は、該当する場合のみ記載することとし、ISOの認証登録証の写しを添付すること。(有効期限内のものに限る。)

注5: ワーク・ライフ・バランスの欄については、取得した認定名を記載することとし、当該認定を証明する写しを添付すること。

地域への貢献活動の実績

工事名：留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

会社名：

活動の種類	☐ 災害協定に基づく防災・災害復旧の活動実績 ☐ 企業としてのボランティア活動による表彰実績 (該当箇所を■にする。)
活動の内容 (具体的に記入)	
活動期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇日間)
活動場所	北海道〇〇市〇〇町
上記内容に相違ないことを証明します。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 証明者(実施機関) 印	

注1:「災害協定に基づく防災・災害復旧の活動実績」は、平成31年4月1日以降(※過去5年間)の近隣地域内の災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と地方公共団体との間の協定に基づき活動した実績について記入すること。

注2:「企業としてのボランティア活動による表彰実績」は、地方公共団体に災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じて、災害ボランティアとして参加し、表彰を受けた事例について記載すること。

注3:「企業としてのボランティア活動による表彰実績」で、表彰状の写しを添付する場合は、証明者(実施機関)の証明印は不要とする。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)(又は○年(令和○年1月1日から令和○年12月31日))において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度の平均受給額を対前年度(又は対前年比)増加率3%以上とすることを表明いたします。

令和○年○月○日

株式会社○○

住所:○○

代表者氏名 ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和○年○月○日

株式会社○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。
大企業: 中小企業等以外の者をいう。
中小企業等: 法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。
ただし、同条第6項に該当する者は除く。
- 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる 書類を提出して下さい。
- 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出して下さい。
- 上記2若しくは3の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記2若しくは3の確認書類を期限までに提出していない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。
- 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)(又は○年(令和○年1月1日から令和○年12月31日))において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

令和○年○月○日

株式会社○○

住所:○○

代表者氏名 ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和○年○月○日

株式会社○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。
大企業: 中小企業等以外の者をいう。
中小企業等: 法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。
ただし、同条第6項に該当する者は除く。
- 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出して下さい。
- 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出して下さい。
- 上記2若しくは3の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記2若しくは3の確認書類を期限までに提出していない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。
- 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

配置予定技術者に関する項目

工 事 名 : 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

会 社 名 :

氏 名 ・ 資 格			氏名:〇〇〇〇	資格:〇〇技術者
最 終 学 歴			〇〇大学 〇〇学部 〇〇年卒業	
A	保有資格	法令による資格・免許	〇級建築士(取得年月日、登録番号)	
			〇級建築施工管理技士(取得年月日、登録番号)	
			監理技術者資格者証(交付年月日、登録番号)	
			監理技術者講習修了証(修了年月日、登録番号)	
		監理技術者資格者証 取得後の経験年数		・10年以上
B (※1)	従事経験	指 定 工 種	〇〇一式工事	
		工 事 名 称	・〇〇〇〇〇工事	
		発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇	
		施 工 場 所	北海道〇〇市〇〇町	
		請 負 代 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
		工 期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	
		従 事 役 職	現場代理人 ・ 主任技術者 ・ 監理技術者 ・ 工事主任等	
		受 注 形 態 等	単体 / 〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)	
		CORINS 登 録 の 有 無	・有(CORINS登録番号) ・ 無	
		工 事 内 容		
		添 付 資 料		
C	工 事 成 績	令和3年4月1日以降に完成した公共工事の平均点	・ 75点以上 ・ 65点以上75点未満 ・ 65点未満又はなし	
		工事名称等 工期・点数	〇〇〇〇工事(CORINS登録番号) 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 点数 〇〇点	
		工事名称等 工期・点数	〇〇〇〇工事(CORINS登録番号) 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 点数 〇〇点	
D	表 実 彰 績	[表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	[優良工事技術者表彰・〇〇〇〇〇工事 (〇〇局長・令和 年 月 日)]	

※1: B配置予定技術者の従事経験については、平成21年4月1日以降(※過去15年間)に完成・引渡ししたものに限る。また、入札説明書、4の(6)の③に規定する競争参加資格の要件(様式－2号の1)と同様の場合は記載しなくてもよい。

注1: 記載欄の明示は記入例である。「・」については該当項目に〇を付すこと。

注2: 配置予定技術者候補が複数名いる場合は、各技術者ごとに別葉で作成すること。

注3: 「法令による資格・免許」欄は、配置予定技術者の所有資格が確認できる資料の写しを添付すること。

注4: 監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付すること。

注5: 共同企業体の場合における「配置予定技術者の施工経験」については、構成員のいずれか1社の配置予定技術者について記載することとし、他の構成員は記載を必要としない。

注6: 「会社名」の欄は、共同企業体の場合は、該当する構成員名も記載すること。

注7: 「従事役職」欄は、配置予定技術者に係る従事役職について確認できる資料の写しを添付すること。

注8: 「表彰の実績」欄は、平成31年4月1日以降(※過去5年間)に完成した工事で該当する場合のみ記載することとし、優良工事技術者表彰状の写しを添付すること。

注9: 「指定工種の配置予定技術者の工事実績」欄は、令和3年4月1日以降(※過去3年間)に完成した工事で該当する場合のみ記載することとし、公共工事発注機関が発行した工事実績評定通知書の写し及び当該工事に従事したことを確認するためCORINSの写しを添付する必要がある。

簡易な施工計画

A 施工計画に対する提案(工程管理及び品質管理を除く)

工事名：留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

会社名：

☐ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。本提案書が認められた場合には、本提案書に基づき施工します。認められない場合には、標準案に基づき施工します。

☐ 標記については、標準案に基づき施工します。

※該当箇所を■にする。

本工事における考慮すべき施工条件	条件1： 執務に影響を及ぼさない施工計画 【標準案】標準仕様書、特記仕様書及び設計図による。
	条件2： —
項 目	具体的な提案内容

簡易な施工計画

B 工程管理に対する提案

☐ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。本提案書が認められた場合には本提案書に基づき施工します。認められない場合は標準案に基づき施工します。

☐ 標記については標準案のとおり施工します。

※該当箇所を■にする。

概 略 工 程 表											
工事種目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	備 考
	10 . . 20	10 . . 20	10 . . 20	10 . . 20	10 . . 20	10 . . 20	10 . . 20	10 . . 20	10 . . 20	10 . . 20	
本工事における 考慮すべき施工条件	条件1: 執務に影響を及ぼさない施工計画 【標準案】標準仕様書、特記仕様書及び設計図による。 条件2: ー										
工程管理にかかわる 技術的所見											

簡易な施工計画

C 発注者が指定した課題への対応

工事名：留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

会社名：

☐ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。本提案書が認められた場合には、本提案書に基づき施工します。認められない場合には、標準案に基づき施工します。

☐ 標記については、標準案に基づき施工します。

※該当箇所を■にする。

発注者が指定した課題	課題1：執務エリア、敷地周辺への工事騒音・振動対策に関する提案
	【標準案】騒音や振動の発生する作業については、執務に支障を与えないよう軽減措置を講じる。
	課題2：資機材搬入時等における安全確保に関する提案
	【標準案】関係法令に基づき、敷地内又は庁舎内への資機材搬入時等における職員、来客者、作業員への安全確保のための対策を講じる。
項目	具体的な提案内容

簡易な施工計画

D 品質管理に対する提案

工事名：留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

会社名：

☐ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。本提案書が認められた場合には、本提案書に基づき施工します。認められない場合には、標準案に基づき施工します。

☐ 標記については、標準案に基づき施工します。

※該当箇所を■にする。

本工事における 考慮すべき施工条件	条件1：事務所庁舎等改修に係る品質管理に関する提案 【標準案】標準仕様書、特記仕様書及び設計図による。
	条件2：その他施工上配慮すべき事項に関する提案 【標準案】標準仕様書、特記仕様書及び設計図による。
項 目	具体的な提案内容

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 等平均受給額 ①	当年(度)の給与 等平均受給額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)÷「4 期末従業員等の状況」の計欄で算出した金額を前年度と比較する	

☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

- 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の写しを添付してください。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①－1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の(労務費＋役員報酬＋従業員給料)で算出した給与総額を前年度と比較する	

☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

- 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の写しを添付してください。

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6



別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号

法人名	屋号 ()	事業年度	平成 年 月 日	税務署
	電話 () -	自社ホームページの有無	(自社ホームページアドレス)	
法人番号				
1 事業内容	() 業	(1) 国内支店・店舗数		
	2 支店・子会社の状況	海外支店・店舗数		
	(1) 国内支店・店舗数	(2) 国内子会社の数		
	(1) 海外支店・店舗数	(2) 海外子会社の数		
4 期末従業員等の状況	(1) 常勤役員	(1) P C の利用形態		
	(2) 期末従業員	(2) 会計ソフトの利用等		
	(3) 計	(3) 会計ソフト名		
	(4) 計のうち代表者数	(4) メールソフト名		
10 主要科目	(1) 売上 (収入) 高	(1) 電子商取引		
	(2) 売上 (収入) 原価	(2) 販売チャネル		
	(3) 期首棚卸高	(3) 株主又は株式所有異動の有無		
	(4) 期末棚卸高	(4) 役員又は役員報酬額の異動の有無		
11 代表者に対する報酬等の金額	(1) 役員報酬	(1) 役員報酬		
	(2) 従業員給料	(2) 従業員給料		
	(3) 交際費	(3) 交際費		
	(4) 減価償却費	(4) 減価償却費		

この用紙はとじこまないでください

OCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

「10 主要科目」・「11 代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

注1 (1) の有・売上欄に該当がある場合
注2 運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
注3 金融業・保険代理業においては、売却金債には未払利息を記載してください。
注4 「11 代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社 (貴法人) が同族会社の場合に記載してください。

12 事業形態	(1) 兼業の状況		(兼業種目)		(兼業割合)		%		13 主な設備等の状況	
	(2) 事業内容の特異性									
	(3) 売上区分		現金売上		% 掛売上		%			
14 決算日等の状況	売上	締切日		決済日		16 税理士の関与状況				
	仕入	締切日		決済日						
	外注費	締切日		決済日						
	給料	締切日		支給日						
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称					17 加入組合等の状況				
18 18月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収税額		従事員数
	18月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円	人
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	計									
	前期の実績									
19 当期の営業成績の概要										

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号	□□□□□			
整理番号	□□□□□□□□			
提出者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 個人番号又は法人番号(注) (フリガナ) 代表者氏名			
事業種目	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4			
提出媒体	1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹旋			
作成担当者	本店等一括提出 翌年以降送付			
作成税理士署名	有 ☐ 否 ☐			
税理士番号	□□□□□□□□			
電話	□□□□□□□□			

提出用

〔平成28年1月1日以後提出用〕

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子) 14 FD 15 MO 16 CD 17 DVD 18 書面 30 その他 99)

(注)平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

税務署受付印	令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号
提出者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 個人番号又は法人番号(注) (フリガナ) 代表者氏名	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄にし、ここから記載してください。		作成担当者	本店等一括提出 翌年以降送付
		作成税理士署名	有 ☐ 否 ☐
		税理士番号	□□□□□□□□
		電話	□□□□□□□□

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)			
区分	人 員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支 払 金 額
(A) 給与、給与等 の総額	人		円
(B) のうち、内閣府 の雇用者等の賃金	人		円
(C) 源泉徴収票 を提出するもの	人		円
(D) 災害減免法 により徴収 猶予したもの	人		円
(摘 要)			

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)			
区分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
(A) 退職手当等 の総額	人	円	円
(B) のうち、源泉徴収票 を提出するもの	人	円	円
(摘 要)			

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)					
所得税法第40条に規定する報酬又は料金等	区 分	個 人	個 人 以 外	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人 員	人 員	人 員	人 員	人 員
所得税法第40条に規定する報酬又は料金等	原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)	人	人	円	円
	弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)	人	人	円	円
	診療報酬(3号該当)	人	人	円	円
	職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)	人	人	円	円
	芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)	人	人	円	円
	ホステス等の報酬又は料金(6号該当)	人	人	円	円
	契約金(7号該当)	人	人	円	円
	賞金(8号該当)	人	人	円	円
(A) 計	人	人	円	円	
(B) のうち、支払調書を提出するもの	人	人	円	円	
所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金	区 分	件 数	支 払 金 額	源泉徴収税額	(摘 要)
	(A) のうち、支払調書を提出するもの	人	円	円	
	災害減免法により徴収猶予したもの	人	円	円	

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)			
区 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
(A) 使用料等の総額	人	円	円
(B) のうち、支払調書を提出するもの	人	円	円
(摘 要)			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)			
区 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
(A) あっせん手数料の総額	人	円	円
(B) のうち、支払調書を提出するもの	人	円	円
(摘 要)			

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)			
区 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
(A) 譲受けの対価の総額	人	円	円
(B) のうち、支払調書を提出するもの	人	円	円
(摘 要)			

税務署 整理欄	通信日付印	確 認	提出年月日	身元確認
			年 月 日	□□□□□□□□
			区 分	A B C D E F G H

令和 年 分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

整理番号

税務署 受付印		令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	提出媒体 1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹旋							
提出者	住所又は 所在地	電話 (-)	調書の提出 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	区分	提出媒体	1 給与	2 退職	3 報酬	4 使用	5 譲受	6 幹旋
	(フリガナ)		(フリガナ)								
	氏名又は 名称		作成担当者								
	個人番号 又は 法人番号(注)	※個人番号又は法人番号は複写されません	作成税理士 署名								
	(フリガナ)		税理士番号								
	代表者 氏名		電話 (-)								

控 用

〔平成28年1月1日以後提出用〕

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子14 FD15 MO16 CD17 DVD18 書面30 その他99)

〔注〕平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)									
区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額				
① 俸給、給与、賞与等の 総 額									
②のうち、内閣府の 日雇労働者の賃金									
③ 源泉徴収票を 提出するもの									
④のうち、源泉徴収 票により徴収 猶予したもの									
(摘 要)									

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)					
区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	(摘 要)
① 退職手当等 の 総 額					
②のうち、源泉徴収 票を提出するもの					

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)					
所得税法第204条に 規定する報酬又は 料金等	区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
①	原稿料、講演料等の 報酬又は料金(1号該当)				
	弁護士、税理士等の 報酬又は料金(2号該当)				
	診療報酬(3号該当)				
	職業野球選手、騎手、外交員等の 報酬又は料金(4号該当)				
	芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(5号該当)				
	ホステス等の 報酬又は料金(6号該当)				
	契 約 金(7号該当)				
	賞 金(8号該当)				
	② 計				
	③のうち、支払調書を提出するもの				
④のうち、所得税法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金					
⑤のうち、支払調書を提出するもの					
(摘 要)					

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)			
区 分	人 員	支 払 金 額	
① 使用料等の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの			
(摘 要)			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)			
区 分	人 員	支 払 金 額	
① あっせん手数料の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの			
(摘 要)			

5 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)			
区 分	人 員	支 払 金 額	
① 譲受の対価の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの			
(摘 要)			

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊤のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊤㊤のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊤計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊤のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
 - ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

工 事 仕 様 書

1 工事概要

- (1) 工事名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事
- (2) 工事場所 苫前郡羽幌町南6条1丁目26番地
- (3) 工事内容 事務所庁舎・車庫・物置の新築工事（木造〔CLT含む〕平屋建：床面積57㎡）
 現庁舎等解体（事務所・宿舍〔木造平屋建：面積267㎡〕、車庫〔鉄骨平屋：延面積16㎡〕、物置2棟〔木造平屋：面積28㎡〕）
 車庫移設〔鉄骨平屋：延面積16㎡〕）

2 工事仕様

(1) 共通仕様

仕様書、内訳書、図面に記載されない事項については、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版）」を基本とするほか、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した各標準仕様書とする。

(2) 特記仕様

一般 共通 事項	共通事項	・ 工事施工に当たり、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、道路交通法、電気事業法及びその他の関係法令等を遵守すること。 ・ 工事着手前に居住者に施工内容及び留意事項について、事前に周知すること。なお、内容は、事前に発注者の承諾を得ること。 ・ 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。
	保険等	・ 受注者は、契約約款に基づき雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者の形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
	保険等	・ 受注者は、「労災保険関係成立」の標識を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。 ・ 受注者は、労働者災害補償保険関係成立の証並びに、建設業退職金共済制度に加入した時には、その発注者用掛金収納書を工事請負

		契約締結後、発注者に提出しなければならない。
一般共通事項	工事関係図書 材料 掘削作業・埋設物等 その他	・ 施工に先立ち、施工計画書を作成し、発注者に提出すること。 ・ 工事に使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出し承諾を受けること。 ・ 掘削作業着手前に埋設物調査を行い、工事中は可能な限り人力掘削とし、既存の埋設物に損傷を与えないこと。 ・ 施工に当たって、既存設備及び構造物並びに既存埋設物等に損傷を与えないよう注意すること。万が一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
仮設工事	足場その他 仮設森林事務所 監督事務所 工事用電力及び用水	・ 枠組本足場を設ける場合は手すり先行足場とし、「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省平成 21 年 4 月）」によるものとする。 ・ 仮設森林事務所を設け、トイレ及び冷暖房設備を設置すること。 ・ 設けない。 ・ 受注者の負担とする。
その他	現庁舎等解体	・ 現庁舎の解体は、発注者が関係機関との協議が整った後、実施すること。

令和 7 年度

設 計 書

工 事 名 称 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

課長	係長	担当者

北 海 道 森 林 管 理 局
令和 7 年 4 月 1 日

工事内容説明書

1. 工 事 名 称 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

2. 施 工 場 所 北海道苫前郡羽幌町南6条1丁目26番地の内

3. 工事請負費 金 円也

内 訳

工 事 価 格 金 円也

消費税等相当額 金 円也

4. しゅん功期限 契約書に示す着手の日から 令和7年10月31日 まで

5. 工 事 規 模	・ 事務所新築	木造平屋	56.93m ²
	・ 事務所+住宅解体	木造平屋	267.30m ²
	・ 3号車庫解体	S造平屋	15.84m ²
	・ 1号物置解体	木造平屋	17.29m ²
	・ 3号物置解体	木造平屋	10.86m ²
	・ 4号車庫移設	S造平屋	16.22m ²

[illegible]

直 接 工 事 費 種 目 別 内 訳				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
I 事務所新築工事 建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
小 計				
II 解体・移設工事	1	式		
計				

直 接 工 事 費 科目別内訳

事務所（建築工事）								
名	称	数	量	単位	金	額	備	考
仮設工事		1		式				
土工事		1		式				
地業工事		1		式				
鉄筋工事		1		式				
型枠工事		1		式				
コンクリート工事		1		式				
防水工事		1		式				
木工事		1		式				
屋根工事		1		式				
外壁工事		1		式				
金属工事		1		式				
左官工事		1		式				
建具工事		1		式				
塗装工事		1		式				
内装工事		1		式				
仕上エント工事		1		式				
外構工事		1		式				
	計							

直接工事費科目別内訳

[illegible]

直接工事費科目別内訳

[illegible]

直接工事費科目別内訳

[illegible]

直 接 工 事 費 中科目別内訳

事務所					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
仮設工事		1	式		
計					
土工事		1	式		
計					
地業工事		1	式		
計					
鉄筋工事		1	式		
計					
型枠工事		1	式		
計					
コンクリート工事		1	式		
計					
防水工事		1	式		
計					
木工事		1	式		
計					
屋根工事		1	式		
計					
外壁工事		1	式		
計					
金属工事		1	式		

直接工事費 中科目別内訳

事務所

[illegible]

直接工事費 中科目別内訳

事務所

[illegible]

直接工事費 中科目別内訳

事務所

[illegible]

直接工事費 中科目別内訳

直 接 工 事 費 細目別内訳

事務所		仮設工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
遣方	小規模	65.2	m ²			
墨出し	小規模 S造 地上階	56.9	m ²			
養生	小規模 S造 地上階	56.9	m ²			
整理清掃跡片付け	小規模 S造 地上階	56.9	m ²			
枠組本足場	手すり先行方式 高さ12m未満 建枠 900*1700 2ヶ月	169	m ²			
安全手摺	手すり先行方式 枠組本足場 2ヶ月	41.3	m			
内部足場	階高4.0m以下 脚立足場 1ヶ月	56.9	m ²			
仮設資材運搬	枠組本足場 手すり先行方式 建枠幅900 (二枚布)	169	m ²			
仮設資材運搬	安全手摺 手すり先行方式 枠組本足場用	41.3	m			
仮設資材運搬	内部仕上足場 脚立足場 平屋建	56.9	m ²			
仮囲	仮囲鉄板 H=2.0m 解体工事期間 1ヶ月	57.6	m			
仮囲	仮囲鉄板 H=3.0m 解体工事期間 1ヶ月	91.8	m			
仮囲	仮囲鉄板 H=2.0m 新築工事期間 3ヶ月	41.4	m			
仮囲	仮囲鉄板 H=3.0m 新築工事期間 3ヶ月	64.8	m			
仮囲運搬	H=2.0m	99.0	m			
仮囲運搬	H=3.0m	157	m			
計						

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直接工事費細目別内訳

事務所		地業工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
砂利地業	基礎下 再生クラッシュラン	5.4	m3			
	土間下 再生クラッシュラン	9.8	m3			
砂地業	人力 土間下 t=30	2.0	m3			
床下防湿層敷き	ポリエチレンフィルム t=0.15	65.2	m2			
土間下断熱材敷き	ポリスチレンフォーム t=50 2種b	65.2	m2			
基礎断熱材打込	ポリスチレンフォーム t=50 JIS A9521 1号	38.3	m2			
軒下砂利敷	B種 t=60	27.1	m2			
計						

直接工事費細目別内訳

事務所						
鉄筋工事						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
異形鉄筋	SD 295 D10 旭川 小口	1.5	t			
異形鉄筋	SD 295 D13 旭川 小口	0.3	t			
鉄筋加工組立	小型構造物	1.7	t			
鉄筋運搬費	4ton車 30km程度	1.7	t			
スクラップ [*] 控除	鉄屑 H2	0.1	t			
計						

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直接工事費細目別内訳

事務所						
コンクリート工事						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
普通コンクリート	FC=18N 呼び強度18 S=15 羽幌地区	1.8	m ³			
普通コンクリート	Fc=24N 呼び強度24 S=18 羽幌地区	23.0	m ³			
冬期保温料	留萌	23.0	m ³			
コングリート打設手間	捨てコングリート 人力打設 S15～S18	1.8	m ³			
	基礎部 ホﾟﾝﾌﾟ 打設 S15～S18 50m³/回未満	12.4	m ³			
	土間部 ホﾟﾝﾌﾟ 打設 S15～S18 50m³/回程度	10.6	m ³			
ホﾟﾝﾌﾟ圧送費 基本料金	50m³/回以下	3.0	回			
塩分測定費		3.0	回			
計						

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直 接 工 事 費 細目別内訳

事務所		木工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
壁 CLT	カラマツ Mx60-5-5 150 x 1200 x 6200 1枚	1.1	m3			
屋根 CLT	カラマツ Mx60-3-3 90 x 1200 x 6200 5枚	3.3	m3			
CLT加工費	カラマツCLT 仕口・継手工場加工	4.5	m3			
針葉樹合板	スプライン用 15 x 910 x 1820	2.0	枚			
タッピングねじ	STS6.5・F85	200	本			
タッピングねじ	STS6.5・F180	200	本			
CLT柱脚金物	SS400 溶融亜鉛メッキ アンカーボルト 2-M16	2.0	組			
運賃	現場車上渡し	1.0	台			
CLT建方工事費	仮設足場 別途 クレーン 別途 吊り金物 含む	1.0	式			
法定福利費		1.0	式			
諸経費		1.0	式			
建方機械	テフテレックレーン 4.9t吊り おへレーター付	2.0	日			
計						

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直 接 工 事 費 細目別内訳

事務所		金属工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
くつすり	ステンレス製 t=2 W=40	1.5	m			
ライニング	SUS304 t=1.2 W=100	1.2	m			
コーナーアンクル	L=30×30×3 スチール製	12.8	m			
鋼製グレーチング溝蓋	歩行用 枠付 W250	0.5	m			
天井点検口	一般タイプ アルミ製 450角 内外枠共額縁	3.0	箇所			
計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

事務所		左官工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
床コンクリート直均仕上	金ごて 直均仕上	38.7	m2			
	金ごて 厚張物仕上	30.2	m2			
基礎モルタル塗り	はけ引き 外壁 t=25	30.2	m2			
基礎天端コンクリート 直均仕上	金ごて 幅150	63.3	m			
建具周囲 モルタル充填	内部建具	3.3	m			
計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

事務所		建具工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(金属製建具)						
AD-1	W=785 H=2330 アルミ片開き玄関ドア ランマ付	1.0	箇所			
AD-2	W=1670 H=2000 アルミ引違い框戸 腰パネル	1.0	箇所			
SS-1	W=2975 H=2250 スチール 軽量パランスシャッター	1.0	箇所			
(樹脂製建具)						
PD-1	W=740 H=2000 樹脂製片開きドア	1.0	箇所			
PW-1	W=1650 H=1100 樹脂製引違い窓	1.0	箇所			
PW-2	W=1650 H=500 樹脂製引違い窓	1.0	箇所			
PW-3	W=740 H=500 樹脂製横すり出し窓	4.0	箇所			
PW-4	W=740 H=900 樹脂製横すり出し窓	1.0	箇所			
(木製建具)						
WD-1	W=700 H=2000 木製片開きドア	1.0	箇所			
WD-2	W=1600 H=2000 木製片開きドア	1.0	箇所			
WD-3	W=600 H=2000 木製片開きドア	3.0	箇所			
木製建具ガラス	型板ガラス t=4 ガラス清掃共	1.5	m2			
計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

事務所		塗装工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
木材保護塗装	木部 化粧柱 工程A種 素地A種	5.9	m2			
	木部 天井 CLT 工程A種 素地A種	8.5	m2			
	木部巾木 巾300以下 工程B種 素地B種	39.4	m			
	窓枠 巾300以下 工程B種 素地B種	25.6	m			
	WD枠 巾300以下 工程B種 素地B種	24.1	m			
	梁型 集成材現し 工程B種 素地B種	6.9	m2			
	天井 CLT現し 工程B種 素地B種	23.9	m2			
計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

事務所		内装工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
床 複合フローリング	t=12 かば C種 下張り無	22.1	m2			
床 ビニル床シート	t=2.0 無地 一般床 熱溶接工法	8.1	m2			
壁 ビニルクロス	ボート面 素地B種 一般部 普及品 準不燃 F☆☆☆☆	94.2	m2			
壁 石膏ボード GB-R	t=12.5 不燃 木下地 継目処理共	94.2	m2			
壁 石膏ボード GB-R	t=12.5 不燃 木下地 突付け	61.7	m2			
壁 グラスウール	t=100 24kg/m ³ 裸ロール	74.1	m2			
天井 石膏ボード GB-R	t=9.5 準不燃 突付け	25.0	m2			
天井 化粧石膏ボード GB-D	t=9.5 準不燃 突付け トラバース	8.1	m2			
天井 防湿フィルム	ポリエチレンフィルム t=0.15	18.7	m2			
天井 グラスファイバー	フローイング工法 18kg t=300	39.0	m2			
天井 カマツ3層パネル	t=24	3.6	m			
天井 廻縁	塩ビ製	78.9	m			
倉庫棚板	構造用合板 t=12 特類 F☆☆☆☆ 2級 1800x900	7.6	m2			
計						

直接工事費細目別内訳

事務所 仕上エント工事						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
換気フード	樹脂製 自然換気用 角型 150×200 KS700P同等	16.0	箇所			
レジスター	樹脂製 角型 150×200 KS6010P同等	3.0	箇所			
流し台	BL型 W=1200	1.0	箇所			
吊り戸棚	BL型 W=1200 H=700	1.0	箇所			
タオル掛け	ステンレス 16□ L=400	2.0	箇所			
ブラインド	アルミ製 スラットW=25 横型操作棒式	4.9	m2			
下足箱	W1600×D405×H798	1.0	箇所			
防風郵便受	タテ型 W40 H250	1.0	箇所			
掲示板	アルミ製 W960 H1280	1.0	箇所			
計						

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直 接 工 事 費 細目別内訳

電気設備工事				電灯幹線		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	6.0	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	露出配管 16mm	2.0	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 28mm	12.0	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)	5.5mm ²	8.0	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) (PF管内)	5.5mm ²	9.0	m			
EM-CETケーブル	14mm ² 木造サドル・木造ステップ	9.0	m			
EM-CETケーブル	14mm ² FEP内 (PF・CD)	10.0	m			
引込開閉器箱	屋外型 MCB3P50AF	1.0	面			
電灯分電盤	屋内型 銅板製 ELB3P50A 14回路	1.0	面			
接地極 (銅覆鋼棒打込式)	14φ×1.5m	1.0	か所			
接地極埋設標	黄銅製 管理者名刻印 (腐食加工)	1.0	枚			
防雨入線カバー		1.0	個			
腕金	75×75×3.2×1800	1.0	本			
計						

直 接 工 事 費 細 目 別 内 訳

電気設備工事				電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	15.0	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	27.0	m			
600Vボリエチレン絶縁耐燃性ボリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm-2C 木造サドル・木造ステップル	47.0	m			
600Vボリエチレン絶縁耐燃性ボリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm-2C FEP内 (PF・CD)	13.0	m			
600Vボリエチレン絶縁耐燃性ボリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm-3C 木造サドル・木造ステップル	47.0	m			
600Vボリエチレン絶縁耐燃性ボリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm-3C FEP内 (PF・CD)	25.0	m			
600Vボリエチレン絶縁耐燃性ボリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm-3C 木造サドル・木造ステップル	10.0	m			
600Vボリエチレン絶縁耐燃性ボリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm-3C FEP内 (PF・CD)	3.0	m			
VVケーブル用 ジョイントボックス	大 透明カバー付	11.0	個			
合成樹脂製 スイッチボックス (カバー付)	埋込 1個用	11.0	個			
タンブラースイッチ (金属プレート付)	1P15A×1 ネーム無	2.0	個			
タンブラースイッチ (金属プレート付)	1P15A×3 ネーム付	1.0	個			
タンブラースイッチ (金属プレート付)	3W15A×1 ネーム無	2.0	個			
タンブラースイッチ (金属プレート付)	3W15A×2 ネーム無	1.0	個			
タンブラースイッチ (金属プレート付)	1P PL (ONレカ0.5A)×1 ネーム無	1.0	個			
タンブラースイッチ (金属プレート付)	1P15A×1 PL (ONレカ0.5A)×1 ネーム無	2.0	個			
人感センサー	親機 8A	2.0	個			
LED照明器具	A LSS9-4-23-LN	1.0	台			
LED照明器具	B LSS9-2-15-LN	3.0	台			
LED照明器具	C LSS1-4-30-LN	2.0	台			
LED照明器具	D LSS9-4-48-LN	4.0	台			
照明器具 SP-1	棚下灯 昼白色 FL15W×1灯相当	1.0	台			
照明器具 SP-2	ダウンライト 昼白色 SB型 1L60W×1灯相当	3.0	台			

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直 接 工 事 費 細目別内訳

電気設備工事				コンセント分岐		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	33.0	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	60.0	m			
600Vボリエチレン絶縁耐燃性ボリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2.0mm-2C 木造サドル・木造ステップル	24.0	m			
600Vボリエチレン絶縁耐燃性ボリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2.0mm-2C FEP内 (PF・CD)	54.0	m			
600Vボリエチレン絶縁耐燃性ボリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2.0mm-3C 木造サドル・木造ステップル	46.0	m			
600Vボリエチレン絶縁耐燃性ボリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2.0mm-3C FEP内 (PF・CD)	53.0	m			
VVケーブル用 ジョイントボックス	大 透明カバー付	6.0	個			
合成樹脂製 アウトレットボックス (カバー付)	中四角 浅型 D44	26.0	個			
合成樹脂製 アウトレットボックス (カバー付)	中四角 深型 D54	2.0	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax1 125V	1.0	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax2 125V	9.0	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax1 125V 接地極 接地端子付 一体形	1.0	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax2 125V 接地極×2 接地端子×1 一体形	4.0	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax1 125V 接地極付	1.0	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形 2P15Ax2 125V 接地極×2付 一体形	1.0	個			
防水コンセント	2P15A×2 125V 抜止 (JIS防水)	1.0	個			
アップコンセント	アルミダイキャスト製 2P15A×1 1コロアース付 丸型 ボックス用	2.0	個			
計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

電気設備工事				構内交換設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	13.0	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 28mm	11.0	m			
導入線 (PF管内)	導入線 (PF管内)	24.0	m			
合成樹脂製 アウトレットボックス (カバー付)	中四角 浅型 D44	1.0	個			
合成樹脂製 アウトレットボックス (カバー付)	中四角 深型 D54	2.0	個			
フラッシュプレート (金属製)	角型 ハトメ	1.0	個			
ローテンションアウトレット	電話用	2.0	個			
防雨入線カバー		1.0	個			
弱電機器収納箱	TV-T (露出形) 相当 (500×500×120)	1.0	個			
計						

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直 接 工 事 費 細目別内訳

電気設備工事				呼出設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	6.0	m			
合成樹脂製 アウトレットボックス (カバー付)	中四角 浅型 D44	2.0	個			
EM-AEケーブル	0.9mm-2C 木造サドル・木造ステップ	3.0	m			
EM-AEケーブル	0.9mm-2C FEP内 (PF・CD)	6.0	m			
インターホン ドアホン セット	親機壁掛形＋玄関用 カラーモニター付 カメラ付	1.0	組			
計						

直接工事費細目別内訳

[庁舎・宿舍]	機械設備工事				暖房設備	
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
温風暖房機	FF式 暖房能力7.0kw 給排気2m延長セット共	1.0	組			
灯油タンク	市販品 490L	1.0	台			
電気ハ ^e ネルヒーター	壁掛型0.5kw	2.0	台			
灯油コック	床埋型 8φ	1.0	個			
消火器	ABC10型	1.0	本			
消火器スタンド	樹脂製 10型1本用 8φ	1.0	個			
被覆銅管	埋設 8φ	5.3	m			
土工事	根切 人力	1.1	m ³			
土工事	埋戻 人力	1.1	m ³			
計						

直接工事費細目別内訳

事務所		機械設備工事		冷房設備		
名　　称	摘　　　要	数　量	単位	単　価	金　　　額	備　　　考
ルームエアコン	冷房：4.0kw 暖房：5.0kw	1.0	台			
平地床置架台	500H コンクリート製架台600型共	1.0	組			
スリムダクト	SD-77. SW-77. SK-77. SE-77	1.0	組			
冷媒用断熱材被覆銅管	液管φ6.35	3.0	m			
冷媒用断熱材被覆銅管	ガス管φ9.52	3.0	m			
硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	屋内一般　20A	3.0	m			
計						

直接工事費細目別内訳

事務所	機械設備工事			換気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
天井換気扇	樹脂製 100φ×80m³/h	2.0	台			
天井換気扇	金属製 150φ×150m³/h	1.0	台			
空調換気扇	壁付 寒冷地仕様 70m³/h 専用フード共	1.0	台			
深型セルフフード	SUS製 100φ	2.0	個			
深型セルフフード	SUS製 150φ	1.0	個			
スパイラルダクト	100φ	1.6	m			
スパイラルダクト	150φ	0.8	m			
防露工事	GW25t+アルミガラスクロス 100φ	1.6	m			
防露工事	RW25t+アルミガラスクロス 150φ	0.8	m			
計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

事務所		機械設備工事			給水設備	
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
サドル分水栓	50×20	1.0	個			
隔測式量水器	13φ(検針盤共)	1.0	組			
止水弁	20A	1.0	個			
量水器用筐	MC-1(750H)	1.0	組			
止水栓用筐		1.0	組			
水抜栓	20×1500H	1.0	本			
仕切弁	管端コア 15A 10K	1.0	個			
散水栓	F12-13	2.0	個			
不凍水栓柱	13×1800H	1.0	本			
伸縮散水栓	埋設 20φ	1.0	本			
散水栓ボックス	B3-B-0	1.0	個			
ポリエチレン2層管	埋設 20φ	30.6	m			
埋設標示テープ	ダブル	30.6	m			
水道用塩ビライニング鋼管 (VB)	屋内一般 20A	10.4	m			
防露工事	パイプガード(直管) 20φ	10.4	m			
防露工事	パイプガード(エルボ・チース) 20φ	12.0	個			
自動吸気弁	20A	1.0	個			
土工事	根切 BH0.28m³	19.9	m³			
土工事	埋戻 BH0.28m³	15.3	m³			
土工事	山砂	4.6	m³			
土工事	残土処分(場内敷均し)	4.6	m³			
配管洗浄費	20A	10.4	m			
アスファルト舗装 とりこわし	集積、積込み共	1.1	m²			

直接工事費細目別内訳

事務所	機械設備工事			給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
アスファルト舗装	A-8-25 細粒、クラッシュラン	1.1	m ²			
クラッシュラン	車道用 t=47cm	0.8	m ²			
路盤材締固め	特に狭い場所 人力 t=47cm	0.8	m ²			
路盤材敷ならし	特に狭い場所 人力 t=47cm	0.8	m ²			
路床整正	特に狭い場所 人力	0.8	m ²			
皿形側溝 とりこわし	W500	0.6	m			
皿形側溝	W500	0.6	m			
交通誘導員	B	3.0	人			
水道申請料		1.0	式			
計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

事務所						
機械設備工事			排水設備			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
排水金物	SNA-50	1.0	個			
プラスチック樹	150φ×100φ 塩ビ蓋 90L 501～800H	1.0	組			
プラスチック樹	150φ×100φ 塩ビ蓋 90L 801～1200H	4.0	組			
プラスチック樹	150φ×100φ 塩ビ蓋 90Y 801～1200H	2.0	組			
プラスチック樹	150φ×100φ 塩ビ蓋 90L 801～1200H 鋳鉄製防護蓋T8	1.0	組			
塩ビ樹用コンクリート板	300×300×60t	8.0	箇所			
硬質塩化ビニール管 (VP)	地中埋設 50φ	8.5	m			
硬質塩化ビニール管 (VP)	地中埋設 75φ	3.4	m			
硬質塩化ビニール管 (VP)	地中埋設 100φ	5.2	m			
硬質塩化ビニール管 (VU)	地中埋設 100φ	18.3	m			
土工事	根切 BH0.28m ³	35.2	m ³			
土工事	山砂	6.3	m ³			
土工事	埋戻 BH0.28m ³	28.9	m ³			
土工事	残土処分(場内敷均し)	6.3	m ³			
スリーブ工事	紙スリーブ 100φ×150mm	3.0	か所			
スリーブ工事	紙スリーブ 125φ×150mm	2.0	か所			
スリーブ工事	紙スリーブ 150φ×150mm	3.0	か所			
計						

直接工事費細目別内訳

事務所		機械設備工事		給湯設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
電気温水器	壁掛型 貯湯量12L 付属品共 1.1kw	1.0	台			
混合栓	熱湯口付 13	1.0	個			
ステンレス管	屋内一般 20A	0.8	m			
保温工事	パイプガード（直管） 20φ	0.8	m			
保温工事	パイプガード（エルボ・チース） 20φ	2.0	個			
計						

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直 接 工 事 費 細目別内訳

解体・移設工事			解体・移設工事			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
事務所＋住宅解体	木造平屋建 床面積 267.30m2 基礎・水道閉止共	1.00	式			
3号車庫解体	薄板軽量形鋼造 床面積 15.84m2 束石共	1.00	式			
1号物置解体	木造平屋建 床面積 17.92m2 束石共	1.00	式			
3号物置解体	木造平屋建 床面積 10.86m2 束石共	1.00	式			
積込・運搬費		1.00	式			
雑工事		1.00	式			
諸経費		1.00	式			
小計						
4号車庫移設	薄板軽量形鋼造 床面積 16.22m2 束石共	1.00	式			
諸経費		1.00	式			
小計						
産業廃棄物処理費		1.00	式			
循環税		1.00	式			
小計						
計						

解体・移設 内訳明細書

内訳明細書

解体・移設工事						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
解体工事						
事務所+住宅解体	木造平屋建 床面積267.30m2 基礎・水道閉止共	1	式			
3号車庫	薄板軽量形鋼造 床面積15.84m2 束石共	1	式			
1号物置	木造平屋建 床面積17.29m2 基礎共	1	式			
3号物置	木造平屋建 床面積10.86m2 基礎共	1	式			
積込・運搬費		1	式			
産業廃棄物処理費		1	式			
循環税		1	式			
雑工事		1	式			
諸経費		1	式			
小計						
移設工事						
4号車庫	薄板軽量形鋼造 床面積16.22m2 束石共	1	式			
諸経費		1	式			
小計						
合計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

解体工事						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
事務所+住宅解体						
	躯体コンクリートとりこわし	34.32	m3			基礎部 標準
	躯体コンクリートとりこわし	6.90	m3			土間
	鉄筋切断	39.16	m3			集積共
	外壁 羽目板 撤去	165.59	m2			
	外壁 モルタル [〃] 撤去	17.68	m2			
	屋根 カ [〃] 鉄板 撤去	382.39	m2			下地共
	屋根 野地板 撤去	382.39	m2			
	鋼製建具 撤去	3.15	m2			枠・集積共
	ガ [〃] ラス 撤去	38.70	m2			集積共
	天井内装材 撤去	267.14	m2			ジ [〃] フトン程度 集積共
	壁内装材 撤去	541.10	m2			石膏ボ [〃] ト [〃] 程度 集積共
	床内装材 撤去	225.29	m2			緑甲板程度 集積共
	畳 撤去	42.00	枚			1帖物 集積共
	畳 下地板 撤去	68.04	m2			
	家具等 撤去	5.00	箇所			従物大
	流し台類 撤去	4	箇所			L=1800程度
	木造とりこわし	267.3	m2			集積・積込共
	アスベスト含有建材撤去	141.31	m2			
	とりこわし機械運搬費	1.00	往復			
	計					

積み込み運搬 細目別内訳

解体工事						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材処理						
	コンクリート類 集積・積み込み	41.22	m3			機械
	内装材 積み込み	83.72	m3			機械
発生材運搬						
	コンクリート類 タンク 10 t 機械積込 D=19.5 km 以下	0.016	m3			
	コンクリート類 タンク 10 t 機械積込 D=19.5 km 以下	41.22	m3			
	木材類 タンク 10 t 機械積込 D=9.5 km 以下	50.17	m3			
	仕上材・材料類 タンク 10 t 機械積込 D=60.0 km 以下	0.97	m3			ガラス・陶器類
	仕上材・材料類 タンク 10 t 機械積込 D=60.0 km 以下	11.29	m3			モルタル
	石膏ボード類 タンク 10 t 機械積込 D=60.0 km 以下	6.58	m3			
	仕上材・材料類 タンク 10 t 機械積込 D=60.0 km 以下	5.84	m3			グラスウール・断熱材類
	仕上材・材料類 タンク 10 t 機械積込 D=60.0 km 以下	37.8	m3			繊維くず
	仕上材・材料類 タンク 10 t 機械積込 D=60.0 km 以下	0.1	m3			廃油
	仕上材・材料類 タンク 10 t 機械積込 D=60.0 km 以下	0.03	m3			蛍光管
	仕上材・材料類 タンク 10 t 機械積込 D=60.0 km 以下	1.187	m3			金属くず（有価物）
	計					

産業廃棄物処分費 細目別内訳

解体工事

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
産業廃棄物処分費						
	有筋コンクリート	49.44	t			
	木材	27.60	t			
	モルタル・ALC	13.5	t			
	ガラス・陶器類	0.97	t			
	廃プラ	0.35	t			
	石膏ボード類	6.58	t			
	グラスウール・断熱材	0.17	t			
	繊維くず	4.5	t			
	廃油	0.09	t			
	蛍光灯	70	本			
	金属くず（有価物）	1.05	t			
	アスベスト含有建材	1.6	t			スレート・エイロックタフ
	循環税相当額	95.43	t			
	計					

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直接工事費細目別内訳

[illegible]

直接工事費 細目別内訳

[illegible]

留萌北部森林管理署 羽幌森林事務所新築工事

番 号	名 称	番 号	名 称	番 号	名 称	番 号	名 称
意 匠 - 1	特記仕様書- 1	構 造 - 1	構造仕様書	電 気 - 1	電気特記仕様書	機 械 - 1	機械特記仕様書- 1
- 2	特記仕様書- 2	- 2	地業・基礎・土台・小屋梁伏図	- 2	配置図・電力電話引込図	- 2	機械特記仕様書- 2
- 3	特記仕様書- 3	- 3	小屋・床板・基礎・1 階断熱伏図	- 3	分電盤結線図・機器姿図	- 3	屋外配管図・機器表
- 4	特記仕様書- 4	- 4	軸組図	- 4	電灯設備図	- 4	衛生設備図
- 5	付近見取図・配置図・求積図・外構図・計画概要・面積表	- 5	見付面積求積図・軸組計算図・軸組計算表	- 5	幹線・コンセント設備図	- 5	冷暖房・換気設備図
- 6	仕上表・使用材料表	- 6	耐力壁標準図	- 6	弱電設備配線図		
- 7	平面図						
- 8	立面図・断面図						
- 9	天井伏図・屋根伏図	解 体 - 1	解体・移設 配置図				
- 10	矩計図- 1	- 2	解体事務所+住宅 平面図				
- 1 1	矩計図- 2	- 3	解体事務所+住宅 立面図				
- 1 2	矩計図- 3	- 4	解体事務所+住宅 仕上表				
- 1 3	展開図- 1	- 5	解体事務所+住宅 矩計図01				
- 1 4	展開図- 2	- 6	解体事務所+住宅 矩計図02				
- 1 5	展開図- 3	- 7	解体事務所+住宅 矩計図03				
- 1 6	建具表	- 8	解体車庫・物置 平面図・立面図				
- 1 7	部分詳細図						

備 考		1 級建築士事務所 北海道知事登録 第 2 1 0 1 号 チ カ ラ 総 合 設 計 株 式 会 社	1 級 建 築 士 建設大臣登録 1 7 7 6 6 4 号 若本 隆志	工 事 名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番	HV-TTL	承 認	共 通
				図 面 名	表紙・図面リスト	縮 尺	図示		
						年月日	R04. 12. 10	担 当	

建築工事特記仕様書		⑫ 完成写真		⑨ コンクリート	
Ⅰ 工事名称 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事		・次のものを原板とともに監督職員に提出する。 分 類 規 格 撮影箇所数 部 数 原板の大きさ (mm) ・モノクローム ・キャビネ版 〈 〉箇所 〈 〉部 ・100*125以上 ・全紙パネル 〈 〉箇所 〈 〉部 ・ 〈 〉 ○カラー ○キャビネ版 〈 〉箇所 〈 〉部 ・100*125以上 ・全紙パネル 〈 〉箇所 〈 〉部 ・ 〈 〉 ・カラーライド 〈 〉箇所 〈 〉部 ・24*36以上		○設計基準強度 (※2 1 N/mm ² ・ 〈 〉) (3.3.4(a)) ○レディーミクストコンクリートの種類 (※Ⅰ類 ・Ⅱ類) (3.3.4(d)) (表3.3.5) ○コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差 (※木共仕表3.3.7による。 ・ 〈 〉) (3.3.4(h) (1) (i)) ○普通コンクリートの材料 (※表3.3.7による。 ・ 〈 〉) (3.3.4(i) (1)) ○混和材料 (・ 〈○ AE減水剤 標準型Ⅰ種 〉) (3.3.4(i) (5)) ・圧縮強度試験 JISA1118 ○4週 (3.3.4(k) (5)) ○スリープ材料 (・ 〈 〉) (3.3.5(c) (6))	
Ⅱ 工事概要 1 工事場所 苫前郡羽幌町南6条1丁目 2 敷地面積 400.00 m ² 3 工事種目 新築 4 構造・規模 庁舎：木造軸組在来工法 平屋 ・ (建築面積) 65.21 m ² / (延べ床面積) 56.93 m ²		⑬ 設備工事との取合い ・施工範囲 ○図示された貫通孔、開口部の型枠及び補強筋 ○図示された壁・天井の仕上げ材及び下地材の切込み並びに下地材の補強 ・駆動装置が電動による建具類の虹配線及びスイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 〈 〉		⑩ 型枠 ⑪ 無筋コンクリート	
Ⅲ 建築工事仕様 1 共通仕様 本工事は設計図書及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修「木造建築工事標準仕様書 (最新版)」 (以下「木標仕」という。) による。なお、木標仕に記載されていない事項については、同じく国土交通大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書による。 2 特記仕様 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○の付いたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※のついた場合は、ともに適用する。 (3) 特記事項欄の行末に記載の () 内表示番号は、木標仕の該当項目又は該当表を示す。		⑭ 設計G L ・設計G L (○図示 ・ 〈 〉)		○適用箇所 (※捨コンクリート ・図示) (3.3.6(c)) ○設計基準強度及びスランプ (・木標仕3.3.6(f)による。 ○ 〈 18N/mm ² 〉) (3.3.6(f) (1))	
章 項 目 特 記 事 項		② 仮設工事		12 荷重等が軽易な場合の土・地業・基礎工事	
① 適用基準等 ○公共建築工事標準仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 (最新版) ○工事写真の撮り方 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 (1.1.4)		① 監督職員事務所 (仮森林事務所) ○設ける規模 〈 20 〉 m ² 仕上げる程度 〈 給排水衛生冷暖房設備、電気設備 (LANルーター含) 〉 〈 〉 〈 〉 ・監督職員事務所の備品等は、次による。 備品の種類 机、椅子、書棚、黒板、製図板、掛時計 数量 〈 〉組 〈 〉台 〈 〉個 〈 〉台 〈 〉個 備品の種類 温度計、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中時計 数量 〈 〉個 〈 〉足 〈 〉着 〈 〉個 〈 〉個 備品の種類 加入電話の付属電話機、衣料、カー、冷暖房機器、消火器 数量 〈 〉台 〈 〉人用 〈 1 〉台 〈 〉個 備品の種類 湯沸し器、掃除具 数量 〈 〉台 〈 〉個		○適用箇所 (・土工事 ・地業工事 ・基礎工事) (3.4.1) ・砂利地業等 (・ (i) ・ (ii) ・ (iii)) (3.4.4(a)) ・床下防湿 (・ベタ基礎 ・ (i) ・ (ii)) (3.4.4(c)) ・基礎工事 ・基礎の位置 (・ 〈 〉 ・図示) (3.4.5(a) (1)) ・基礎の構造 (・ (i) ・ (ii) ・ (iii)) (3.4.5(a) (2)) ・布基礎の地面からの立上り (・ 〈 mm 〉) (3.4.5(b) (ii)) ・布基礎の立上り厚さ、底盤の厚さ及び幅 (・ 〈 mm 〉 ・ 〈 mm 〉 ・図示) (3.4.5(b) (iii)) ・布基礎の根入の深さ (・ 〈 mm 〉 ・図示) (3.4.5(b) (iii)) ・ベタ基礎の根入の深さ、底盤の厚さ (・ 〈 mm 〉 ・ 〈 mm 〉 ・図示) 3.4.5(c) ・底盤の補強筋 (・ 〈 〉 ・図示) ・杭基礎構造 (・ 〈 〉 ・図示) (3.4.5(d)) ・腰壁 (・ 〈 〉 ・図示) (3.4.5(e) (1)) ・鉄筋コンクリート腰壁 (・ 〈 〉 ・図示) (3.4.5(e) (2)) ・コンクリートブロックの厚さ (・ 〈 〉 ・図示) (3.4.5(e) (2) (ii)) ・鉄筋かぶり厚さ (・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (3.4.5(f) (3)) ・コンクリート設計基準 (呼び) 強度 (・21N/mm ² ・ 〈 〉) (3.4.5(j) (1) (ii)) ・土間コンクリート床、結露防止の施工 (・ 〈 〉 ・図示) (3.4.5(n) (i)) ・床下地面の防蟻処理、適用及び範囲 (・適用 ・不適用) ・範囲 〈 〉) (3.4.5(o))	
② 工事実績情報の登録 3 既成工期 ・ 〈令和 年 月 日〉 (1.2.1(e)) 4 電気保安技術者 ・適用する。 (1.3.3) 5 施工条件 ・ 〈 〉 (1.3.5(b)) 6 発生材の処理等 ・引渡しを要するもの 〈 〉 (1.3.8) ・特別管理産業廃棄物 〈 〉 ・現場において再利用を図るもの ・再資源化を図るもの (・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材) 受入れ施設名 〈 〉 受入れ場所 〈 〉 仮置き場所 〈 〉		② 工事用水 ・構内既存の施設 ・利用できる (・有償 ・無償) ○利用できない ③ 工事用電力 ・構内既存の施設 ・利用できる (・有償 ・無償) ○利用できない ④ P R用看板設置 ○工事看板等に、間伐材、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を用いた工事であることを明記する。		① 総則 木標仕で規定する材料は、JAS又はJIS等の材料規格でホルムアルデヒドの放散量規定されている場合 (※(4.1.1(b) (i) 又は (ii) ・ 〈 〉) (4.1.1(b)) ② 材料 使用する材料は、図示及び特記による指定並びに木標仕各章の規程による。 (a) 丸太 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(a)) 樹種名 (・ 〈 〉) 径 (・ 〈 〉) 等級 (・1等 ・2等 ・ 〈 〉) (b) 製材 (1) 製材 (i) 樹構造用製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b)) (4.1.2(b) (1)) (4.1.2(b) (1) (i)) (ii) 造作用製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (ii)) (4.1.2(b) (1) (iii)) (iii) 下地用製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (iii)) (4.1.2(b) (1) (iv)) (iv) 広葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (iv)) (4.1.2(b) (1) (v)) (v) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (v)) (vi) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (vi)) (vii) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (vii)) (viii) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (viii)) (ix) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (ix)) (x) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (x)) (xi) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xi)) (xii) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xii)) (xiii) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xiii)) (xiv) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xiv)) (xv) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xv)) (xvi) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xvi)) (xvii) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xvii)) (xviii) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xviii)) (xix) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xix)) (xx) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xx)) (xxi) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xxi)) (xxii) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xxii)) (xxiii) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xxiii)) (xxiv) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xxiv)) (xxv) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xxv)) (xxvi) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xxvi)) (xxvii) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xxvii)) (xxviii) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xxviii)) (xxix) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xxix)) (xxx) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b) (1) (xxx)) (xxxi) 針葉樹製材 使用箇所 (※図示 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) (4.1.2(b)	

乾燥別（・乾燥・未乾燥） 等級（・1等・2等・〈 〉） (iii)機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 寸法形式（※図示・〈 〉） 乾燥別（・乾燥・未乾燥） 曲げ応力等級等（・〈 〉・〈 〉） (3)枠組壁工法構造用たて継ぎ材 種類（・(i)・(ii)・(iii)） (i)たて枠用たて継ぎ材 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 寸法形式（※図示・〈 〉） 等級等（・〈 〉・〈 〉） (ii)甲種たて継ぎ材 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 寸法形式（※図示・〈 〉） 等級等（・〈 〉・〈 〉） (iii)乙種たて継ぎ材 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 寸法形式（※図示・〈 〉） 等級等（・〈 〉・〈 〉） (c)集成材 種類（・(i)・(ii)・(iii)） (i)造作用集成材 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 見付け材面の品質、寸法（・〈 〉） (ii)化粧ばり造作用集成材 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 樹種名（心材、化粧薄板）（・〈 〉） 化粧薄板の厚さ（・〈 〉） 見付け材面の品質、寸法（・〈 〉） (iii)構造用集成材 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 強度等級（・〈 〉・〈 〉） 材面の品質（・〈 〉） 接着性能（・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） (iv)化粧ばり構造用集成柱 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 樹種名（心材、化粧薄板）（・〈 〉） 化粧薄板の厚さ（・〈 〉） 寸法（・〈 〉） (d)単板積層材 (i)造作用単板積層材 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） 表面の品質（等級又は化粧加工の方法）（・〈 〉） 防虫処理（・〈 〉） (ii)構造用単板積層材 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 接着性能（・〈 〉） 樹種名（・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） 曲げ性能（・〈 〉） (e)構造用パネル 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） (f)合板 種類（・(i)・(ii)・(iii)・(iv)） (i)普通合板 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） 接着の程度（・〈 〉） 板面の品質（・〈 〉） 合板の処理（・防虫・難燃） 表板の樹種（・〈 〉） (ii)構造用合板 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） 接着程度（・〈 〉） 等級（・〈 〉） 板面の品質（・〈 〉） 防虫処理（・〈 〉） 表板の樹種（・〈 〉） (iii)天然木化粧合板 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） 接着程度（・〈 〉） 合板の処理（・防虫・難燃） 化粧板の樹種（・〈 〉） (iv)特殊加工化粧合板 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉）	(4.1.2(b)(2)(iii)) (4.1.2(b)(3)) (4.1.2(b)(3)(i)) (4.1.2(b)(3)(ii)) (4.1.2(b)(3)(iii)) (4.1.2(c)) (4.1.2(c)(i)) (4.1.2(c)(ii)) (4.1.2(c)(iii)) (4.1.2(c)(iv)) (4.1.2(d)) (4.1.2(d)(i)) (4.1.2(d)(ii)) (4.1.2(e)) (4.1.2(f)) (4.1.2(f)(i)) (4.1.2(f)(ii)) (4.1.2(f)(iii)) (4.1.2(f)(iv))	厚さ（・〈 〉） 接着程度（・〈 〉） 表面性能（・〈 〉） 合板の処理（・防虫・難燃） 化粧加工の方法（・オーバーレイ・プリント・塗装・〈 〉） (g)フローリング (i)単層フローリング 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） ひき板の樹種名（・〈 〉） 寸法（・〈 〉） 用途（・根太張用・直張用・〈 〉） 防虫処理（・〈 〉） (ii)複層フローリング 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 品名（・複合1種・複合2種・複合3種） 用途（・根太張用・直張用・〈 〉） 材料名（・〈 〉） 寸法（・〈 〉） 化粧加工の方法（・〈 〉） 化粧板の樹種名・厚さ（・〈 〉） 防虫処理（・〈 〉） (h)各種ボード類 種類（・(i)・(ii)・(iii)・(iv)・(v)・(vi)・(vii)・(viii)・(ix)・(x)・(xi)） (i)硬質木片セメント板 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） (ii)ラスシート 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 材質（・〈 〉） (iii)ハードファイバーボード 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 曲げ強さ（・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） (iv)ミディアムデンシティファイバーボード 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 曲げ強さ（・〈 〉） 接着程度（・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） (v)シーシングボード 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） (vi)パーテクルボード 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 曲げ強さ（・〈 〉） 接着程度（・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） (vii)(viii)構造用せっこうボード 種類（・(A種)・(B種)） 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） (ix)せっこうボード 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） (x)強化せっこうボード 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 厚さ（・〈 〉） (i)接合具及び接合金物 (1)コンクリート釘及びその他特殊釘 材質（・〈 〉） 寸法（・〈 〉） 形状（・〈 〉） (2)接合具及び接合金物（・(i)・(ii)・(iii)・(iv)） (3)(2)以外の接合具及び接合金物（・(v)） 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 種類（・〈 〉） 記号（・〈 〉） (j)接着剤 使用箇所（※図示・〈 〉・〈 〉・〈 〉） 種類（・〈 〉・〈 〉） 主成分及び用途等による区分（・〈 〉） ・防腐・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用（・〈 〉） ○防腐処理及び防蟻処理を行う場合に使用する薬剤（○〈ネジメン同等〉） ・床下の防蟻処理（・〈 〉） ・土壌の防蟻処理に使用する薬剤（・〈 〉）	(4.1.2(g)) (4.1.2(g)(i)) (4.1.2(g)(ii)) (4.1.2(h)) (4.1.2(h)(i)) (4.1.2(h)(ii)) (4.1.2(h)(iii)) (4.1.2(h)(iv)) (4.1.2(h)(v)) (4.1.2(h)(vi)) (4.1.2(h)(vii)(viii)) (4.1.2(h)(ix)) (4.1.2(h)(x)) (4.1.2(i)) (4.1.2(i)(4)) (4.1.2(i)(5)) (4.1.2(j)) (4.1.5(2)(iii)) (4.1.5(3)(i)) (4.1.5(5)) (4.1.5(5)(i))	①適用範囲 ②木材等 ③防腐・防蟻処理 ④土台 ⑤柱 ⑥胴差 ⑦軒桁 8木造筋かい ⑨軸組の仕口 ⑩耐力壁でない軸組の柱と横架材の仕口 ⑪大壁造の面材耐力壁 ⑫小屋組 ⑬屋根野地、軒回り等 14床組	○耐力壁の量、配置等（※図示・〈 〉） (5.1.1(b)) ○木材の含水率による種別（※20%以下・〈 〉） (5.1.4(a)) ○部材毎の樹種（※表5.1.1を標準とする。・〈 〉） (5.1.4(c)) ○土台の防腐・防蟻処理（※〈 〉・〈(i)〉・〈(ii)〉） (5.1.7(a)) ○土台以外の防腐処理（※〈 〉・〈(i)〉・〈(ii)〉） (5.1.7(b)) ○地面からの高さが1m以内の外壁の軸組(i)（・〈①〉・〈②〉・〈③〉） (5.1.7(b)(i)) ○土台の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.2.1(a)) ・木材の火打ち土台の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.2.2(1)(ii)) ・鋼製火打ちとする場合t断面寸法（※図示・〈 〉） (5.2.2(2)) ○柱の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.2.3(a)) ○隅柱（出隅、入隅）/断面寸法（※図示・〈 〉） (5.2.3(b)) ・通し柱を用いる場合の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.2.3(c)) ○間柱の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.2.4(a)) ○間柱の間隔（※450mm・〈 〉） (5.2.4(a)) ○胴差の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.2.5(a)) ・金物による補強（・〈(1)〉・〈(2)〉・〈(3)〉） (5.2.5(c)) ○軒桁の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.2.6(a)) ・木造筋かいの断面寸法（※30×90mm・〈 〉） (5.2.9(a)) ○軸組の仕口 ・筋かい端部の仕口（・〈(1)〉・〈(2)〉・〈(3)〉） (5.3.2) ・上記(3)を選択の場合（・〈 〉） (5.3.2(3)) ○耐力壁となる軸組の柱と横架材の仕口 （※軸組の種類及び柱の位置に応じて表5.3.1・〈 〉） (5.3.3(a)) ○柱の端部と横架材の仕口（・〈(1)〉・〈(2)〉・〈(3)〉・〈(4)〉・〈(5)〉） (5.3.4(a)) ・上記(1)～(5)を選択しない場合（・〈 〉） (5.3.4(a)(6)) ○隅柱と土台の仕口（・〈(1)〉・〈(2)〉・〈(3)〉・〈(4)〉・〈(5)〉） (5.3.4(b)) ・上記(1)～(5)を選択しない場合（・〈 〉） (5.3.4(b)(6)) ○大壁耐力壁の種類 (5.4.1) ○種類、厚さ（※図示・〈 〉・〈 〉） (5.4.1) ・真壁耐力壁の種類 (5.5.1) ・種類、厚さ（※図示・〈 〉・〈 〉） (5.5.1) ○小屋梁 (5.6.1) ・小屋梁の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.6.1(a)) ○小屋束 (5.6.2) ・小屋束の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.6.2(a)) ○棟木・母屋 (5.6.3) ○母屋の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.6.3(a)(1)) ○棟木・母屋の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.6.3(a)(2)) ○桁行き筋かい・振れ止め (5.6.4) ・桁行き筋かい・振れ止めの断面寸法（※15×90mm○〈18x105〉） (5.6.4(a)) ○垂木 (5.6.5) ・垂木の断面寸法（○〈45x75〉） (5.6.5(a)) ○屋根野地 (5.7.1) ・野地板の材料及び工法（・〈(1)〉○〈(2)〉・〈(3)〉・〈(4)〉） (5.7.1) ・ひき板野地板（・〈 〉・〈 〉） (5.7.1(1)(i)) ○合板野地板（○針葉樹構造用合板・〈 〉） (5.7.1(2)(i)) ・パーテクルボード野地板（・〈 〉・〈 〉・〈 〉） (5.7.1(3)(i)) ・大引 (5.8.1) ・大引の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.8.1.(a)) ・床束 (5.8.2) ・床束の断面寸法（※90×90mm・〈 〉） (5.8.2(a)) ・根太掛 (5.8.3) ・根太掛の断面寸法（※24×90mm・〈 〉） (5.8.3(a)) ・根太 (5.8.4) ・根太の断面寸法（・〈 〉） (5.8.4(a)) ・床組に根太を用いない場合（・〈 〉） (5.8.4(e)) ・2階床梁 (5.8.5) ・2階床梁の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.8.5(a)) ・継手（・〈(1)〉・〈(2)〉・〈(3)〉） (5.8.5(b)) ・仕口（・〈(1)〉・〈(2)〉・〈(3)〉） (5.8.5(c)) ・火打梁 (5.8.6) ・木材火打ちの断面寸法（※図示・〈 〉） (5.8.6(1)(i)) ・鋼製火打ちの断面寸法（※図示・〈 〉） (5.8.6(2)) ・構造用面材による床組の補強方法 (5.8.7) ・床梁の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.8.7(1)) ・根太の断面寸法（※図示・〈 〉） (5.8.7(2)) ・床下張り板（・〈①〉・〈②〉・〈③〉） (5.8.7(4)(iii))
---	---	---	---	--	--

屋根及び とい工事	① 適用範囲	○適用する節 ① 第1節 ② 第2節 ③ 第3節 ・ 4節 ・ 5節 ・ 6節 ・ 7節 ・ 建築基準法に定められた構造計算規程に基づき安全性が確認された工法 (※図示 ・ 〈 〉)	(9. 1. 1(a)) (9. 1. 1(b))	10 階段	・ 適用範囲 (・ ささら桁階段) ・ 力桁階段) ・ 製材の寸法 (・ 〈 〉) ・ 工法 (・ 〈 〉) ・ 表10. 7. 1標準とする。)	(10. 7. 1(b)) (10. 7. 2) (10. 7. 3)	建具 工事	① 適用範囲	○適用する節 (② 第2節 ・ 3節 ・ 4節 ・ 5節 ⑥ 第6節 ⑦ 第7節 ⑧ 第8節 ・ 9節 ・ 10節 ・ 11節 ・ 12節)	(12. 1. 1)		
	② 下葦材料	○材料 (※アスファルトルーフィング940 ・ 〈 〉)	(9. 2. 1(b))	11 押入	・ 製材の寸法 (・ 〈 〉) ・ 押入床板、中棚板及び天袋棚板 (・ (1) ・ (2)) ・ 10. 1. 3(b) (3)による普通合板接着の程度、厚さ (・ 〈 〉) ・ I 類、9mm) ・ 10. 1. 3(b) (4)によるパーテクルボード強度及び接着材による区分、厚さ (・ 〈 〉) ・ U13タイプ以上、厚さ20mm) ・ 工法 (・ 〈 〉) ・ 表10. 8. 1標準とする。)	(10. 8. 2(a)) (10. 8. 2(b)) (10. 8. 2(b) (1)) (10. 8. 2(b) (2)) (10. 8. 3)		2 防火戸	・ 防火戸の指定 (※図示 ・ 〈 〉)	(12. 1. 3) (a))		
	③ 金属板葺材料	○屋根金属板の種類の記号及び厚さ (※G60R-20-Z25、厚さ0. 4mm ⑥ (JIS G 3322 塗装溶融55%Mn鋼-亜鉛合金めっき鋼板)) ・ 特殊釘の種類、形状、寸法等 〈 〉	(9. 3. 2(a)) (表9. 3. 1) (9. 3. 2(b) (2))	12 ひさし	・ 製材の寸法 (・ 〈 〉) ・ 10. 1. 3(b) (3)による普通合板の接着の程度、厚さ (・ 〈 〉) ・ I 類、9mm) ・ 化粧野地板に用いる合板 (・ (1) ・ (2)) ・ 工法 (・ 〈 〉) ・ 表10. 9. 1標準とする。)	(10. 9. 2(a)) (10. 9. 2(b)) (10. 9. 2(c)) (10. 9. 3)		③ 見本の製作	○建具見本の製作 (※製作しない ・ 製作する)	(12. 1. 4)		
	4 平葺 (一文字葺)	・ 葺き板の載り寸法 (・ A 種 ・ B 種)	(9. 3. 3(b)) (表9. 3. 5)	13 戸袋	・ 雨戸 (・ 〈 〉) ・ 12章2節 [アルミニウム製建具]) ・ 製材の寸法 (・ 〈 〉) ・ 工法 (・ 〈 〉) ・ 表10. 10. 1標準とする。)	(10. 10. 1(b)) (10. 10. 2) (10. 10. 3)		④ アルミニウム製建具	○アルミニウム製建具の耐風圧性、気密性、水密性の等級 (・ S-4 ・ A-3 ・ W-4) ○外部に面するアルミニウム建具の性能等級 (※A 種 ・ B 種 ・ C 種) ・ 防音サッシの適用 (・ ドアセット ・ サッシ) ・ 防音ドアセットの遮音性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示 ・ 防音サッシの遮音性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示 ○断熱サッシの適用 (・ ドアセット ・ サッシ) ○断熱ドアセットの断熱性の等級 〈 K 2 〉 。ただし、箇所は図示 ○断熱サッシの断熱性の等級 〈 H 5 〉 。ただし、箇所は図示 ・ 耐震ドアセットの適用及び面内変形追随性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示 ○網戸の防虫網の材料 (※合成樹脂製、線径0. 25mm、編目16～18メッシュ ・ 〈 〉) ○形状及び仕上げ ・ 建具の枠の見込み寸法 (※表12. 2. 1による。 ・ 〈 〉) ・ アルミニウム材表面処理の種類 (・ 透明系 (・ 標準色 ・ 注文色) ② 着色系 (・ 色 〈 〉)) ○工法 ・ 水切り、ぜん板 (・ 〈 〉) ⑥ 図示)	(12. 2. 2(b) (1)) (12. 2. 2(b) (1)) (表12. 2. 1) (12. 2. 2(b) (2)) (12. 2. 2(b) (2)) (12. 2. 2(b) (3)) (12. 2. 2(b) (3)) (12. 2. 2(b) (3)) (12. 2. 3(e) (2)) (12. 2. 4(b)) (12. 2. 4(d)) (12. 2. 4(a) (3))		
	5 心木なし瓦葺	・ 瓦葺の動き幅 (・ 450mm ・ 418mm ・ 364mm ・ 321mm)	(9. 3. 5(b)) (表9. 3. 6)	14 床の間及び床脇棚	・ 製材の樹種及び寸法 (・ 〈 〉) ・ 既成部品の材質・形状・寸法 (・ 〈 〉) ・ 工法 (床の間) (・ 〈 〉) ・ 表10. 11. 1標準とする。) (床脇棚) (・ 〈 〉) ・ 表10. 11. 2標準とする。)	(10. 11. 2) (10. 11. 2) (10. 11. 3) (10. 11. 3)		5 鋼製建具	・ 鋼製建具の性能値 ・ 簡易気密型ドアセットを適用する。ただし、箇所は図示。 ・ 外部に面する鋼製建具の耐風圧性 (・ S-2 ・ S-4 ・ S-5) ・ 防音サッシの適用 (・ ドアセット ・ サッシ) ・ 防音ドアセットの遮音性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示 ・ 防音サッシの遮音性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示 ・ 断熱サッシの適用 (・ ドアセット ・ サッシ) ・ 断熱ドアセットの断熱性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示 ・ 断熱サッシの断熱性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示 ・ 耐震ドアセットの適用及び面内変形追随性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示	(12. 3. 1(b) (1)) (表12. 3. 1) (12. 3. 1(b) (1)) (表12. 2. 1) (12. 2. 2(b) (2)) (12. 2. 2(b) (2)) (12. 2. 2(b) (2)) (12. 2. 2(b) (3)) (12. 2. 2(b) (3)) (12. 2. 2(b) (3)) (12. 2. 2(b) (4))		
	6 粘土瓦葺	・ 材料 ・ 粘土瓦の種類、大きさ、産地等 (※J 形、5 3 A ・ 〈 〉) ・ 〈 〉) ・ 役物瓦の種類 (※図示 ・ 〈 〉) ・ 瓦棧木 (材質 〈 〉 、寸法 〈幅 ×高さ mm以上〉) ・ 補強用心材 (材質 〈 〉 、寸法 〈幅 ×高さ mm以上〉) ・ 工法 ・ 野地板が木材以外の場合の棧木の留付け工法等 (※図示 ・ 〈 〉) ・ 瓦の取付け (・ 〈 〉) ・ 粘土瓦葺の棟の工法 (・ 7 寸丸伏せ棟 ・ のし一休棟 ・ のし積棟 ・ 〈 〉)	(9. 4. 2(a) (1)) (9. 4. 2(a) (2)) (9. 4. 2(b) (1)) (9. 4. 2(c)) (9. 4. 3(c) (2)) (9. 4. 3(d)) (9. 4. 3(e))	① 適用範囲	○適用する節 ① 第1節 ② 第2節 ③ 第3節 ・ 4節 ・ 5節 ・ 6節 ・ 7節 ・ 8節 ・ 9節 (11. 1. 1)	(11. 1. 1)		6 鋼製軽量建具	・ 性能及び構造 ・ 簡易気密型ドアセットの気密性 (A-2) (・ 適用する ・ 適用しない) ・ 防音サッシの適用 (・ ドアセット ・ サッシ) ・ 防音ドアセットの遮音性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示 ・ 防音サッシの遮音性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示 ・ 断熱サッシの適用 (・ ドアセット ・ サッシ) ・ 断熱ドアセットの断熱性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示 ・ 断熱サッシの断熱性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示 ・ 耐震ドアセットの適用及び面内変形追随性の等級 〈 〉 。ただし、箇所は図示	(12. 4. 2(b) (1)) (12. 2. 2(b) (2)) (12. 2. 2(b) (2)) (12. 2. 2(b) (2)) (12. 2. 2(b) (3)) (12. 2. 2(b) (3)) (12. 2. 2(b) (3)) (12. 2. 2(b) (4))		
	7 住宅用屋根スレート葺	・ 材料 ・ 種類、寸法及び形状、色彩等 〈 〉 ・ 役物スレートの種類 (※図示 ・ 〈 〉) ・ 強風地域又は高所に使用する場合での使用 ・ 接着剤による補強 (※図示 ・ 〈 〉) ・ 遺留めによる補強 (※図示 ・ 〈 〉)	(9. 5. 2(a)) (9. 5. 3(d) (2))	2 ラス系下地	・ 適用範囲 (・ 直張りラスモルタル下地 ・ 直張りラスシート下地 ・ 通気工法単層下地 ・ 通気工法二層下地)	(11. 2. 3(a) (2))		7 ステンレス製建具	・ 材料 ・ 鋼板の亜鉛めっきの付着量 (※Z12又はF12 ・ 〈 〉) ・ 形状及び仕上げ ・ 鋼板類の厚さ (・ 〈 〉)	(12. 3. 3(a) (1)) (12. 3. 4(a))		
	8 アスファルトシングル葺	・ 材料 (※図示 ・ 〈 〉) ・ 軒先及びけら等に曲面を設ける場合の半径 (※5 0mm ・ 〈 〉)	(9. 6. 1(a)) (9. 6. 2(d))	3 直張りラスモルタル下地	・ ラス (・ 〈2 種波形ラス700〉 ・ 〈2 種コプラス700〉 ・ 〈 〉) ・ ステープル (・ 〈1019j-s〉 ・ 〈 〉)	(11. 2. 3(b) (i) ③) (11. 2. 3(b) (i) ④)		8 木製建具	・ 材料 ○建具材の加工、組立時の含水率の種類 (・ A 種 ※B 種 ・ C 種) ○フラッシュ戸の表面材の合板の種類 (※普通合板2 等 ・ 〈 〉) ・ かまち及び鏡板の樹種 〈 〉 ・ ふすまの上張りの種類 〈 〉	(12. 6. 2(a)) (表12. 6. 1) (12. 6. 2(b) (1)) (12. 6. 2(c) (1)) (12. 6. 2(d))		
	9 といの材料	・ 材料の種類及び板厚等 〈 〉 ・ 谷といの板厚 〈 〉 ・ 銅板板厚 (・ 谷といは0. 4mm ・ その他のとい0. 35mm ・ 〈 〉) ・ 硬質塩化ビニル樹脂製とい材の種類、外径、厚さ及び厚さ (・ 〈 〉 ・ 〈 〉) ・ 〈 〉)	(9. 7. 2(a) (1)) (表9. 7. 1) (9. 7. 2(a) (2)) (9. 7. 2(a) (3))	4 直張りラスシート下地	・ ラスシート (・ 〈LS4以上〉 ・ 〈LS2〉 ・ 〈LS1〉)	(11. 2. 3(c) (i) ③)		⑧ 木製建具	・ 材料 ○建具材の加工、組立時の含水率の種類 (・ A 種 ※B 種 ・ C 種) ○フラッシュ戸の表面材の合板の種類 (※普通合板2 等 ・ 〈 〉) ・ かまち及び鏡板の樹種 〈 〉 ・ ふすまの上張りの種類 〈 〉	(12. 5. 3(a)) (12. 5. 4(d))		
	10 といの加工及び取付け	・ 硬質塩化ビニル製集水器及びあんこうの形等の指定 〈 〉	(9. 7. 3(c) (3))	5 通気工法単層下地	・ ラス (・ 〈2 種リプラス800〉 ・ 〈2 種防水紙付きリブラル800〉) ・ 〈 〉 ・ ステープル (・ 〈925T-S〉 ・ 〈 〉)	(11. 2. 3(d) (i) ③) (11. 2. 3(d) (i) ④)		⑨ 建具用金物	○適用範囲 ○建具用金物の仕様 (※建具製作所の仕様 ・ 〈 〉) ○材質、形状及び寸法 ・ 金物種類及び見え掛り部の材質 (・ 〈 〉) ○表12. 7. 1の※印の適用 ○取付け施工 ・ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 (・ 〈 〉) ○鍵 ・ マスターキーの製作 〈 無 〉	(12. 7. 2(a)) (表12. 7. 1) (12. 7. 3(a)) (12. 7. 4(a))		
造 作 工 事	① 木材等	○造作材の現場搬入時の含水率 (※15%以下 ・ 〈 〉) ・ 樹種 (※表10. 1. 1 ・ 〈 〉)	(10. 1. 3(a)) (10. 1. 3(c))	7 小舞下地	・ 小舞縄の種類 (・ しゅろ ・ 麻 ・ わら縄 ・ 〈 〉)	(11. 2. 6(a) (3))	意 匠					
	② 釘	・ 下張材に対する釘の打込み本数 (・ 〈 〉) ○斜めに釘を打ち込む場所 (※図示 ・ 〈 〉) ・ 造作材化粒面の釘打ち (・ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭あらし)	(10. 1. 6(a) (2) (i)) (10. 1. 6(a) (2) (i)) (10. 1. 6(a) (2) (iv))	8 木ずり下地	・ 木ずり用小幅板の種類 (※杉 心去り材 ・ 〈 〉)	(11. 2. 7(a) (1))						
	③ ボルト	・ ボルトの種類及び径 (・ 〈 〉 ・ 〈 〉)	(10. 1. 6(c) (1))	⑨ モルタル塗り	○材料 ・ 既調合モルタルを用いる場合 (・ 〈 〉) ・ 既設目地材の適用及び形状 (・ 〈 〉 ・ 〈 〉)	(11. 3. 2(d)) (11. 3. 2(h))						
	4 防蟻・防蟻・防虫処理	・ 木部の防蟻・防蟻処理 (※特記 〈 〉 ・ (1) から (3)) ・ 地面から高さが1 m以内の外壁の木質系下地材の防蟻・防蟻処理 (・ 〈 〉 ・ 5. 1. 7 [防蟻・防蟻処理] (b) (ii)) ・ 浴室等の床、壁及び天井の仕上げの下地材の防蟻・防蟻処理 (・ 〈 〉 ・ 5. 1. 7(b) 準用する。) ・ 台所等湿気のある場所水掛りとなる箇所の仕上げの下地材の防蟻・防蟻処理 (・ 〈 〉 ・ 5. 1. 7(b) 準用する。)	(10. 1. 7(a)) (10. 1. 7(a) (1)) (10. 1. 7(a) (2)) (10. 1. 7(a) (3))	10 しっくい塗り	・ 材料 ・ 既調合しっくいの製造工場及び種類 (・ 〈 〉 ・ 〈 〉) ・ 下地 ・ 木ずり及び小舞土壁塗り又はせっこうラスボード以外の下地 (・ 〈 〉) ・ 調査及び塗り厚 ・ 木ずり下地の場合の仕上げ厚 (※1 5mm ・ 〈 mm 〉)	(11. 6. 2(c)) (11. 6. 3) (11. 6. 4)						
	⑤ 窓・出入り口等	○製材の寸法 ⑥ 図示 (・ 〈 〉) ○工法 (・ 〈 〉) ⑥ 表10. 2. 1標準とする。)	(10. 2. 2) (10. 2. 3(a))	11 小舞壁塗り	・ 材料 ・ のりの種類 (・ 〈 〉 ・ 砂壁の場合 〈 〉) ・ 上塗りに用いる色土の種類 〈 〉 ・ 色砂の種類 〈 〉 ・ 工程の種別 (※A 種 ・ B 種) ・ 土物仕上げ ・ 土物仕上げ工法 (・ (i) ・ (ii) ・ (iii) ・ (iv)) ・ 砂壁仕上げ工法 ・ 切返し仕上げ工法 ・ 大津仕上げ (・ (1) ・ (2))	(11. 7. 2(e)) (11. 7. 2(f)) (11. 7. 2(h)) (11. 7. 5) (11. 7. 7(a)) (11. 7. 8(a))						
	⑥ 敷居・かもし等	・ 製材の寸法 ⑥ 図示 (・ 〈 〉) ・ 工法 (・ 〈 〉) ⑥ 表10. 3. 1標準とする。)	(10. 3. 2) (10. 3. 3)	12 仕上塗材仕上げ	・ 仕上塗材 ・ ホルムアルデヒド放散量が規定されている材料 (※4. 1. 1 [総則] (b) (ii) ・ 〈 〉) ・ 仕上塗材の種類 (呼び名) 、仕上げの形状、工法 (・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) ・ 内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性の特性を付加したもの (・ 〈 〉) ・ 複層仕上塗材の耐候性 (※耐候形3 種 ・ 〈 〉) ・ 複層仕上塗材の種類 (・ 〈 〉 ・ 〈 〉 ・ 〈 〉) ・ 防火材料の指定 (・ 〈 〉) ・ 下地処理 ・ その他の下地 (・ 〈 〉)	(11. 8. 2(a) (1)) (表11. 8. 1) (11. 8. 2(a) (3)) (11. 8. 2(a) (4)) (11. 8. 2(a) (8)) (11. 8. 2(a) (9)) (表11. 8. 2) (11. 8. 2(a) (10)) (11. 8. 4(g))						
	7 床板張り	・ 製材の寸法 (・ 〈 〉) ・ 下張り用床板及び量下床板 (・ (1) ・ (2)) ・ 10. 1. 3(b) (3)による構造用合板厚さ (・ 〈 〉 ・ 12mm) ・ 10. 1. 3(b) (4)によるパーテクルボード強度及び接着剤の区分 (・ 〈 〉 ・ 13P又は13Mタイプ、厚さ15mm) ・ 二重張り用合板は、(101. 3(b) (3)による普通合板の接着の程度、厚さ (・ 〈 〉) ・ 接着の程度 I 類、厚さは5. 5mm) ・ 工法 (・ 〈 〉) ・ 表10. 4. 1標準とする。)	(10. 4. 2(a)) (10. 4. 2(b)) (10. 4. 2(b) (1)) (10. 4. 2(b) (2)) (10. 4. 2(c)) (10. 4. 3(a))	⑧ 内外壁及び天井下地	○製材の寸法 (⑥ 図示 (・ 〈 〉)) ○化粧板類を直接取り付ける壁網線及び野縁等の取付け (⑥ 図示 (・ 〈 〉)) ○軒の出が大きい場合の軒天井下地 (⑥ 図示 (・ 〈 〉))	(10. 5. 2) (10. 5. 3(a)) (10. 5. 3(d))						
	9 外壁、内壁及び天井板張り	・ 製材の寸法 (・ 〈 図示 (・ 〈 〉)) ・ 天井に用いる合板 (・ 天然化粧合板 ・ 特殊加工化粧合板) ・ 外壁及び内壁板張り (・ 〈 〉) ・ 表10. 6. 1標準とする。) ・ 天井板張り (・ 〈 〉) ・ 表10. 6. 2を標準とする。)	(10. 6. 2(a)) (10. 6. 2(b)) (10. 6. 3) (10. 6. 3)	⑨ 外壁、内壁及び天井板張り	・ 製材の寸法 (・ 〈 図示 (・ 〈 〉)) ・ 天井に用いる合板 (・ 天然化粧合板 ・ 特殊加工化粧合板) ・ 外壁及び内壁板張り (・ 〈 〉) ・ 表10. 6. 1標準とする。) ・ 天井板張り (・ 〈 〉) ・ 表10. 6. 2を標準とする。)	(10. 6. 2(a)) (10. 6. 2(b)) (10. 6. 3) (10. 6. 3)						
	備考	1 級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号				1 級 建 築 士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志		工 事 名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番 HV-TKK3	承 認	意 匠	
		チカラ総合設計株式会社				図 面 名 特記仕様書ー3		縮 尺 図示 年月日 R04. 12. 10	担 当	03		

■計画概要			
工事名称	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事		
建築主	住所	〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目7〇番地	
	氏名	北海道森林管理局長	
敷地概要	地名地番	苫前郡羽幌町南6条1丁目26番地の内	
	住居表示		
	敷地面積	400.00 m2	
	都市計画区域	指定あり	
	用途地域等	第1種住居地域	
	防火地域	指定なし 法第22条区域：指定あり	
	指定建蔽率	60%	
	指定容積率	200%	
	高さ制限	道路斜線	
	高度地区他	指定なし	
	日影規制	対象外 (H≦10m)	
	道路	前面道路幅員	6.00 m 接道長さ 17.976 m

	気象	積雪	1.40 m	凍結	0.6 m	基準風速V0：32 m
	地震	地震地域係数Z=	0.8	地盤種別：	Ⅱ	
	地業	基礎形式：	ベタ基礎		基礎底N値：	3

建築概要	建物用途	事務所		
	工事の種類	新築		
	構造	木造		
	階数	平屋建て		
	地盤面	B M+300		
	最高高さ	(m)	4.10	
	最高軒高さ	(m)	3.20	

		事務所	合計
建築面積	(m2)	65.21	65.21
1階床面積	(m2)	56.93	56.93
2階床面積	(m2)	0.00	
延べ面積	(m2)	56.93	56.93

設備概要	給水	給水本管より	電気	北電
	給温水	電気温水器より	冷房	電気（エアコン）
	排水	公共下水道へ	暖房	灯油（FF）
	ガス	なし		
	換気	第3種機械換気		
	防災	消火器		

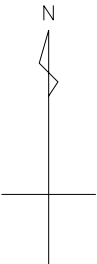
■面積表			
用途地域	第1種住居地域		
工種	新築		
棟	事務所		
敷地面積	1	400.00	

建築面積	合計	400.00 m2	
	1	31.95	事務室
	2	17.96	物置
	3	7.02	車庫
	4	8.28	ポーチ

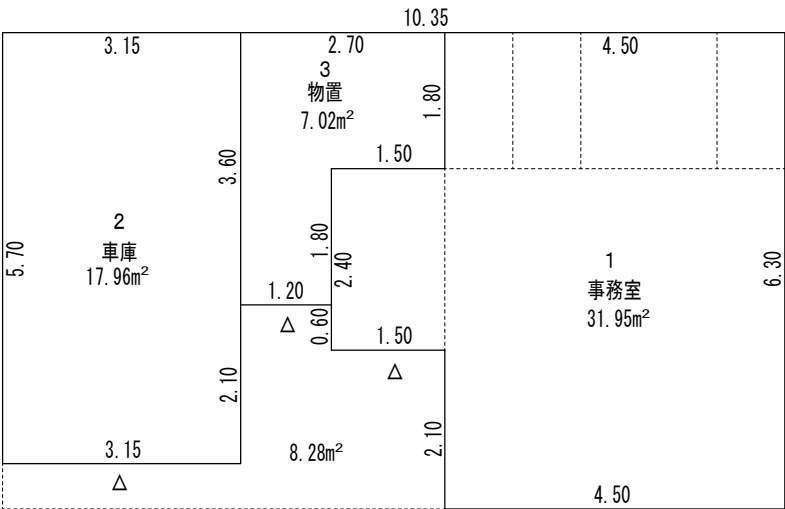
建蔽率	合計	65.21	÷	400.00	16.30 %	≦	60 %
	1F床面積	1	31.95		事務室		
		2	7.02		物置		
		3	17.96		車庫		

2F床面積	計	56.93	m2

	計				m2			
延床面積	合計				56.93	m2		
容積対象面積	56.93	－	56.93	÷	5	45.54	m2	
容積率	45.54	÷	400.00			11.39	% ≤	200 %



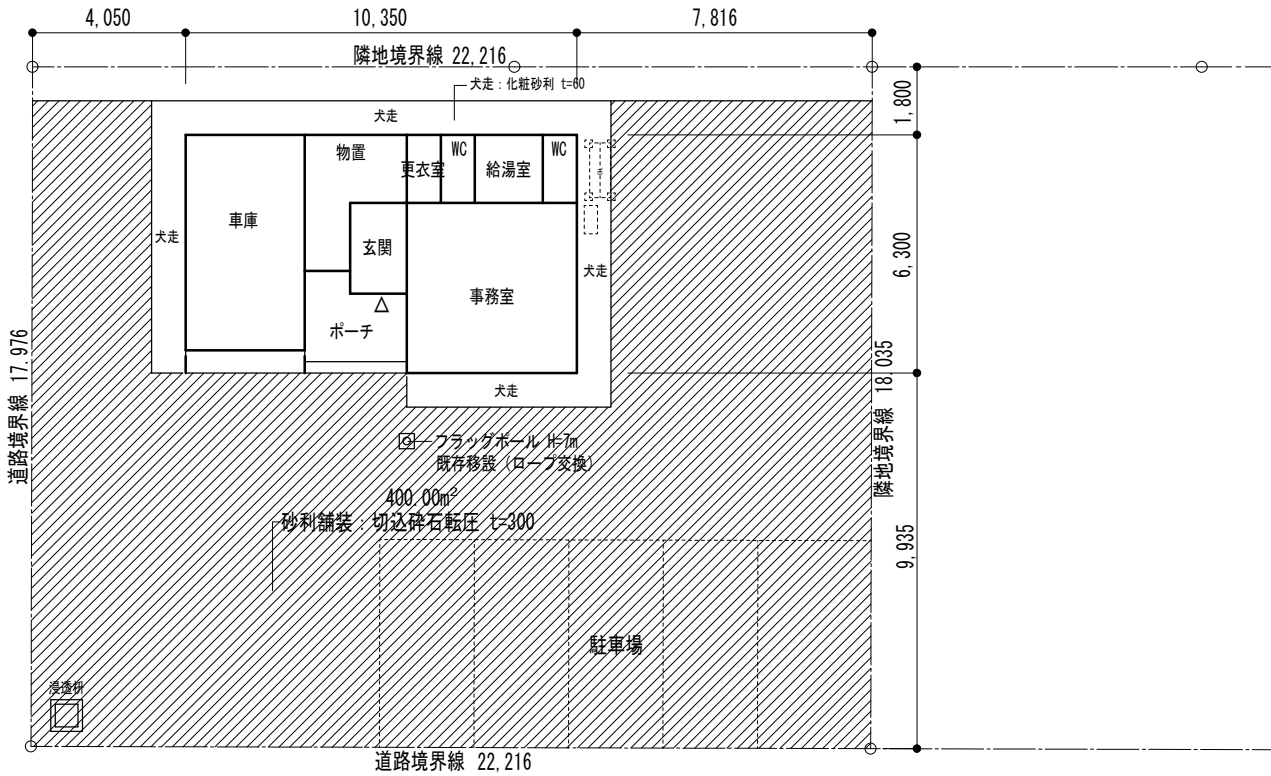
付近見取図



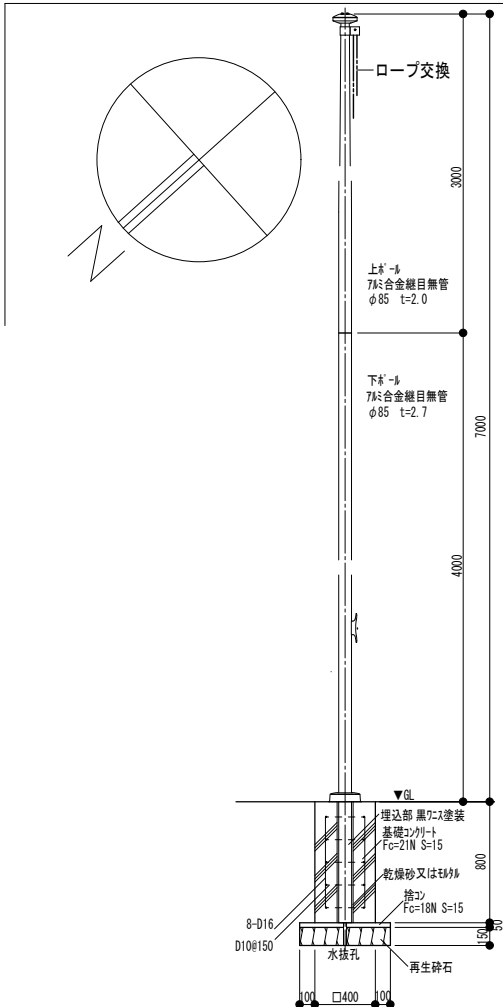
求積図 S=1/200

(CAD求積)

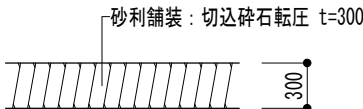
道路幅員6m



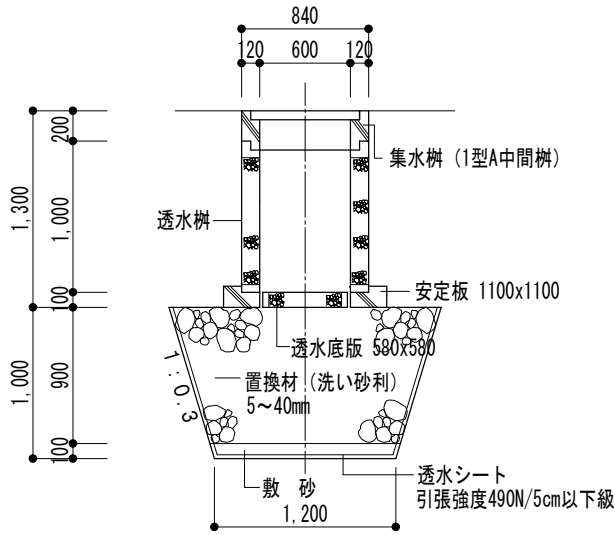
配置図 S=1/200



フラッグポール詳細図 S=1/50



砂利舗装詳細図 S=1/50

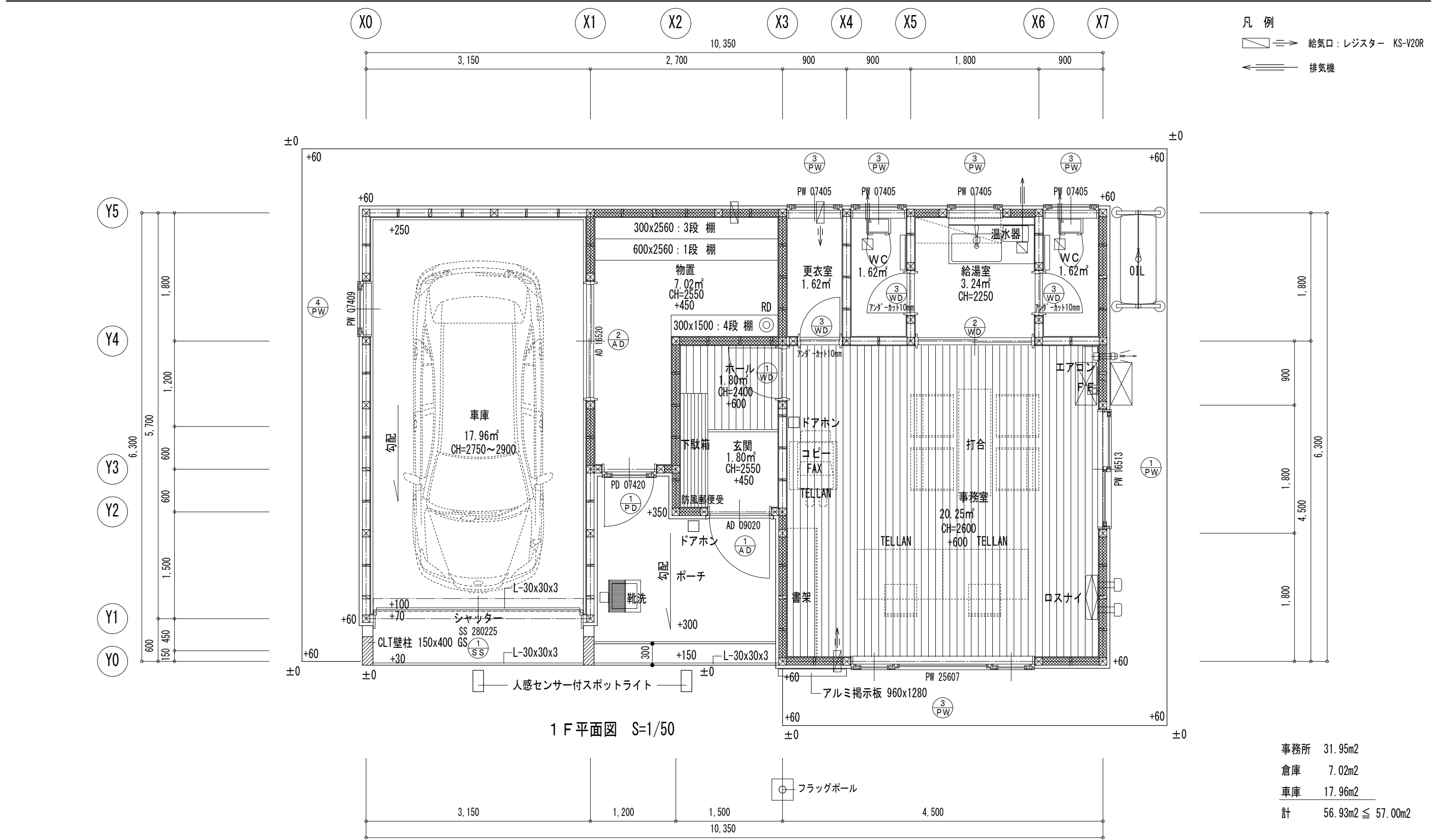


雨水浸透樹詳細図 S=1/50

備 考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1 級 建 築 士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工 事 名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番	HV-HIT	承 認	意 匠
				図 面 名	付近見取図・配置図・求積図・外構図・計画概要・面積表	縮 尺	図示		
							年月日	R04.12.10	担 当

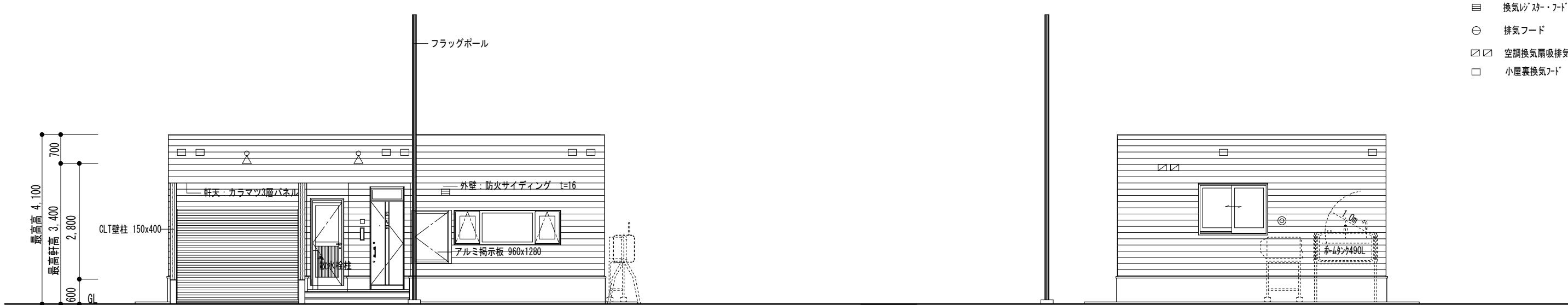
[illegible]

備 考	 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1 級 建 築 士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工 事 名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番	HV-S1A	承 認	意 匠
			図 面 名	仕上表・使用材料表	縮 尺	—		
						年月日	R04.12.10	



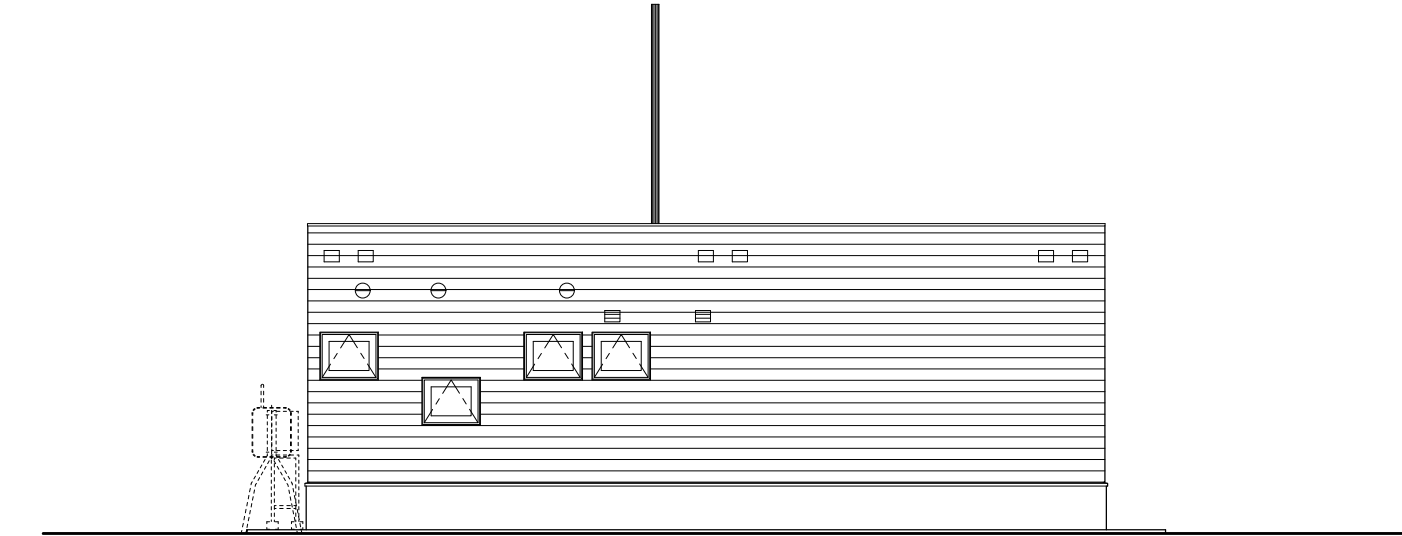
法定算定表

階	室名	寸法 (m)	床面積 合計 (㎡)	サツ番号	窓面積		窓面積 (㎡)	採光				換気			排煙			
					W 1	H 1		補正 係数	採光 面積 (㎡)	必要採光面積		判定	有効 開口 (㎡)	床面積 × 1/20 (㎡)	判定	有効 開口 (㎡)	床面積 × 1/50 (㎡)	判定
										床面積 × 1/7 (㎡)	床面積 × 1/20 (㎡)							
1 階	事務室	4.500×4.500 =	20.25	PW-1	1,650	1,300	1.14	1.00	1.81	-	0.98	OK	H1.30×W0.825 = 1.07	0.98	OK	H0.50×W0.825 = 0.412	0.405	OK
				PW-2	2,550	700	1.78	1.00	1.78				H0.70×W0.665×2 = 0.93					

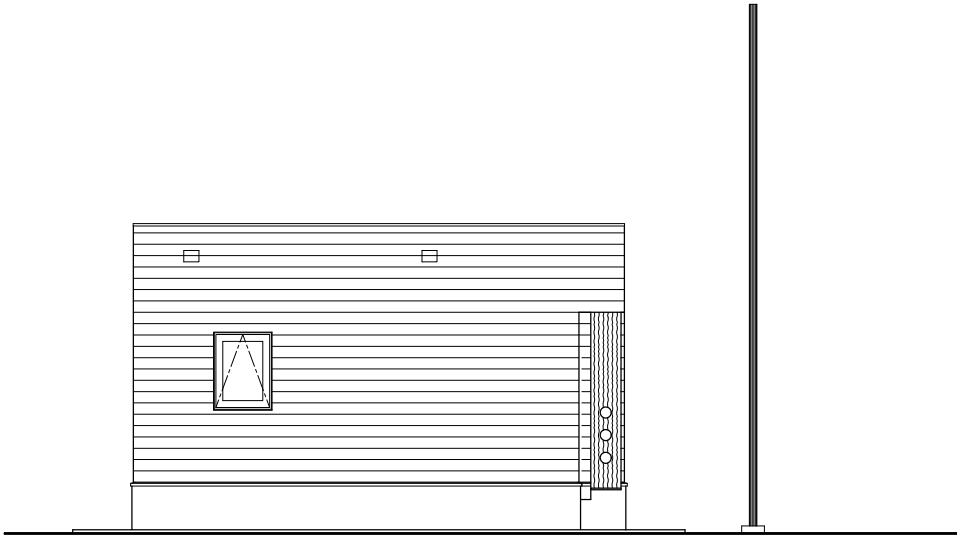


北西立面図 S=1/100

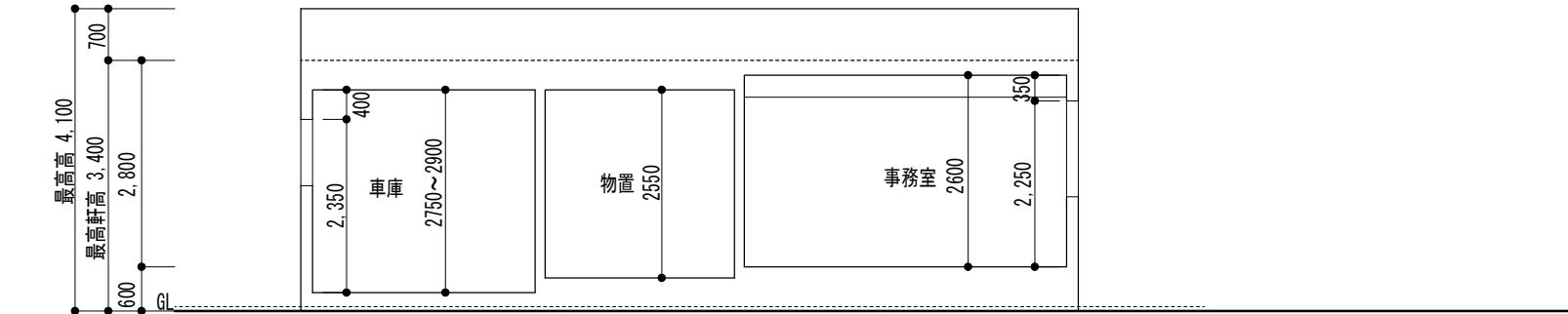
南西立面図 S=1/100



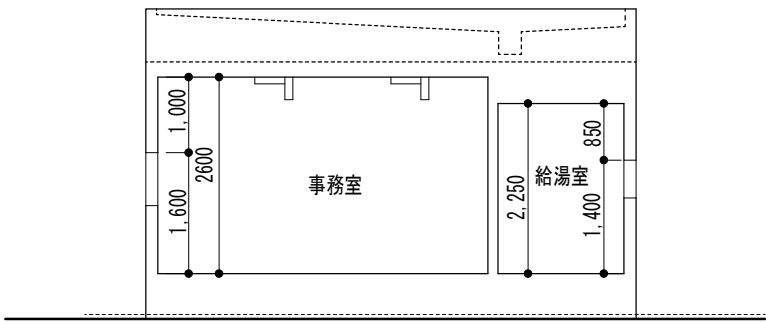
南東立面図 S=1/100



北東立面図 S=1/100

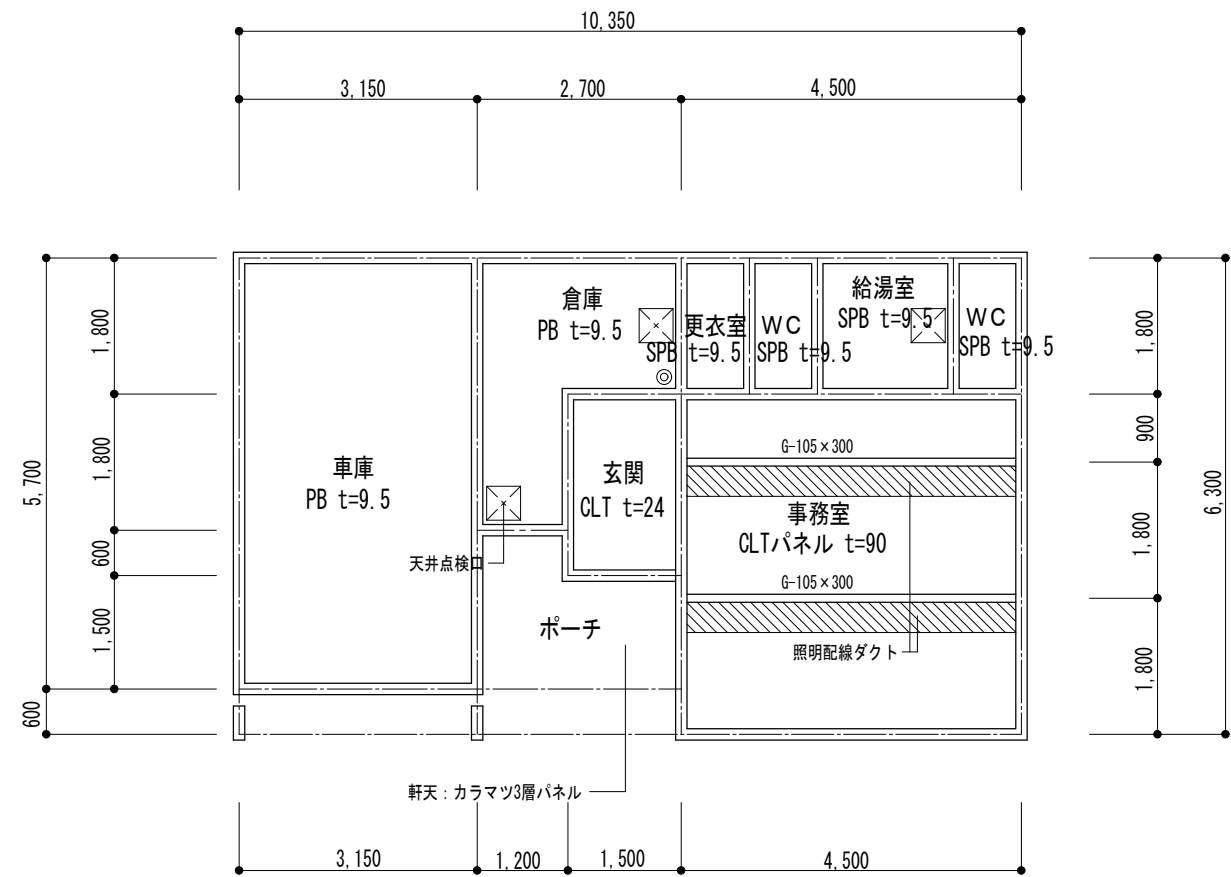


断面図 S=1/100

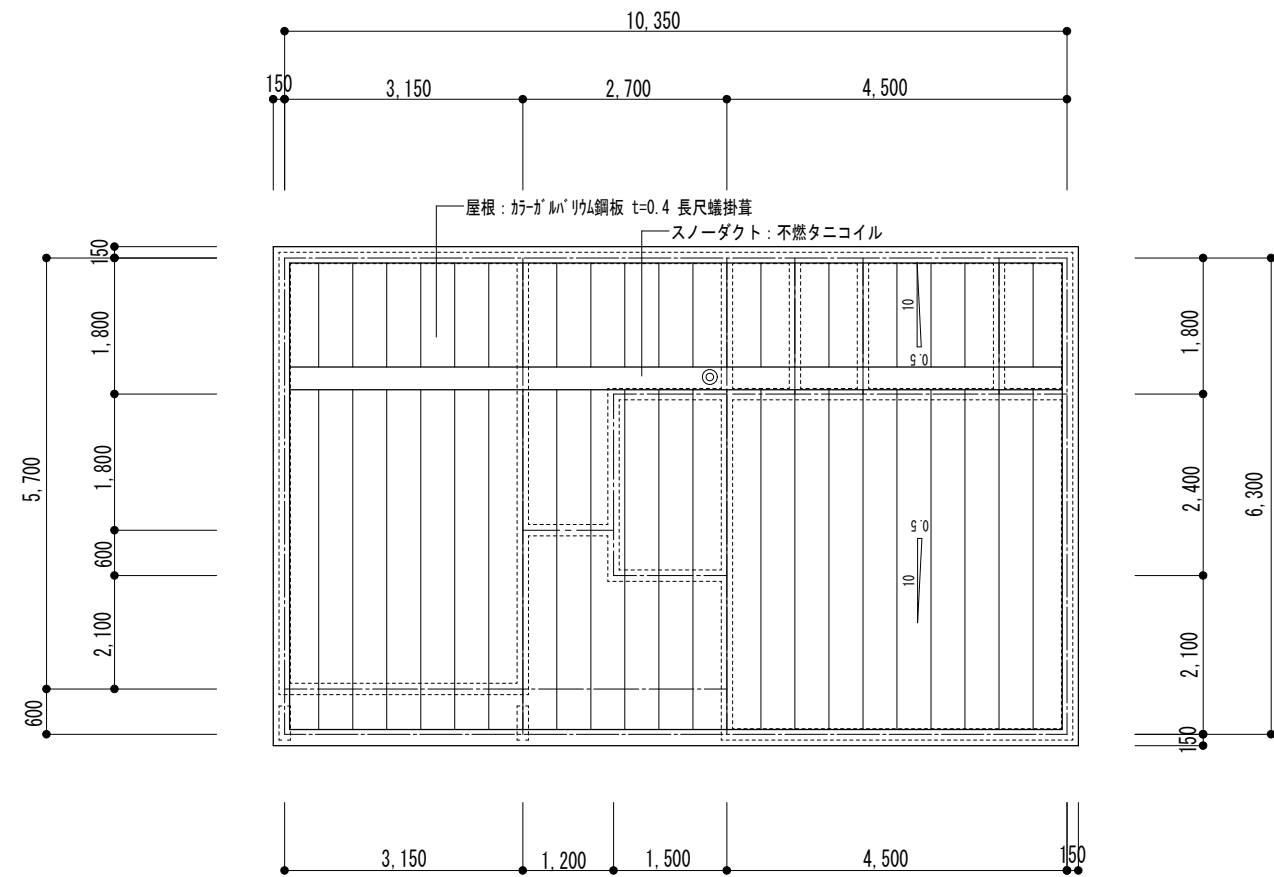


断面図 S=1/100

備考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図番	HV-ELV	承認	意匠 08
				図面名	立面図・断面図	縮尺	図示		
						年月日	R04.12.10	担当	

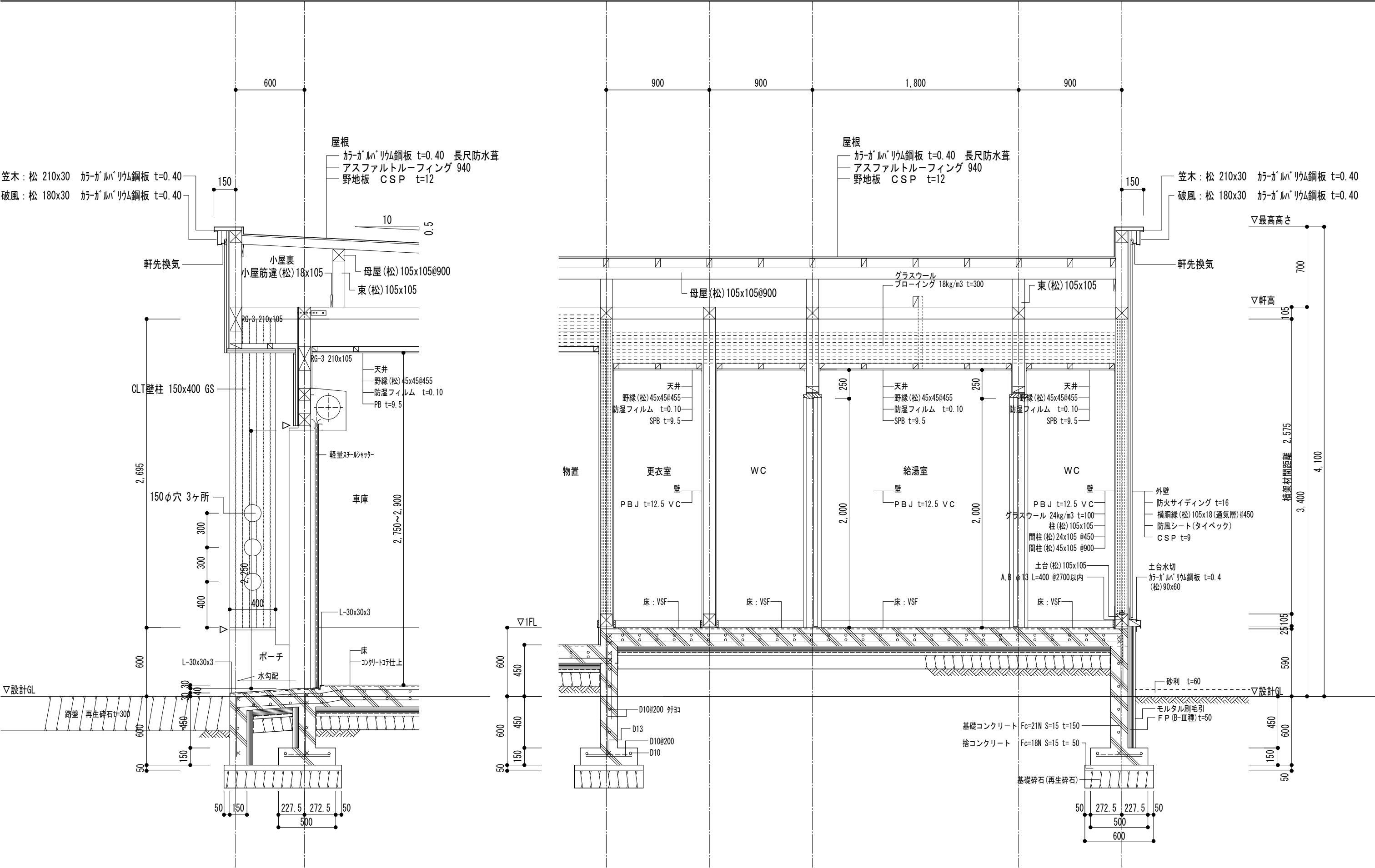


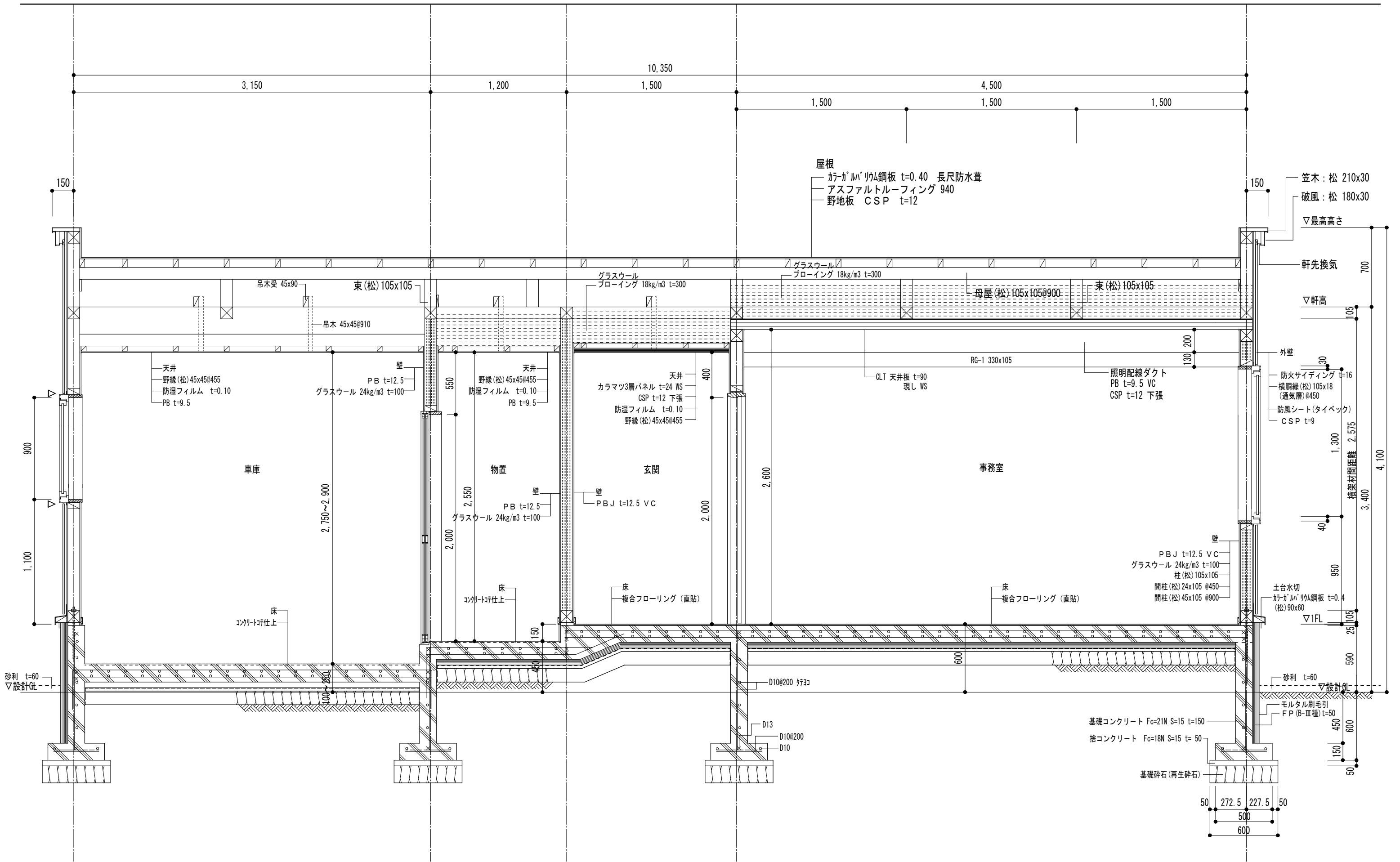
天井伏図 S=1/100



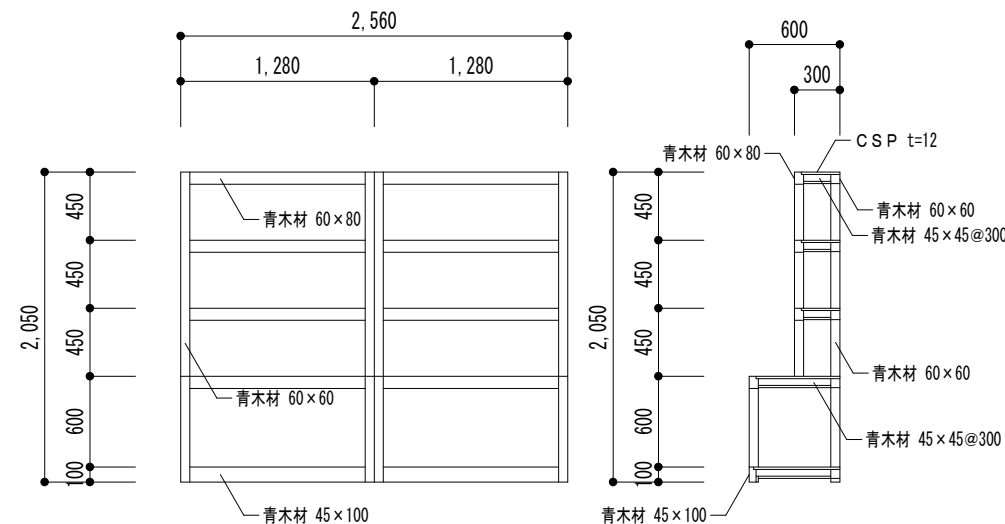
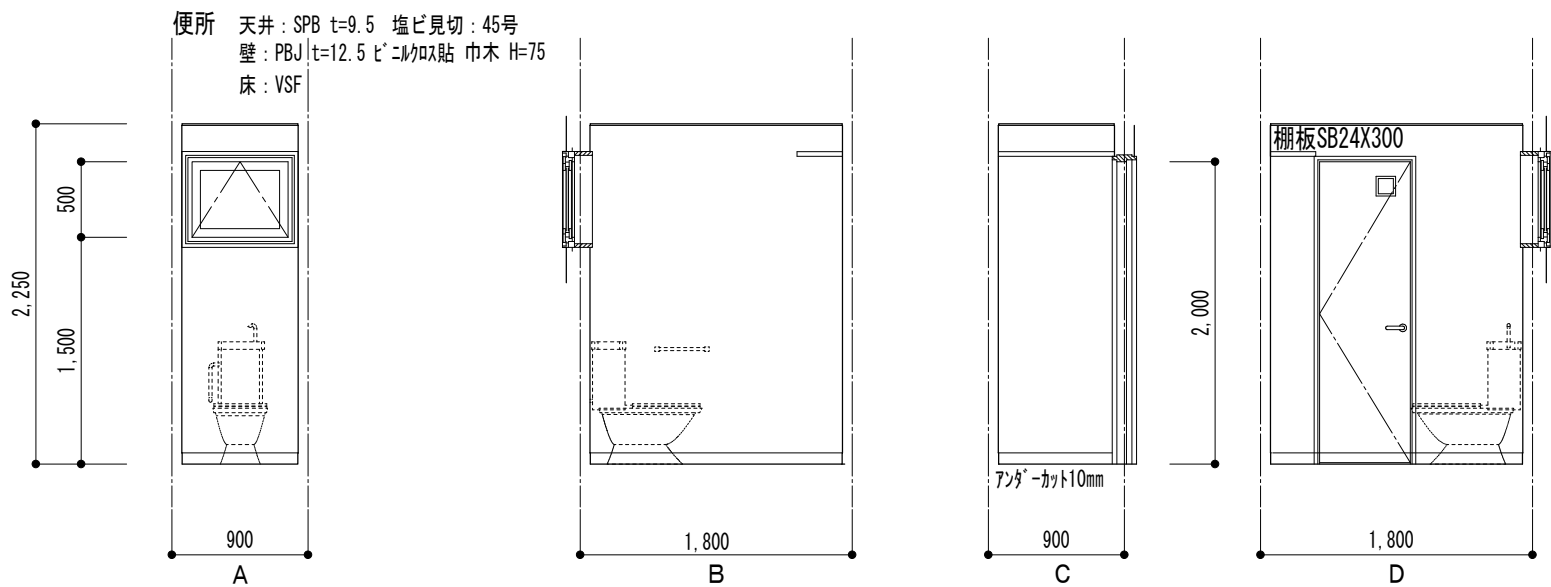
屋根伏図 S=1/100

備 考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工 事 名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番	HV-YNE	承認	意 匠 09
				図 面 名	天井伏図・屋根伏図	縮 尺	図示		
						年月日	R04.12.10	担当	

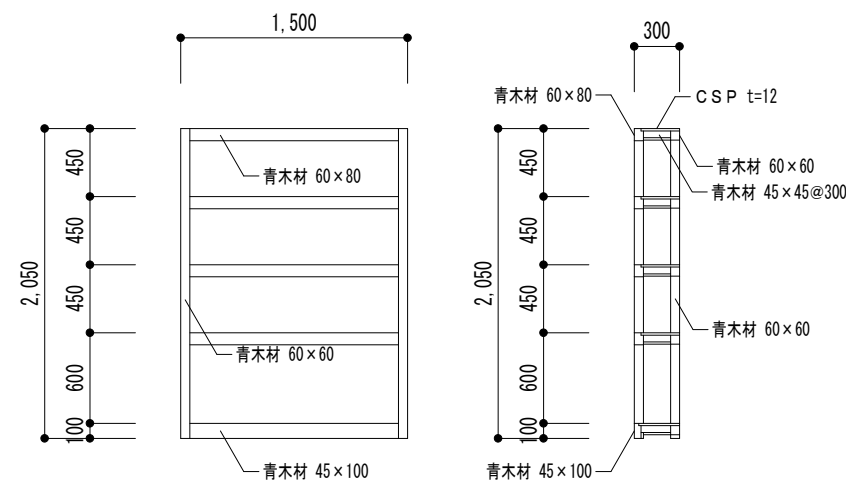
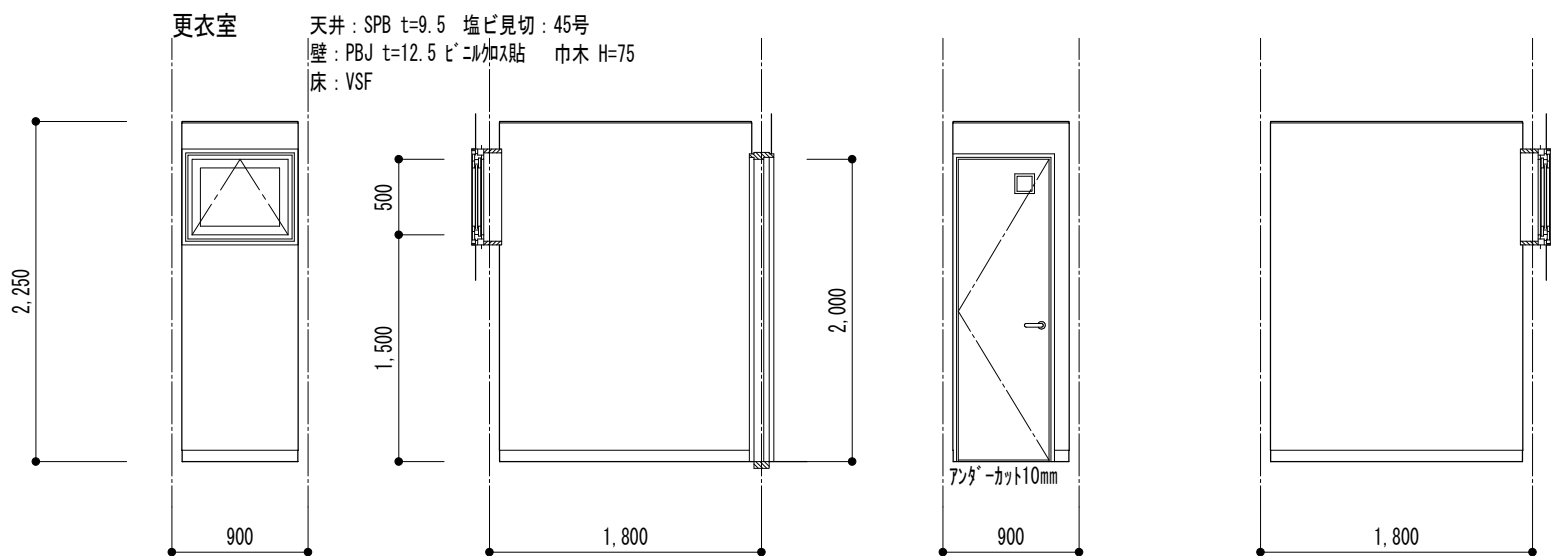




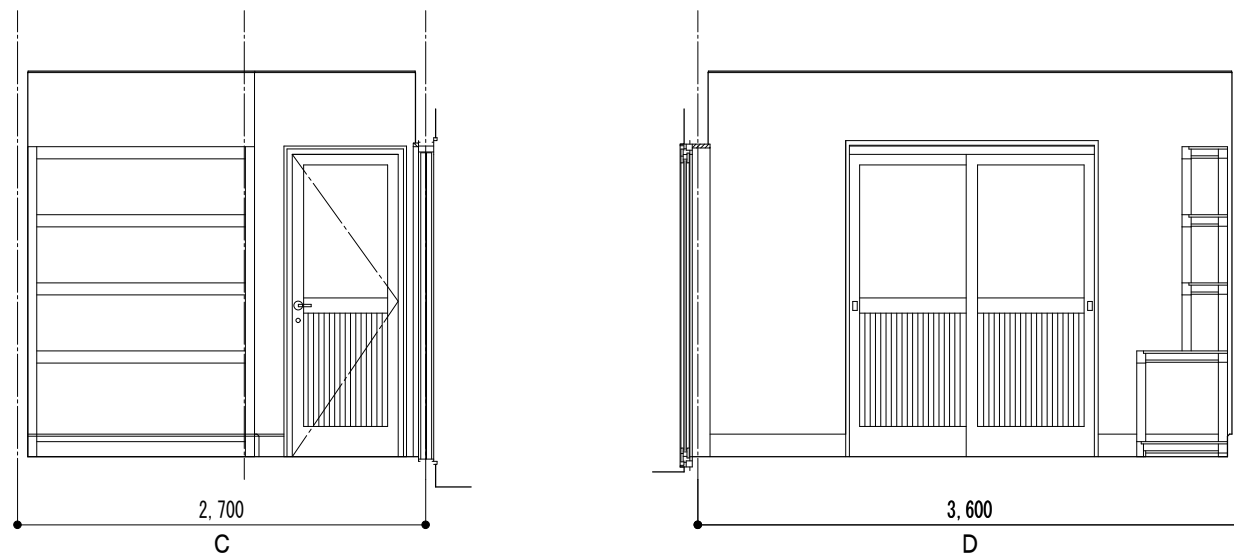
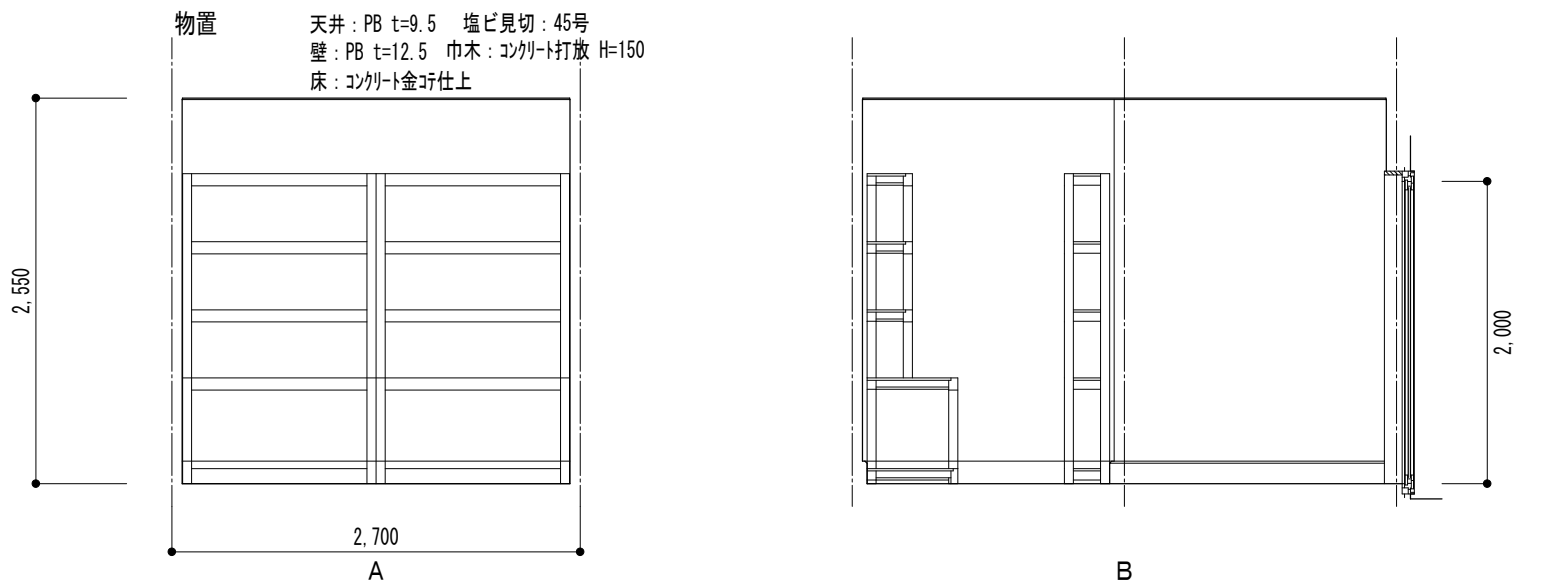
備 考	チカラ総合設計株式会社	1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工 事 名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番	HV-KNA3	承 認	意 匠 1 2
			図 面 名	矩計図－3	縮 尺	1/30	担 当	
					年月日	R04.12.10		



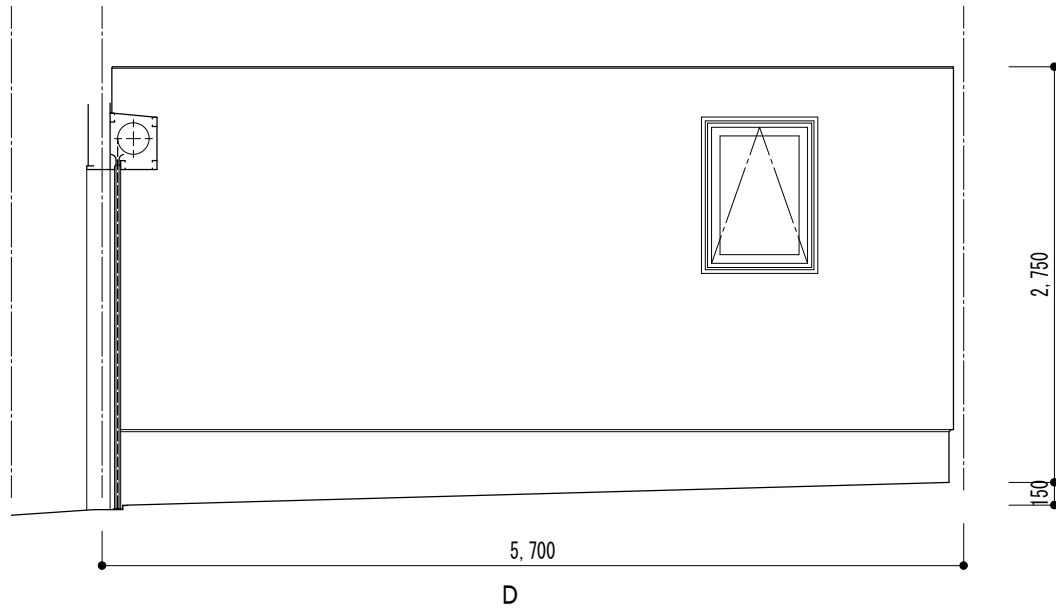
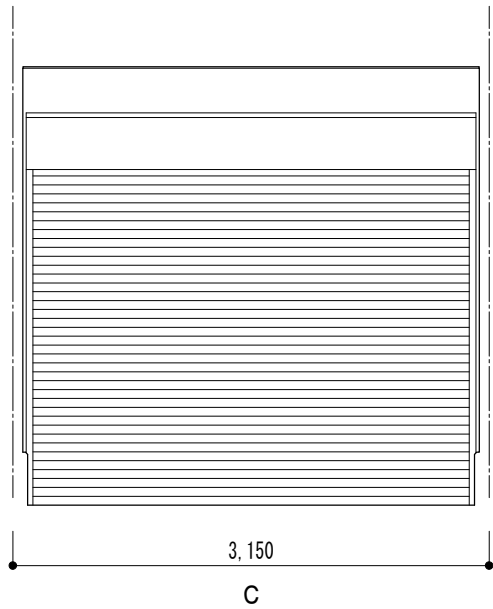
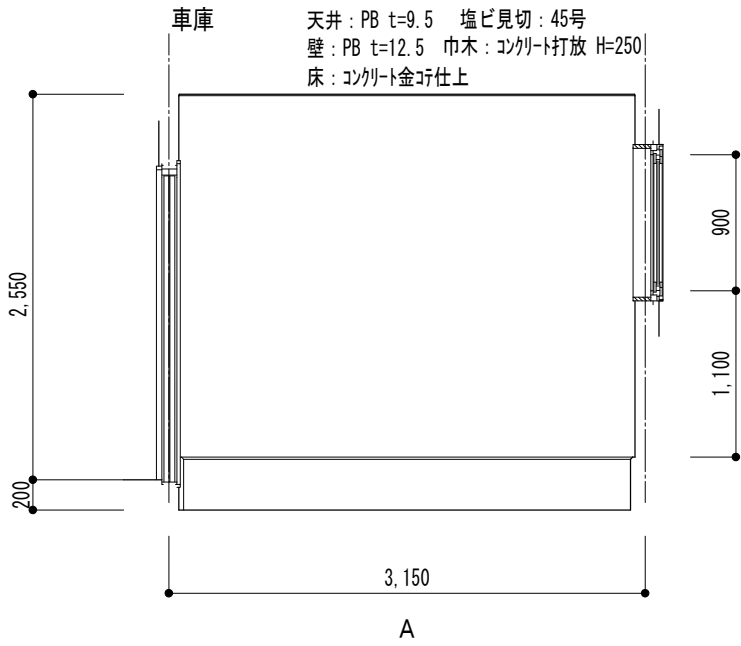
物置造作タルキ棚 (300-600×2560) S=1/50



物置造作タルキ棚 (300×1500) S=1/50



備考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図番	HV-DEV2	承認 担当	意匠 14
				図面名	展開図-2	縮尺	1/50		
						年月日	R04.12.10		



備考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図番	HV-DEV3	承認	意匠 15
				図面名	展開図－3	縮尺	1/50		
						年月日	R04.12.10	担当	

記号・室名・数量	PW-1 事務室1ヶ所	PW-2 事務室1ヶ所	PW-3 更衣室・便所・給湯室4ヶ所	PW-4 車庫1ヶ所	PD-1 倉庫1ヶ所
姿 図					
形式・見込	引違い樹脂製窓（半外付）	横入り出し樹脂製窓	横入り出し樹脂製窓	横入り出し樹脂製窓	片開戸
材質・仕上	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック
ガラス	PG P3+A12+P3 Low-e	PG P3+A12+P3 Low-e	PG F4+A12+P3 Low-e	PG F4+A12+P3 Low-e	PG F4+A12+P3 Low-e
金 物	レバーハンドル他一式	レバーハンドル他一式	レバーハンドル他一式	レバーハンドル他一式	レバーハンドル他一式 本締錠付
備 考	16513 網戸 プラインド	25607 網戸 プラインド	07405 網戸	07409 網戸	07420

記号・室名・数量	WD- 1 事務室1ヶ所	WD-2 給湯室1ヶ所	WD-3 便所・更衣室3ヶ所	
姿 図				
形式・見込	片開フラッシュ戸	引違フラッシュ戸	片開フラッシュ戸	
材質・仕上	プリント合板 t=4	プリント合板 t=4	プリント合板 t=4	
ガラス	P3	F4	F4	
金 物	丁番：SUS レバーハンドル空錠	引手：SUS	丁番：SUS 表示付きレバーハンドル 小窓付	
備 考				

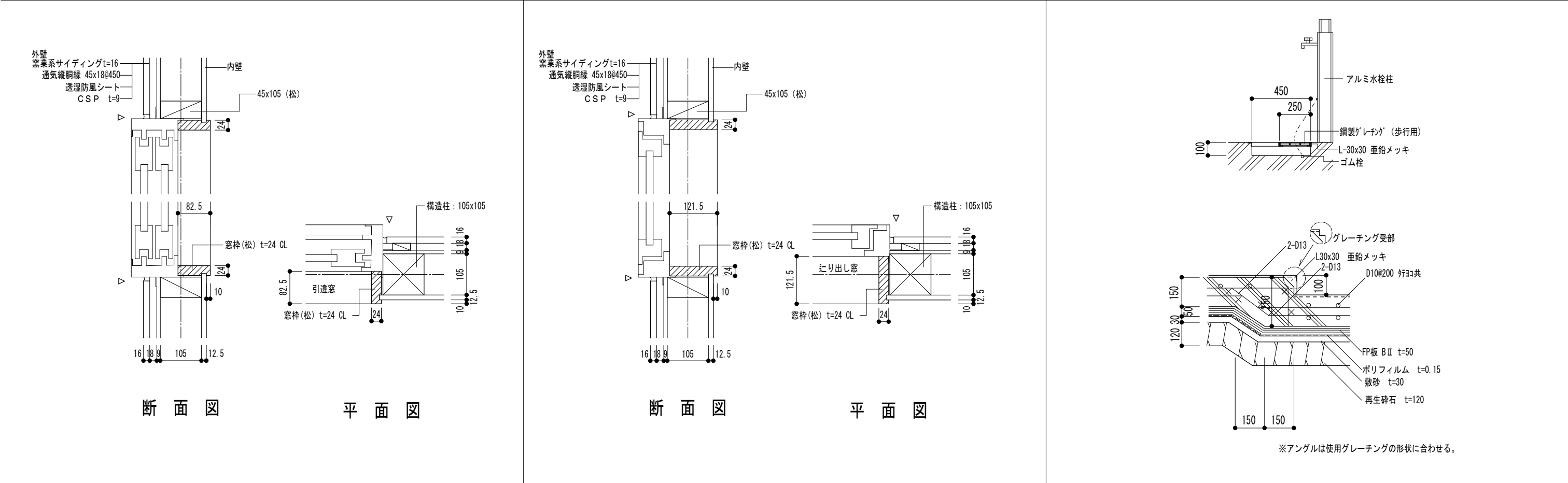
記号・室名・数量	AD-1 玄関1ヶ所	AD-2 物置1ヶ所	SS-1 車庫1ヶ所	
姿 図				ガラス P：フロート板ガラス F：型板ガラス PS：スリ板ガラス N：網入型板ガラス W：線入型板ガラス NP：網入磨板ガラス WP：線入磨板ガラス L：合わせガラス T：強化ガラス 塗装 OP：合成樹脂調合ペイント EP：合成樹脂エマルジョンペイント VE：塩化ビニル樹脂エナメル塗 OS：オイルステン塗 CL：クリアラッカー塗 UC：ウレタン樹脂ワニス塗 GS：木材保護着色剤塗 PG：複層 A：空気層 AR：アルゴンガス
形式・見込	片開F7	引違フラッシュ戸	軽量バランスシャッター	
材質・仕上	7K2	アルミパネル	スチール	
ガラス	PG P4+A12+N6.8 Low-e	F4		
金 物	付属品1式	引手：SUS 錠錠：SUS レール：SUS 戸車：樹脂	錠 その他付属品	
備 考	※ポスト付			

備 考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1 級 建 築 士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工 事 名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番	HV-WIN	承 認	意 匠
				図 面 名	建具表	縮 尺	1/50		
						年月日	R04.12.10		

樹脂製建具詳細図（PW-1）S=1/10

樹脂製建具詳細図（PW-2・PW-3・PW-4）S=1/10

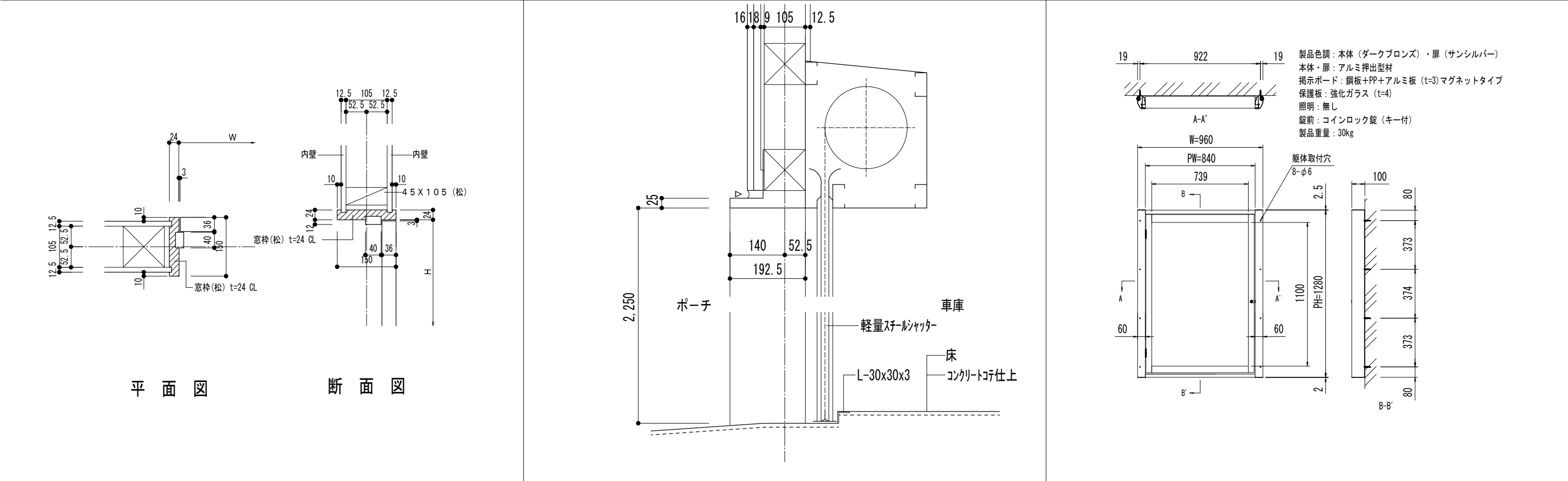
沓洗場 S=1/30, 1/20



木製建具枠詳細図（開き戸） S=1/10

シャッター詳細図（SS-1） S=1/10

掲示板 S=1/30



§ 1 一般事項

1.1 適用範囲

a) 本規準は木造建築物の基礎に適用する。

b) 本規準は一般的な事柄について記載してあるもので特殊な場合は設計図及び監督員の指示による。

1.2 鉄筋の表示記号

異型鉄筋	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
記号	●	×	∅	●	○	⊙	⊗	⊕
	SD295A			SD345				

1.3 鉄筋の加工、組立

a) 鉄筋は設計図書に指定された寸法及び形状に合わせて常温で切断、加工する。

b) 鉄筋の径（d）は、呼び名に用いた数値（mm）とする。

c) 有害な曲がり、あるいは損傷のある鉄筋は使用しない。

d) 切断は、シアカッター又は電動切断砥石を使用する。

e) 柱、大梁の主筋（D 1 9 以上）は、ガス圧接とする。

f) 鉄筋の溶接は、アーク溶接とし、有資格者が行う事とする。

g) 異型鉄筋の末端部には下記の場合フックをつける。

i) 柱の四隅の主筋 ●（印）で最上階の柱頭にある場合。

d) 梁主筋の重ね継手が梁の出隅及び下側にある場合 ●（印）但し、地中梁は除く。

柱

梁

a) 片持ちスラブの上端筋。

㊦ 杭基礎のベース筋。

㊦ 帯筋、肋筋及び巾止め筋。

㊦ 煙突の鉄筋（壁の一部となる場合も含む）

h) 加工形状 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事標準仕様書 最新版による。

i) 加工寸法の許容差 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事標準仕様書 最新版による

1.4 鉄筋のかぶり厚さ、間隔

a) 鉄筋のかぶり厚さ

	部 位		かぶり厚さ（mm）
土に接しない部分	屋根、床スラブ	屋 内	30
	非耐力壁	屋 外	40
	柱、梁	屋 内	30
	耐力壁	屋 外	40
土に接する部分	擁 壁		40
	床スラブ、耐力壁、柱、梁		40
	基礎、擁壁、耐圧版		60
	煙突		60

1) かぶり厚さには、捨てコンクリートは含まない。

2) 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭先端からとする。

b) 鉄筋の間隔、あき 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事標準仕様書 最新版による

1.5 定着及び継手

a) 定着及び継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリート設計基準強度 N/mm ²	重ね継手の長さ （L 1）	定着の長さ		
			一般 （L 2）	下端筋（L 3）	
SD 295A	18 以下	45d（35d）	40d（30d）	25d （15d）	10d かつ 150mm
SD 345	21-27	40d（30d）	35d（25d）		
	30 以上	35d（25d）	30d（20d）		

1)（ ）内の数値はフック付の場合。

2) 重ね・定着長さは直線とする。

3) 末端のフックは定着長さに含まない。

4) 径の異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い方の d を使用する。

5) 耐圧版の下端筋の定着長さは L 2 とする。

6) 大梁及び柱主筋は圧接とする。

b) 隣り合う継手の位置及び鉄筋の間隔 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事共通仕様書最新版による。

c) 溶接金網の継手長さ ひび割れ防止（後打ちコンクリート）

1.6 スペーサー

部位	スラブ	梁	柱
種類	鋼製、コンクリート製		
数量配置	上端筋、下端筋 1.3 個 /㎡	間隔 1. 5m 程度 端部 1. 5m 以内	上段は梁下より 0.5m程度 中段は柱の中間 柱巾方向 1mまで2個 1m以上3個
備考	端部上端筋及び中央部下端筋には必ず設置	側梁以外の梁は上又は下に配置。側梁は側面にも配置。	
部位	基礎	地中梁	壁、地下外壁
種類	鋼製、コンクリート製		
数量配置	面積 4㎡ 程度 8 個 1 6㎡程度2 0 個	間隔 1. 5m 程度 端部 1. 5m 以内	上段梁下より 0.5m程度 中段上段より1. 5m間隔 横間隔は1. 5m程度 端部は1. 5m以内
備考	上又は下と側面に設置		

梁、柱、地中梁、壁、地下外壁のスペーサーはプラスチック製でもよい。

§2 基礎

2.1 布基礎

a) 直接基礎

b) 杭基礎（杭状地盤補強）

2.2 基礎底板 ベース筋の配筋

側部

交差部

隅部

2.3 スラブ・開口補強

貫通孔補強の例

換気孔補強の例

（径6cm以上の貫通孔には補強筋を入れる。貫通孔の直径はH/3以下隣接する孔の中心間隔は径の3倍以上）

基礎隅角部の補強例（地盤不良のとき）

床下改口補強の例

鉄筋工事

鉄筋 ○ SD295A SD345 SD390 SR235 ○ JIS G 3112

溶接金網 ○ JIS G 3551

ガス圧接試験

引張り試験 ・ D19以上の主筋 ・ JIS Z 3062

超音波探傷試験 ・ D19以上の主筋 ・ JIS Z 3120

梁貫通補強 ・ I・Ⅱ型ウエブレン ・ MAXウエブレン ・ 新SGリング ・ 新型ダイヤレンNS ・ BCJ-C1533(変1) ・ BCJ評定-RC0097-03 ・ BCJ-C1612 ・ BCJ評定-RC0124-02

コンクリート工事

材料 ○ ・ レディーミクストコンクリート ○ JIS A 5308 ○ ボルトランドセメント ○ JIS R 5210 ○ 砂利、砂 ○ JIS A 5308 砂利25mm以下 ○ 水 ○ JIS A 5308(に合格した地下水 ○ 混和材 AE剤、AE減水剤 ○ JIS A 6204

調査 ○ 単位水量の最大値 185kg/m³ ○ 単位セメント量の最小値 270kg/m³ ○ 水セメント比の最大値 65% ○ ・ 混和剤を用いた場合の所要空気量 4.5% ○ 塩化物量 0.30kg/m³ 以下

供試体 ○ 採取方法 ○ JIS A 1115 ○ 供試体の作成方法 ○ JIS A 1132 ○ 養生方法 ○ JIS A 1132

試験 ○ スランプ ○ JIS A 1101 ○ 空気量 ○ JIS A 1128 ○ ・ (財) 国土開発技術研究センターの技術評価による ○ 塩化物量 ○ JIS A 1108

養生 ○ 打込み後5日間以上、コンクリート温度を2℃以上とする ○ 打込み後5日間以上、湿潤を保つ

型枠の存置期間 普通ポルトランドセメントの場合 最小日数
せき板 15℃以上 3日 圧縮強度 5N/mm² 以上
5℃以上 5日 "
0℃以上 8日 "
支柱 15℃以上 17日
(スラブ下) 5℃以上 25日
0℃以上 28日
圧縮強度 12N/mm²以上且つ0.85Fc(設計基準強度)以上
支柱 (梁下) 28日 圧縮強度 設計基準強度以上

取外し方法 ○ ・ 存置期間を過ぎた後、静かに取り外す。 ○ 取り外し後、検査・補修を行なう。 工事監理者の承認 ○ 仕上げがないヶ所は錆止め塗料を塗付する ○ JIS K 5621 B種

地業工事

杭工事 杭 材 ・ 打設工法 ・

スレッド式サグイン試験

換算N値別推定断面図

測点位置 No.3

高さ: +0.48m 最深: 3.40m

縮尺 m	土質名	推定 柱状図	換算N値柱状図				換算 N値 Nc	許容 支持力 (KN/m)
			5	10	15	20		
+0.5	砂質土						17.5	>120
0	砂質土						12.7	>120
	粘性土						4.0	42.0
-0.5	粘性土						3.0	30.0
	粘性土						3.0	30.0
-1.0	粘性土						2.2	22.5
	粘性土						2.2	22.5
-1.5	粘性土						6.0	66.0
	砂質土						13.5	>120
-2.0	砂質土						16.2	>120
	砂質土						8.1	85.2
-2.5	砂質土						13.7	>120
	砂質土						15.1	>120
-3.0	砂質土						43.9	>120

鉄骨工事

材料 ・ SS400 ・ 軽量形鋼 ・ 角鋼 ・ JIS G 3101 ・ JIS G 3350 ・ JIS G 3466

・ トリヰ形高力ボルト ・ 国土交通大臣認定・MBLT-9007 ・ 国土交通大臣認定・MBLT-0052

・ ターンバックル ・ ターンバックル胴 割枠式 ・ ターンバックルボルト 羽子板ボルト ・ JIS A 5540 ・ JIS A 5541 ・ JIS A 5542

・ デッキプレート ・ ALB12 ・ JIS G 3352

備 考

1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

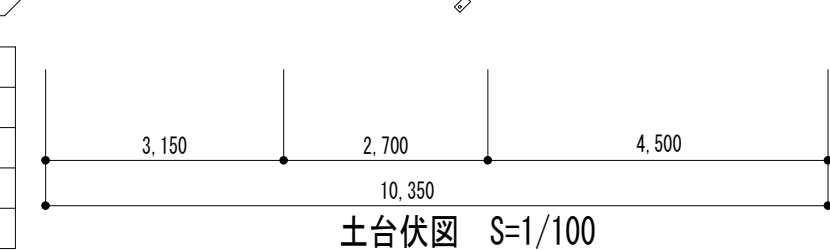
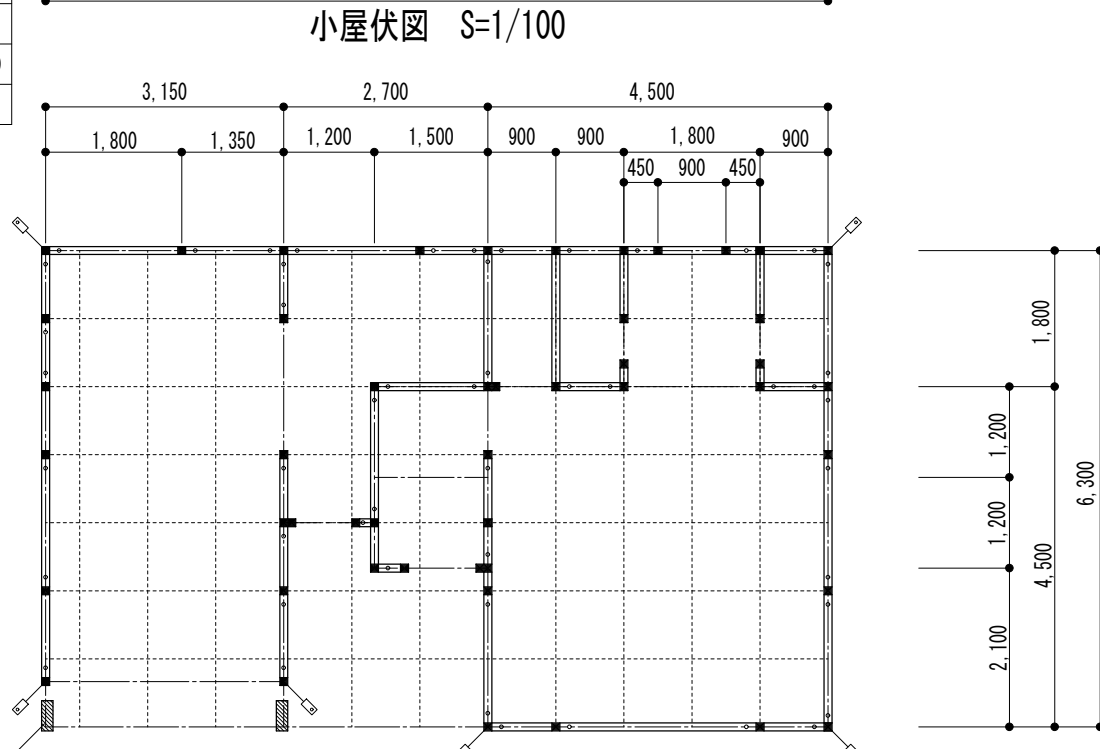
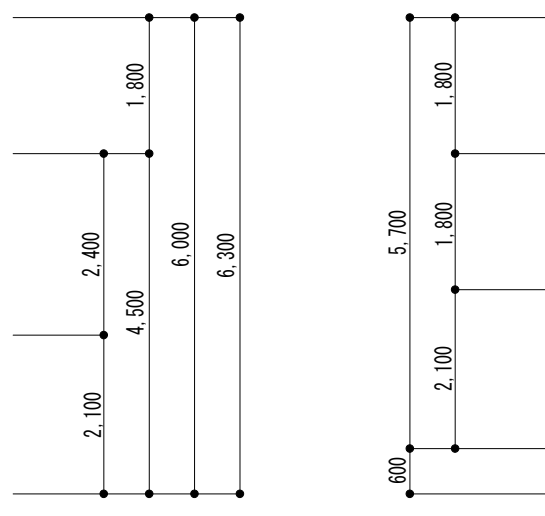
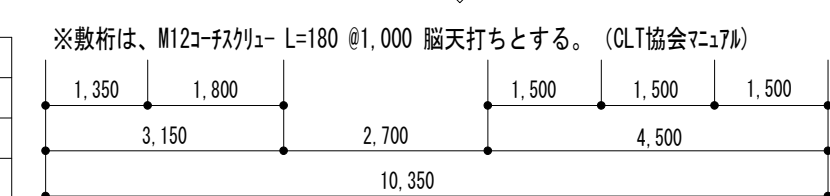
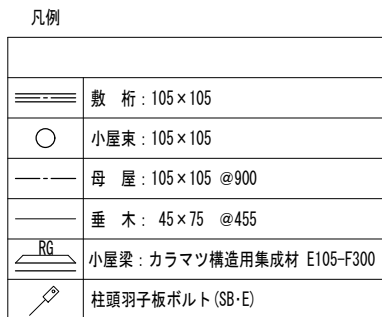
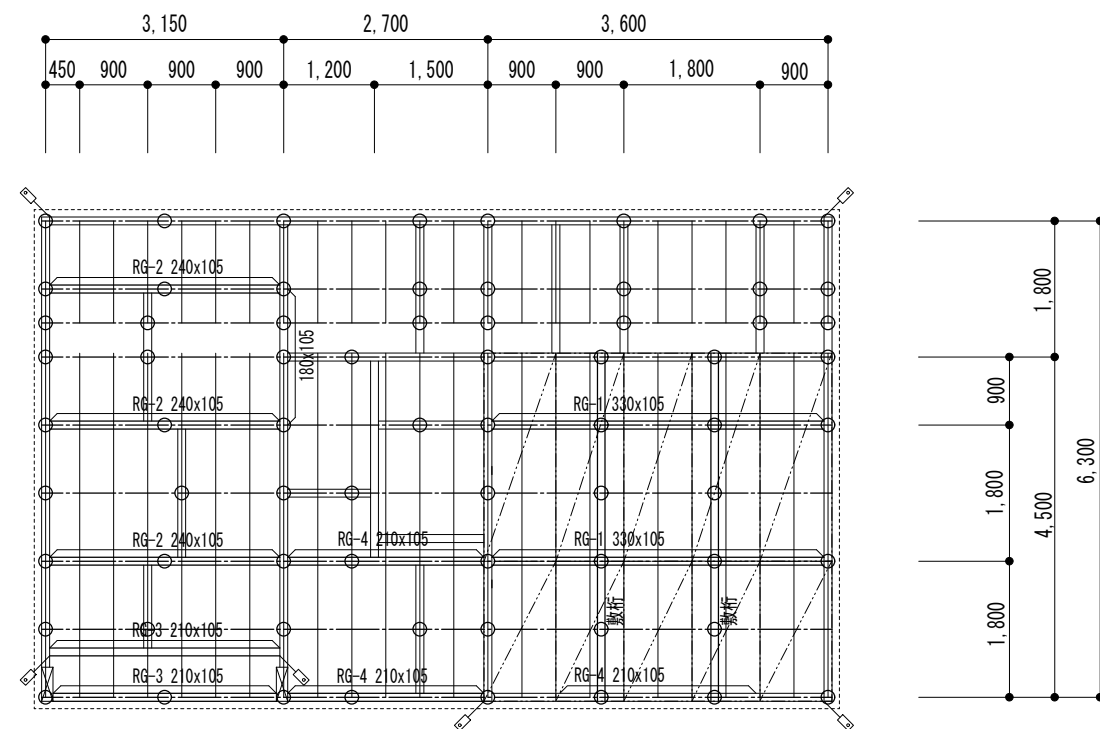
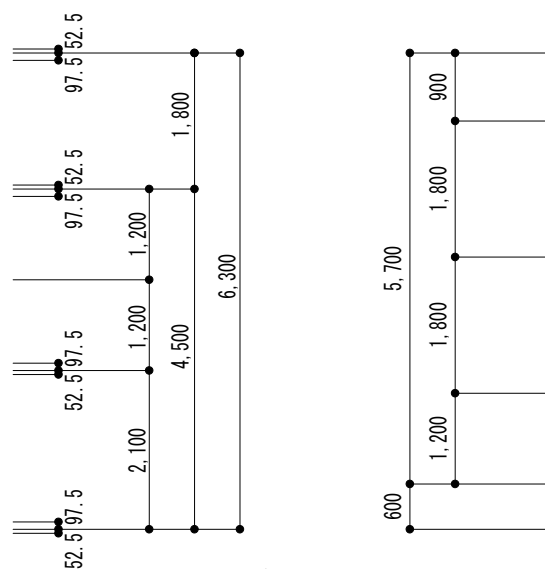
1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工 事 名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事
図 面 名 構造仕様書

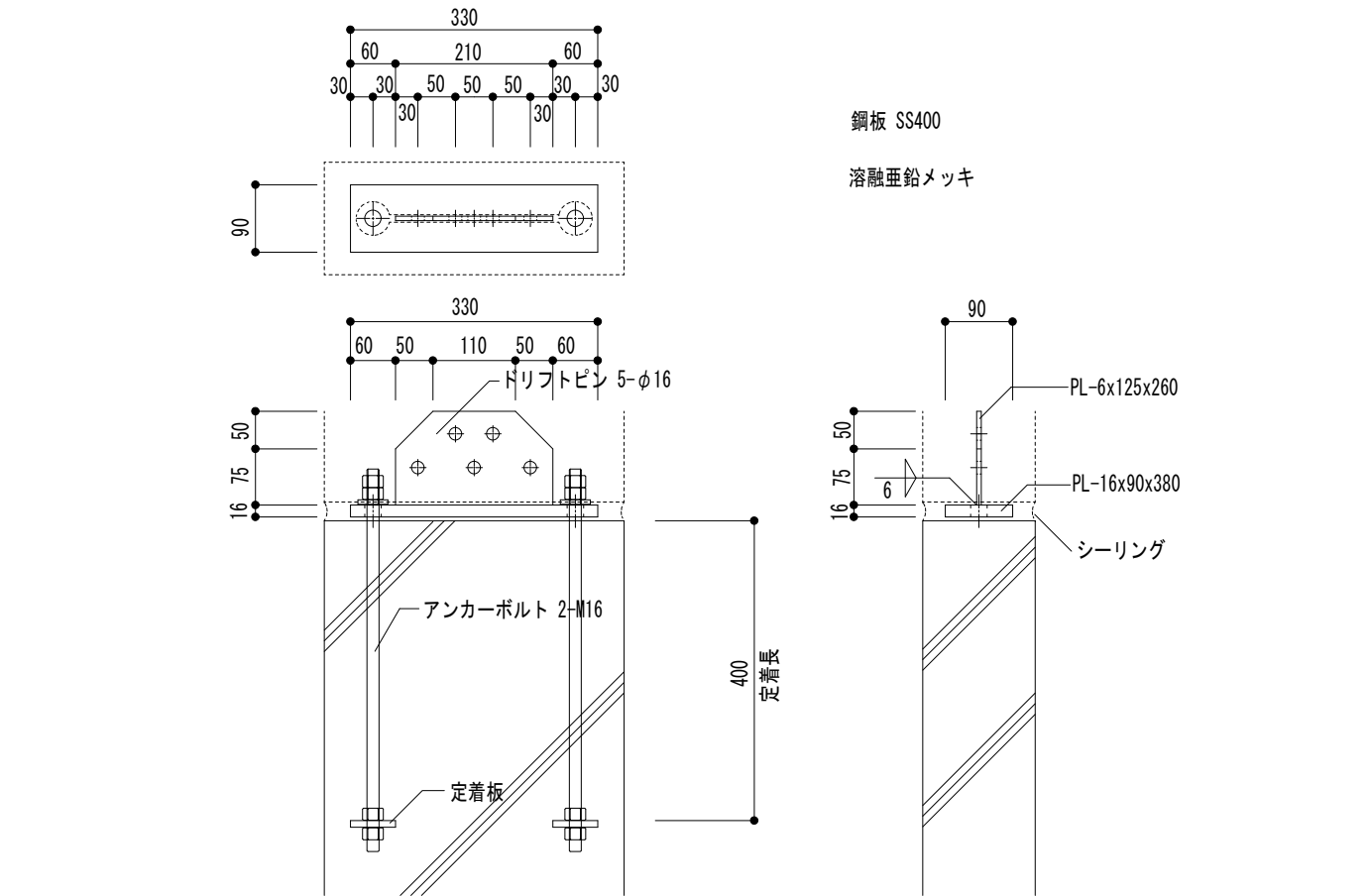
図 番 HV-STKK
縮 尺 -
年月日 R04.12.10

承 認
担 当

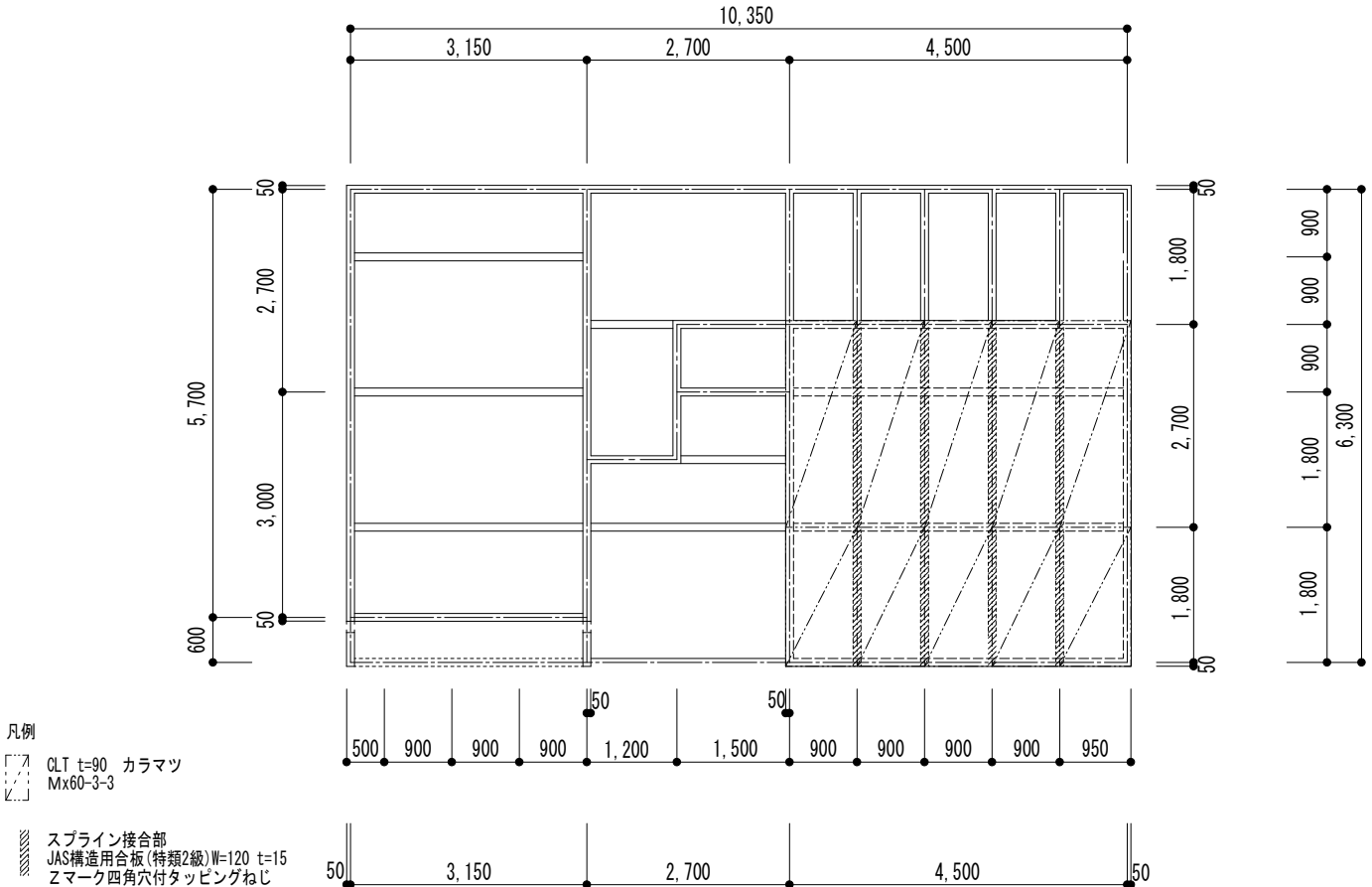
構 造
01



備 考	 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1 級 建 築 士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工 事 名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番	HV-FUS1	承 認	構 造
			図 面 名	地業・基礎・土台・小屋梁伏図	縮 尺	図示		
			年月日	R04.12.10				



壁柱 (CLT 150x400) 柱脚金物 S=1/10



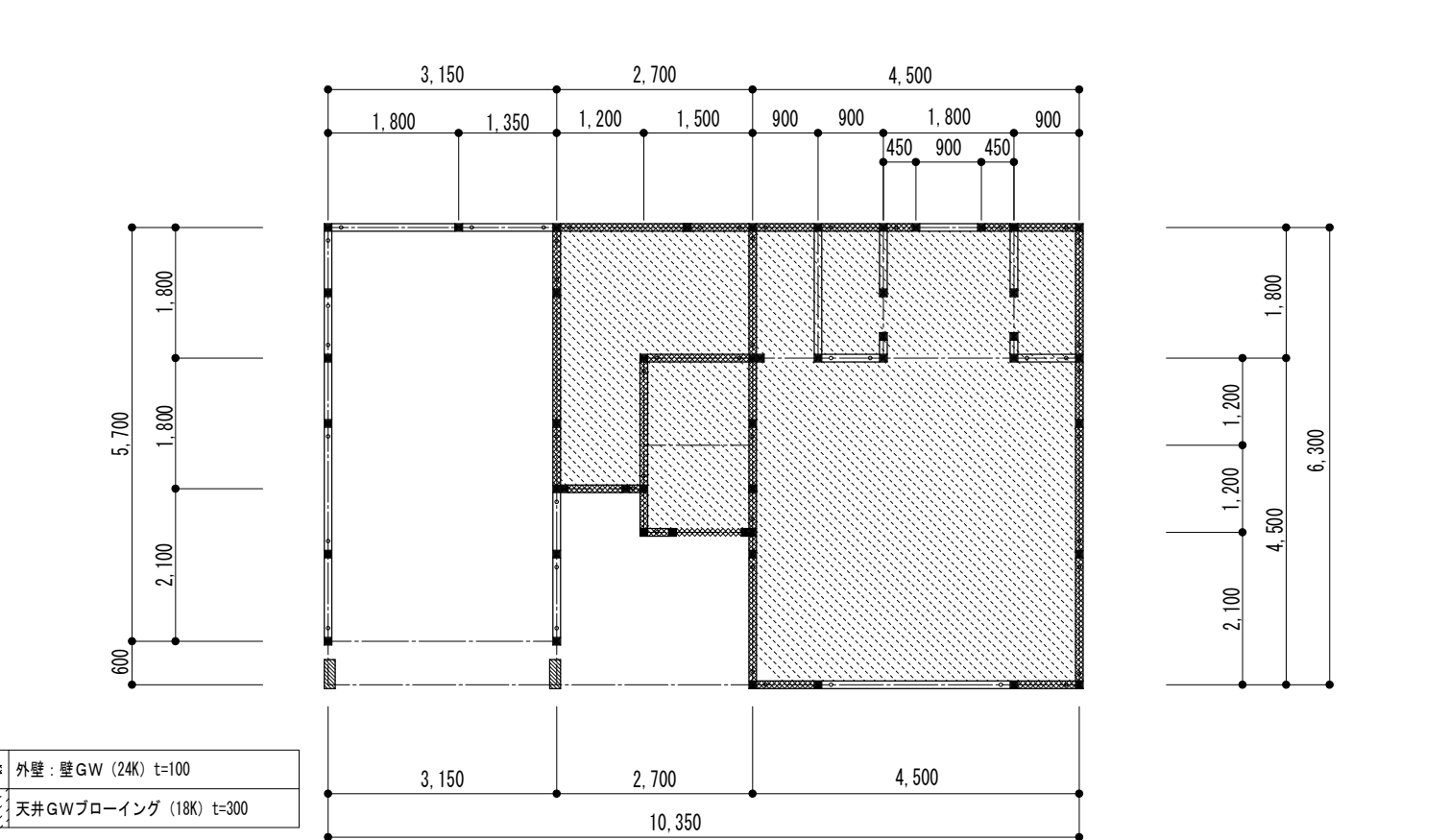
床版伏図 S=1/100

凡例
CLT t=90 カラマツ
Mx60-3-3
スプライン接合部
JAS構造用合板 (特種2級) W=120 t=15
Zマーク四角穴付タッピングねじ
STS6.5-F85 @200
CLT-梁接合部
梁 105x150以上
Zマーク四角穴付タッピングねじ
STS6.5-F180 @250

備考

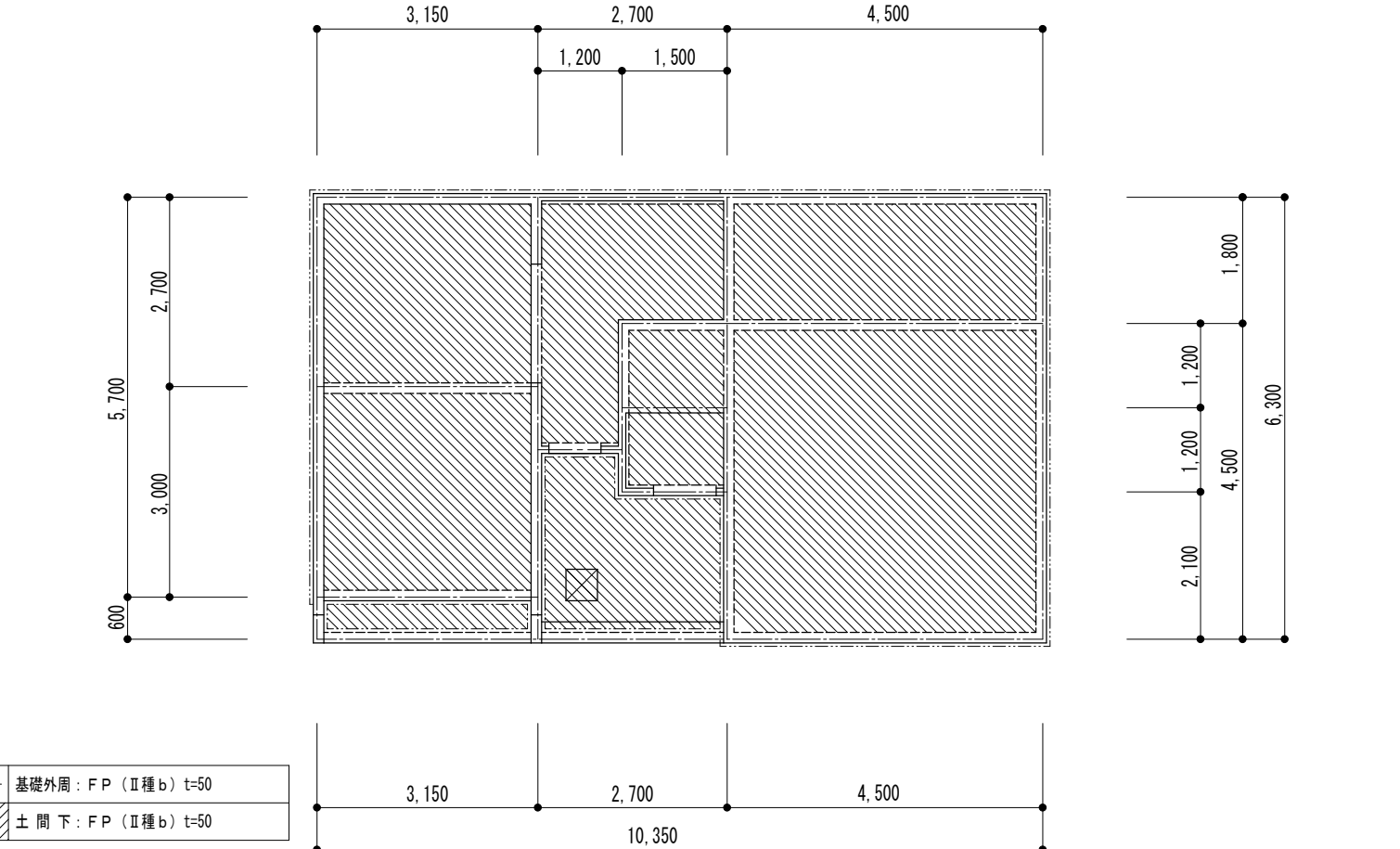


1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社



1階断熱伏図 S=1/100

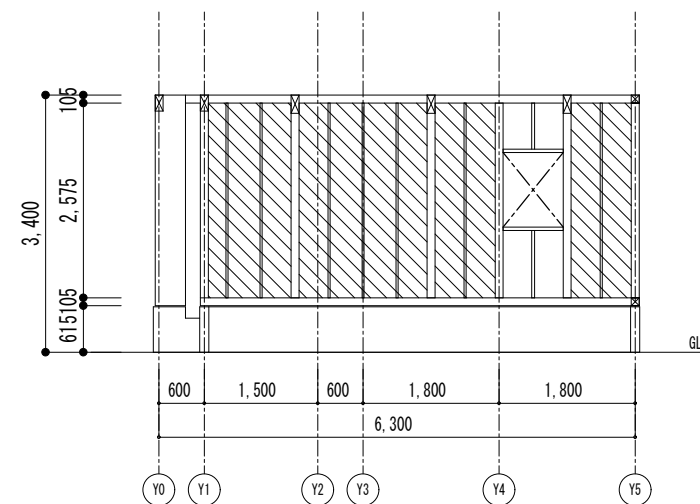
凡例
外壁: 壁GW (24K) t=100
天井GWブローイング (18K) t=300



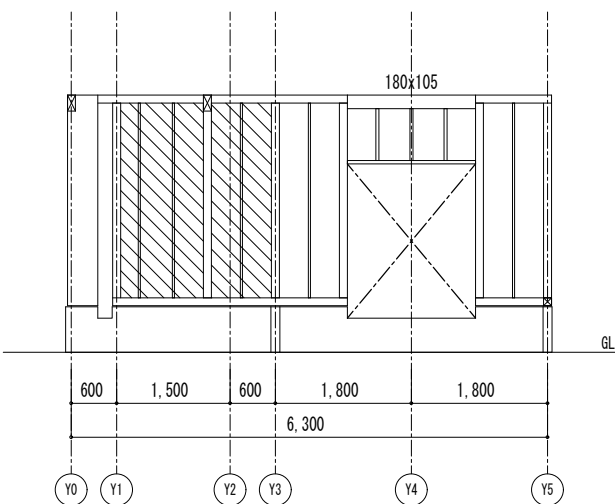
基礎断熱伏図 S=1/100

凡例
基礎外周: FP (Ⅱ種b) t=50
土間下: FP (Ⅱ種b) t=50

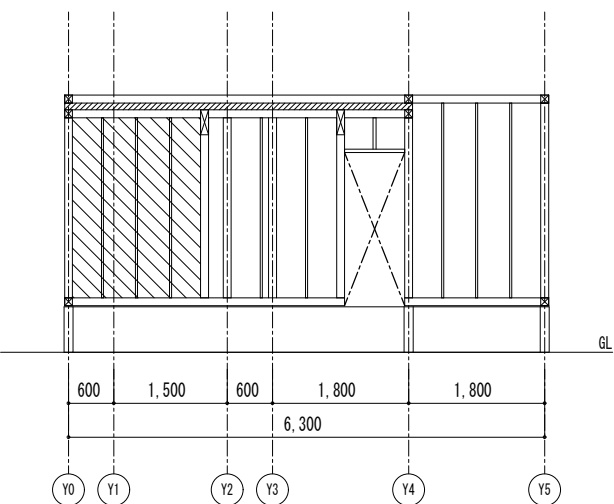
工事名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図番	HV-FUS2	承認	構造
図面名	小屋・床板・基礎・1階断熱伏図	縮尺	図示	担当	03
		年月日	R04.12.10		



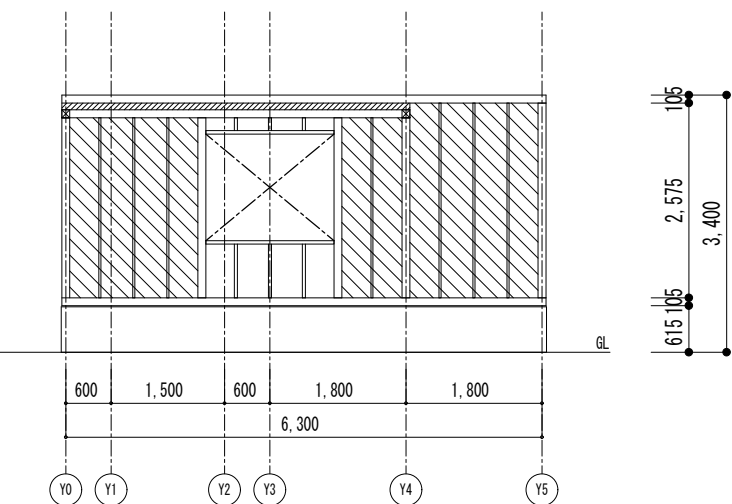
X0 通り芯 軸組図 1/100



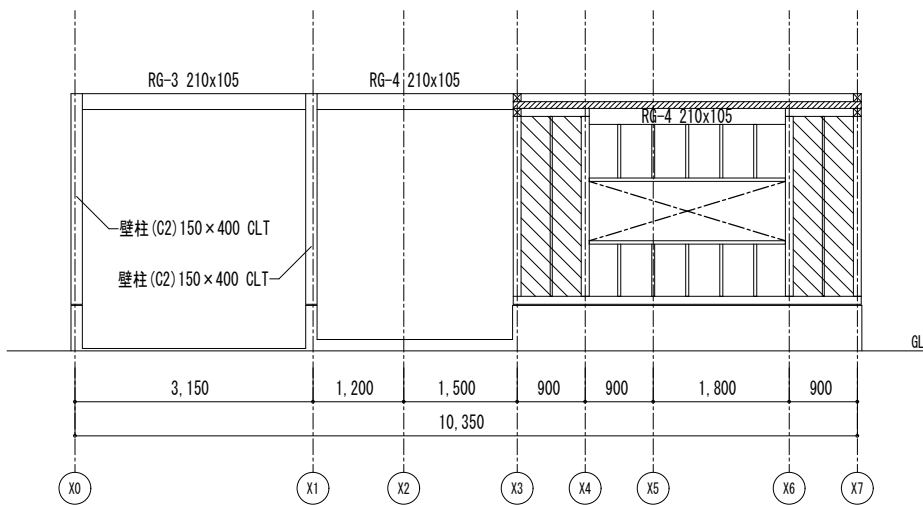
X1 通り芯 軸組図 1/100



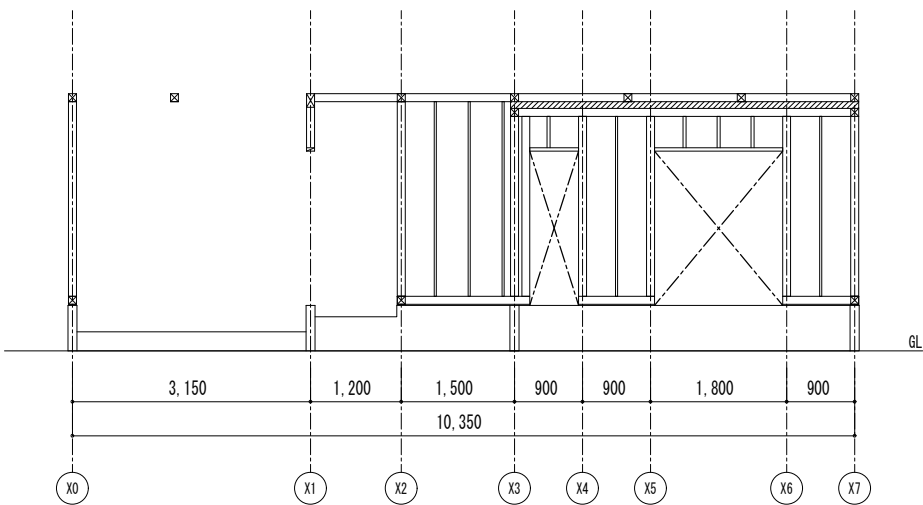
X3 通り芯 軸組図 1/100



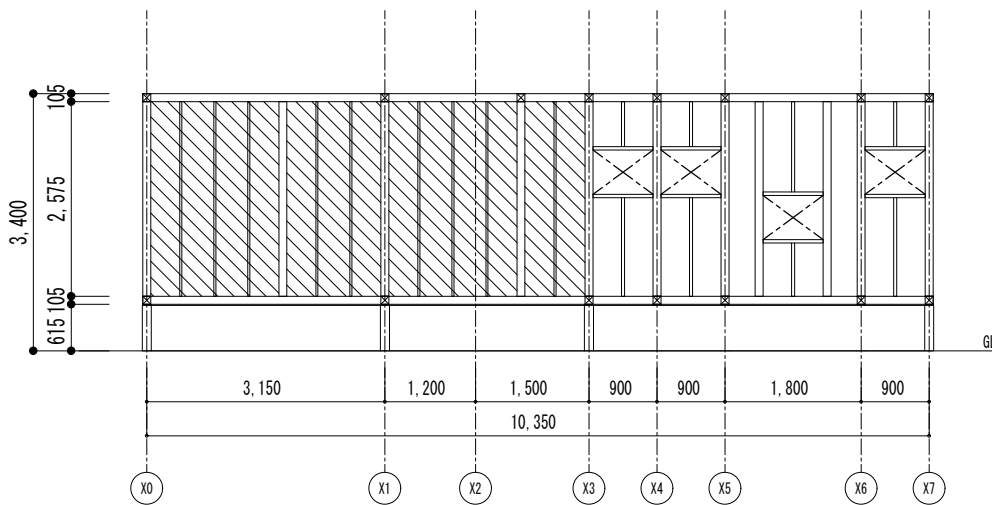
X7 通り芯 軸組図 1/100



Y0 通り芯 軸組図 1/100

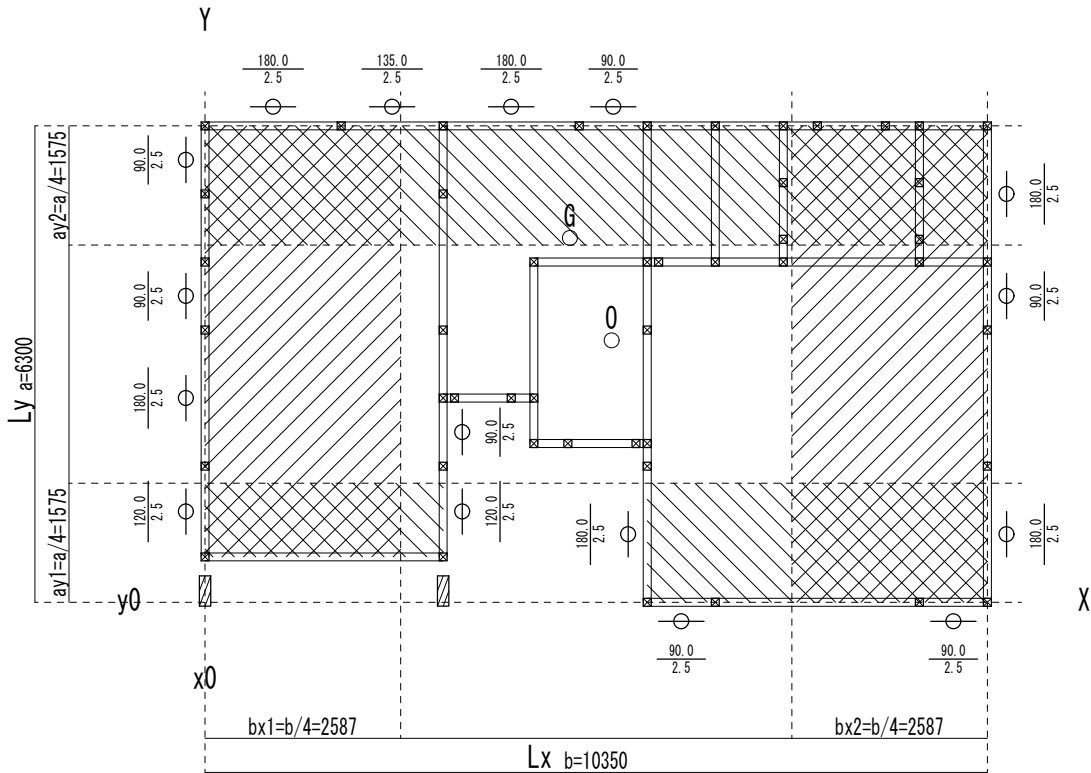


Y4 通り芯 軸組図 1/100



Y5 通り芯 軸組図 1/100

備 考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工 事 名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事 図 面 名 軸組図	図 番 HV-JIK	承認 担 当	構 造 04
					縮 尺 図示		
					年月日 R04.12.10		

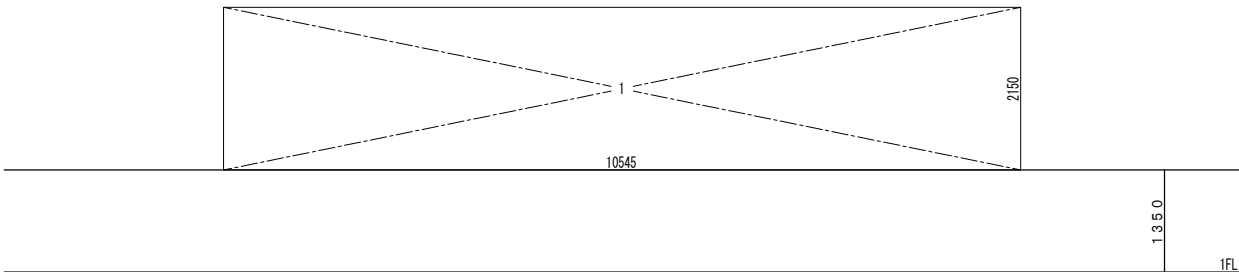


耐力壁配置図 S=1/100

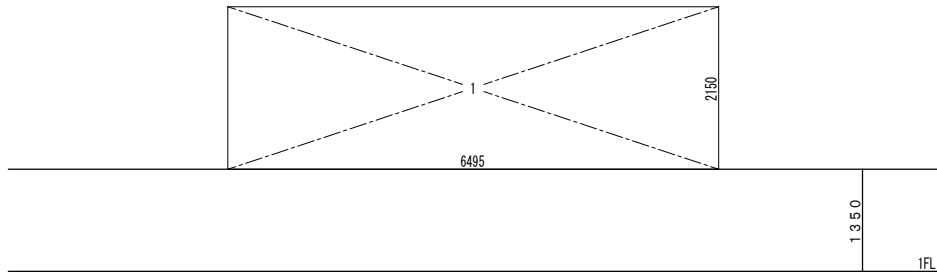
		風圧力				地震力				判定	
1階	X方向	13.97	X	0.50	=	6.9850	56.92	X	0.15	=	8.5380
	Y方向	22.68	X	0.50	=	11.3400					
2階	X方向	0.00	X	0.50	=	0.0000	0.00	X		=	0.0000
	Y方向	0.00	X	0.50	=	0.0000					

見付面積計算表											
X方向見付面積					Y方向見付面積						
1 階	1	6.495 x 2.150 =			13.964250	1 階	1	10.545 x 2.150 =			22.671750
					=						=
					=						=
					=						=
					=						=
					=						=
	合計				13.964250		合計				22.671750
	1 階見付面積				13.97		1 階見付面積				22.68

有効軸組の算定								
					X方向の軸組		Y方向の軸組	
1階	軸組の種類	入れ方	軸組長	倍率	軸組箇所数	有効軸組長	軸組箇所数	有効軸組長
	構造用合板		0.9000	2.5	3	6.7500	4	9.0000
	構造用合板		1.2000	2.5			2	6.0000
	構造用合板		1.3500	2.5	1	3.3750		
	構造用合板		1.8000	2.5	2	9.0000	4	18.0000
					計	19.1250	計	33.0000



y方向見付面積図 S=1/100



x方向見付面積図 S=1/100

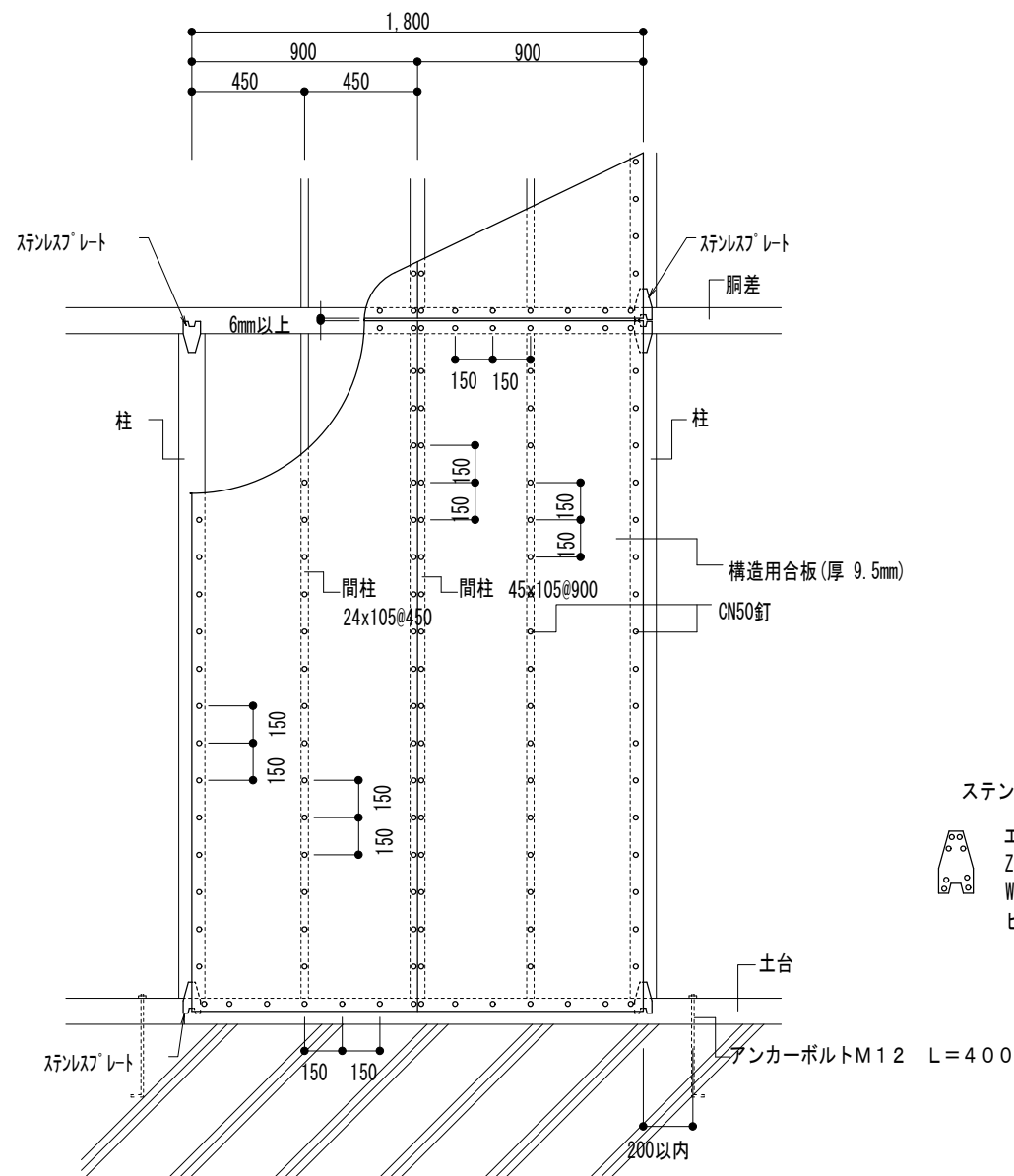
存在壁量の算定								
					X方向の軸組		Y方向の軸組	
1階	軸組の種類	入れ方	軸組長	倍率	軸組箇所数	存在壁量	軸組箇所数	存在壁量
1階	X方向: ay1側 Y方向: bx1側	構造用合板	0.9000	2.5	2	4.5000	2	4.5000
		構造用合板	1.2000	2.5			1	3.0000
		構造用合板	1.8000	2.5			1	4.5000
	X方向: ay2側 Y方向: bx2側	構造用合板	0.9000	2.5	1	2.2500	1	2.2500
		構造用合板	1.3500	2.5	1	3.3750		
		構造用合板	1.8000	2.5	2	9.0000	2	9.0000
					計	14.6250	計	11.2500

壁量充足率計算表								
1階	X方向	必要壁量	壁量充足率					
	ay1側	((4.50 X 1.58)+(3.15 X 0.98))	X	0.15	=	1.5296	4.5000 / 1.5296	= 2.94
		(10.35 X 1.58)	X	0.15	=	2.4530	14.6250 / 2.4530	= 5.96
	Y方向	(2.59 X 5.70)	X	0.15	=	2.2145	12.0000 / 2.2145	= 5.41
		(2.59 X 6.30)	X	0.15	=	2.4476	11.2500 / 2.4476	= 4.59

壁の釣合判定表				
		壁量充足率(小)/壁量充足率(大)	壁率比	判定
1 階	X 方向	2.94 / 5.96	0.49 < 0.50	OK
	Y 方向	4.59 / 5.41	0.84 ≥ 0.50	OK

※壁率比≥0.5ならば OK。ただし、NG でも両方の壁充足率>1.0ならば OK とする。

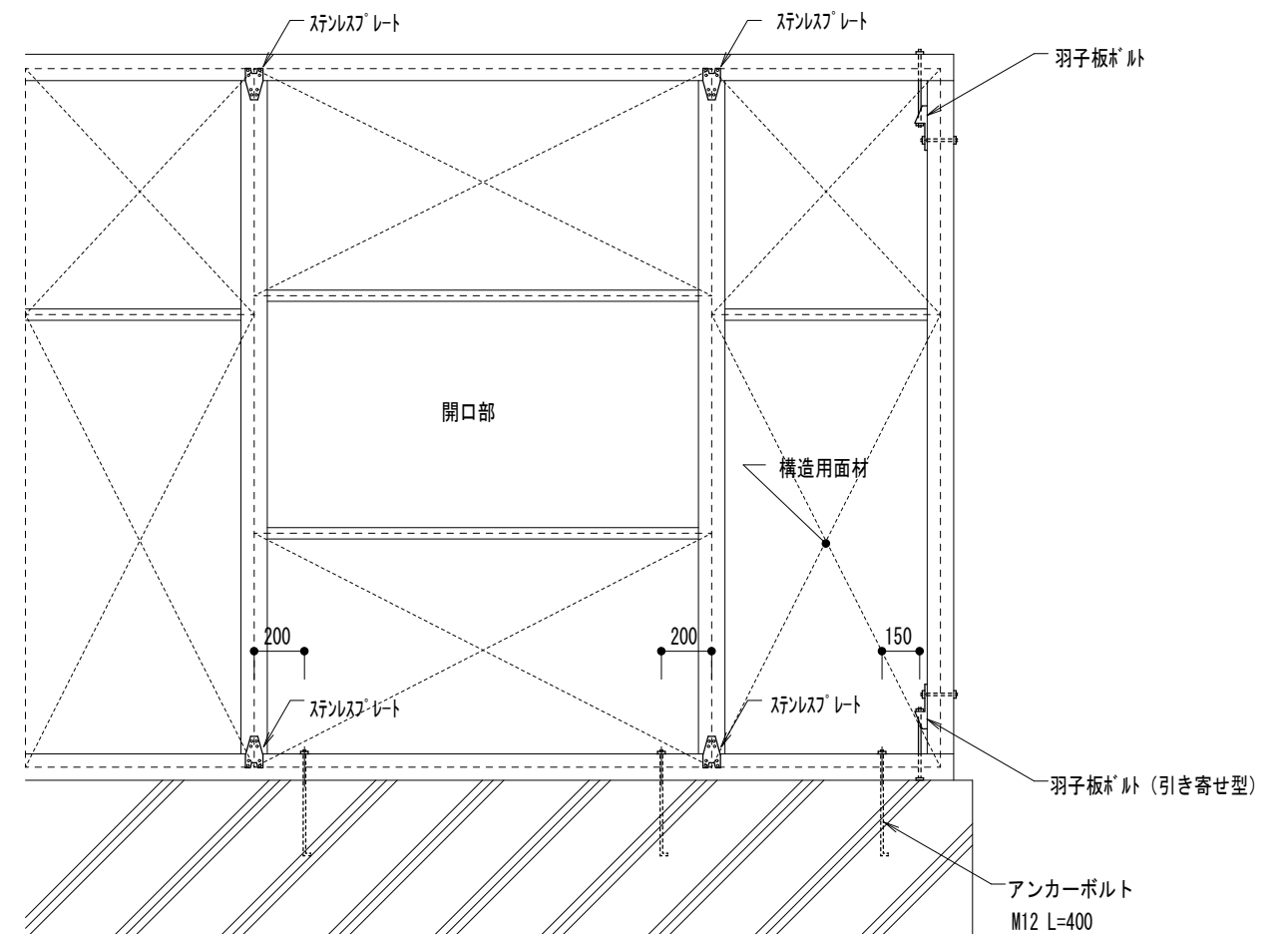
※柱の継手、仕口については国土交通省告示第1460号の構造方法の基準による。
※ステンスプレート 〈Zマーク CP-T同等認定品〉



ステンレスプレート 参考図
エーステンプレート
Z認定 HW98-12-38
W:70 H:125 t:0.6
ビス:KSQ-45

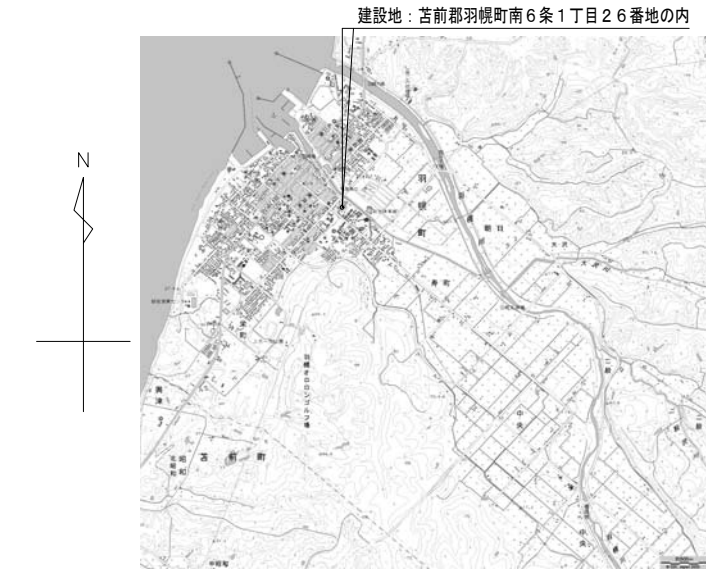
耐力壁標準図 S=1/30

※釘はN50 (径2.68mm) 又は、エアネイルCN50 (径2.9mm) とし、釘頭をめり込ませてはならない。
※断熱材の性能確保のため外壁の屋内側をPBt=12.5 (3"x9"版) とし、屋内側壁下地横胴縁を設けない。
※アンカーボルトの位置は柱心より200mm以内とし、耐力壁の外側に設ける。



耐力壁金物配置標準図 S=1/30

備考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図番	HV-STN	承認 担当	構造 06
				図面名	耐力壁標準図	縮尺	図示		
						年月日	R04.12.10		



付近見取図

■計画概要	
工事名称	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事
建築主	住所 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番地 氏名 北海道森林管理局長
敷地概要	地名地番 苫前郡羽幌町南6条1丁目26番地の内 住居表示 敷地面積 400.00 m2 都市計画区域 指定あり 用途地域等 第1種住居地域 防火地域 指定なし 法第22条区域：指定あり
道路	前面道路幅員 6.00 m 接道長さ 17.976 m
気象	積雪 1.40 m 凍結 0.6 m 基準風速V0：32 m
地震	地震地域係数Z= 0.8 地盤種別：Ⅱ

建築概要	建物番号	①	②	③	④	⑤
	建物用途	事務所+住宅	3号車庫	1号物置	3号物置	4号車庫
	工事の種類	解体	解体	解体	解体	移設
	構造	木造	軽量鉄骨造	木造	木造	軽量鉄骨造
	階数	平屋建	平屋建	平屋建	平屋建	平屋建
	最高高さ (m)	4.90	2.20	3.16	3.34	2.90
	最高軒高さ (m)	3.60				
	建築面積 (m2)	267.30	15.84	17.29	10.86	16.22
	床面積 (m2)	267.30				
設備概要	給水	給水本管より		電気	北電	
	給温水	灯油ボイラーより		冷房	電気 (エアコン)	
	排水	公共下水道へ		暖房	灯油 (ポット式)	
	ガス	配管のみ				
	換気					
	防災					

備考	

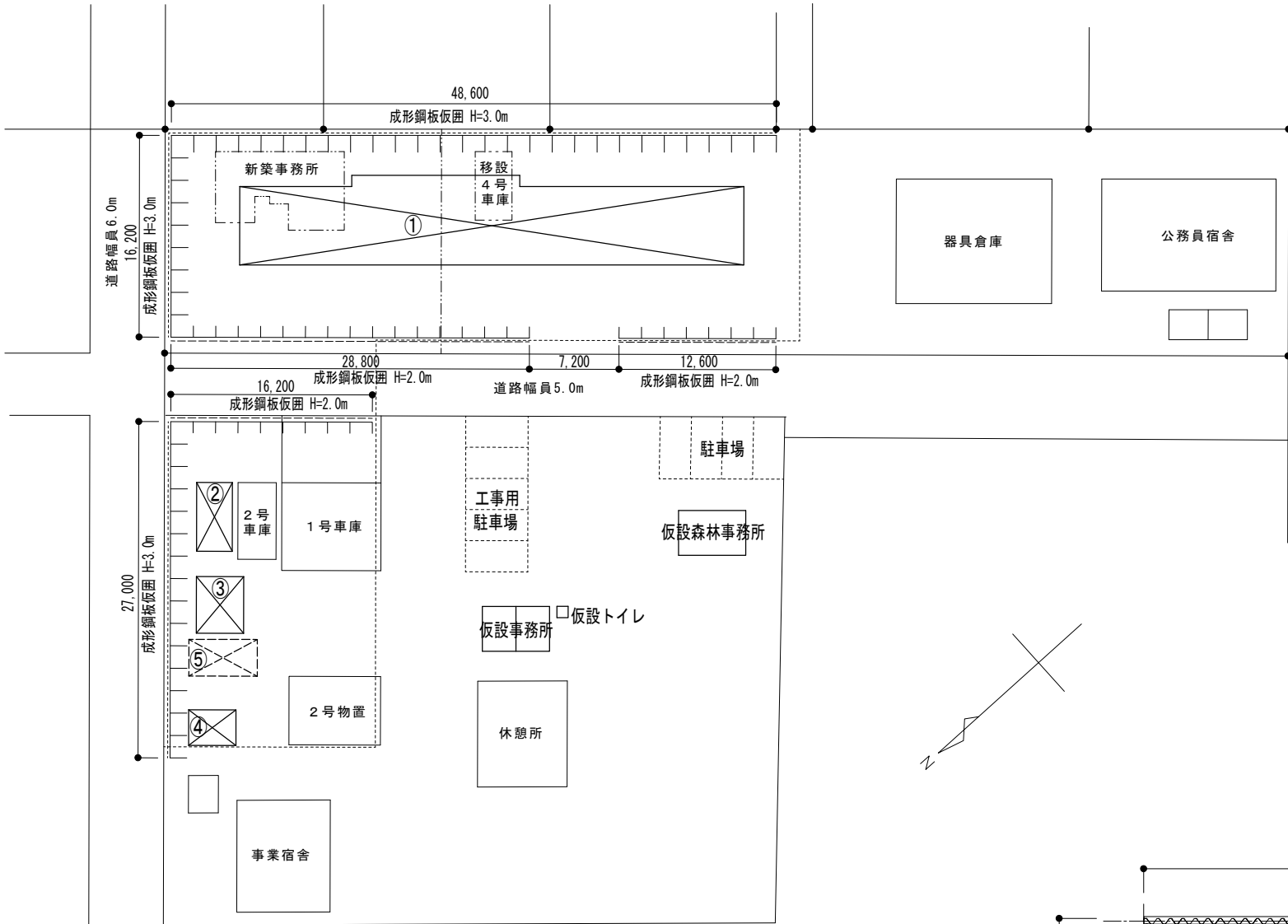


1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

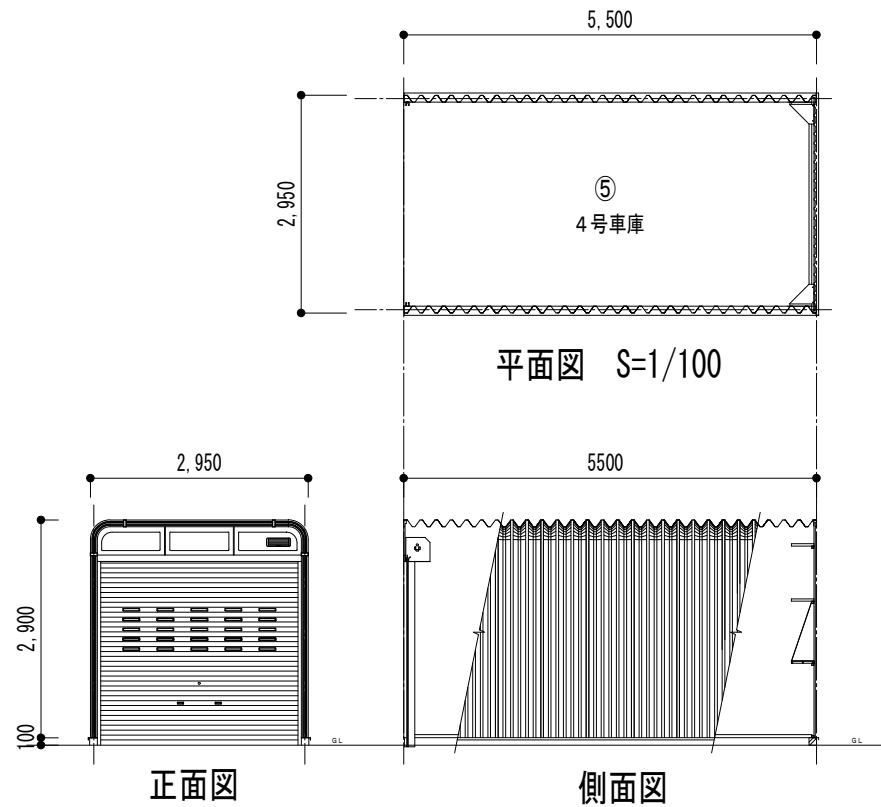
1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工事名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事
図面名	解体・移設 配置図

図番	HV-BHIT	承認	解体 01
縮尺	図示	担当	
年月日	R04.12.10		



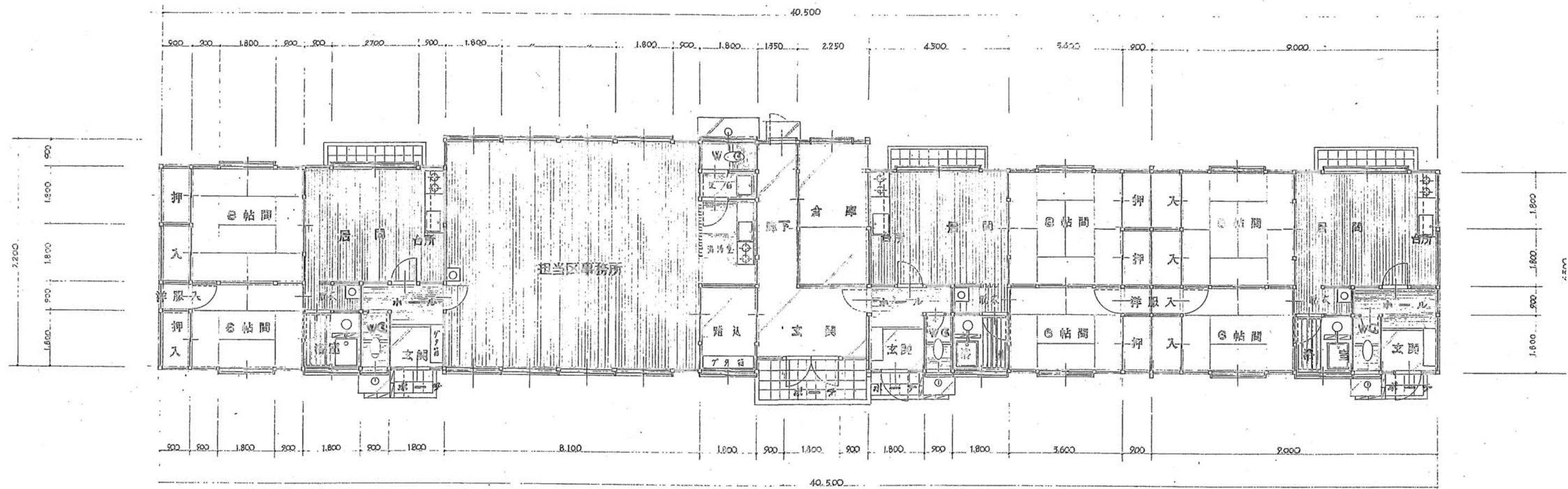
配置図 S=1/500



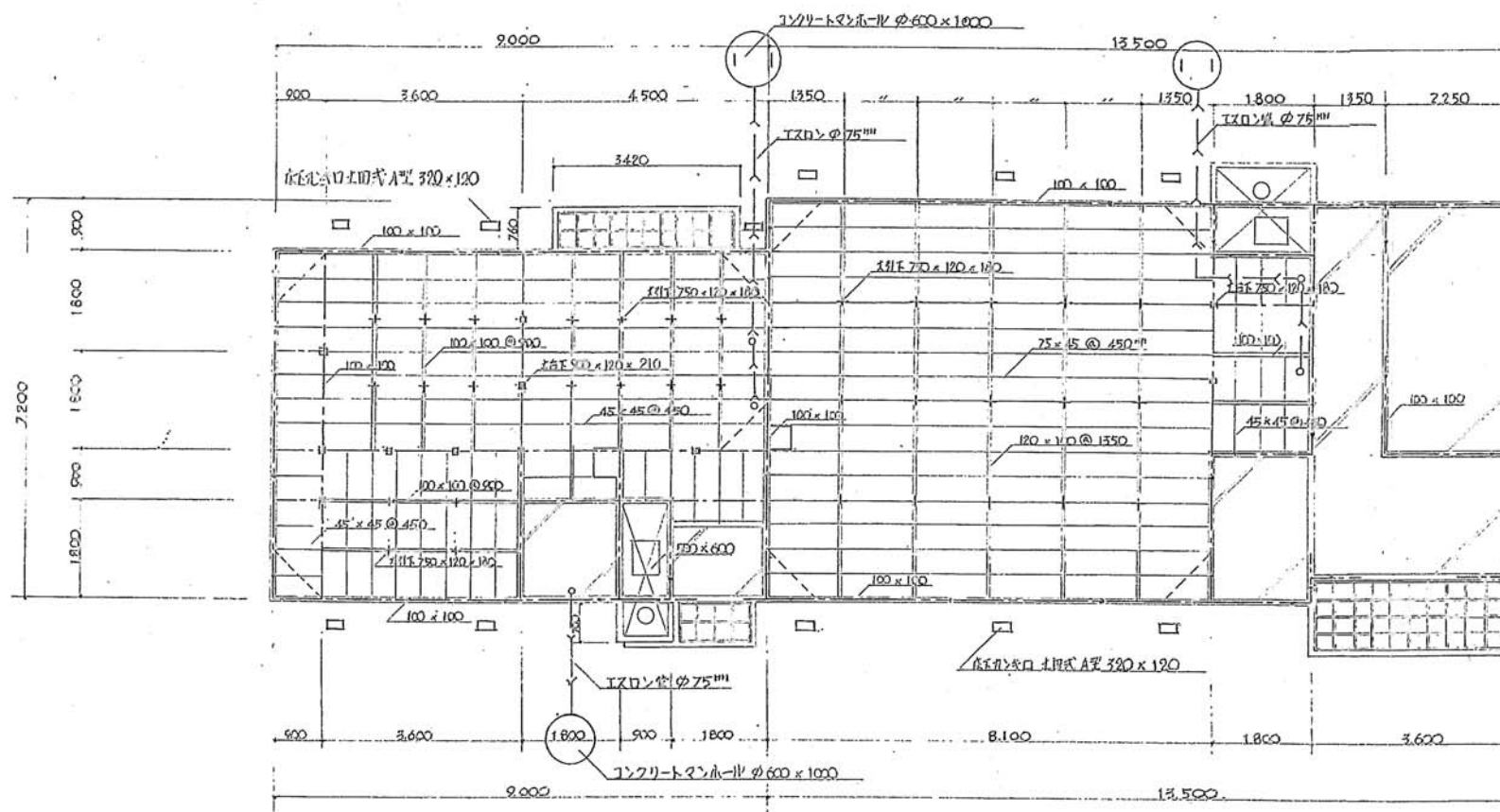
正面図

側面図

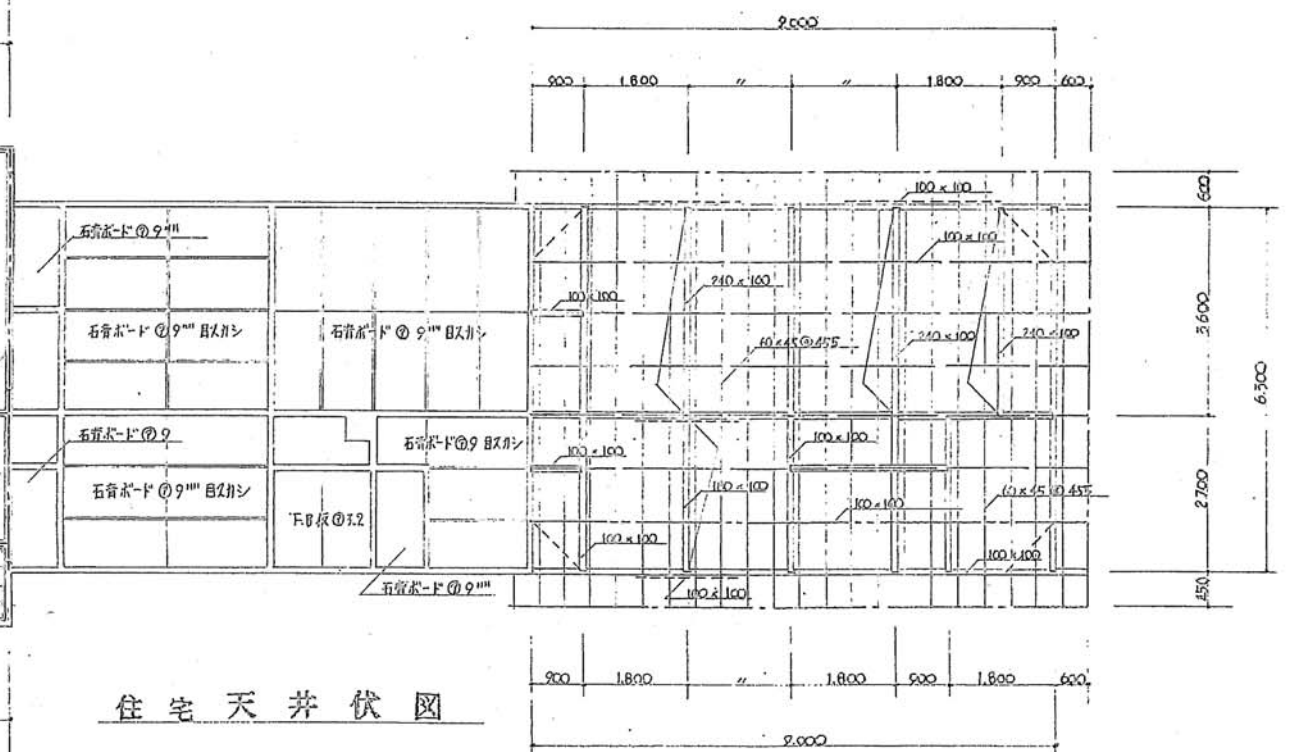
名称	4号車庫		
建面積	16.22㎡	延面積	16.22㎡
構造	軽量鉄骨		



平面図 1/100



床基礎伏図 1/100



住宅小屋伏図 1/100

備考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

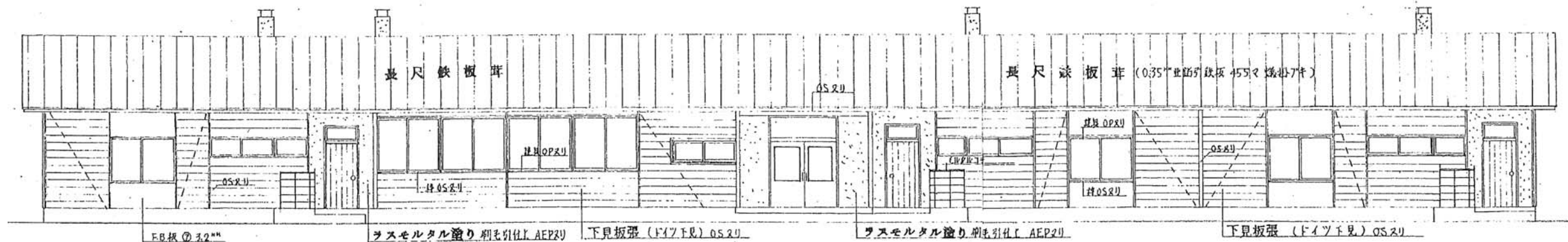
1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工事名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事
図面名 解体事務所+住宅 平面図

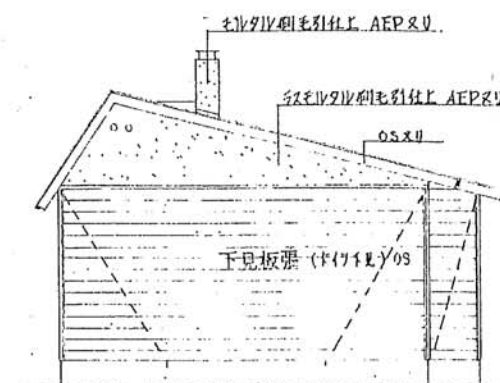
図番 HV-BPLN
縮尺 図示
年月日 R04.12.10

承認
担当

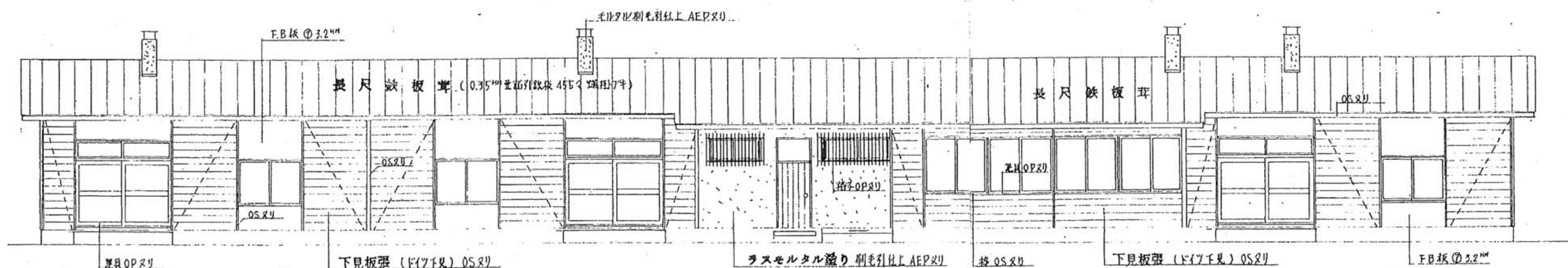
解体
02



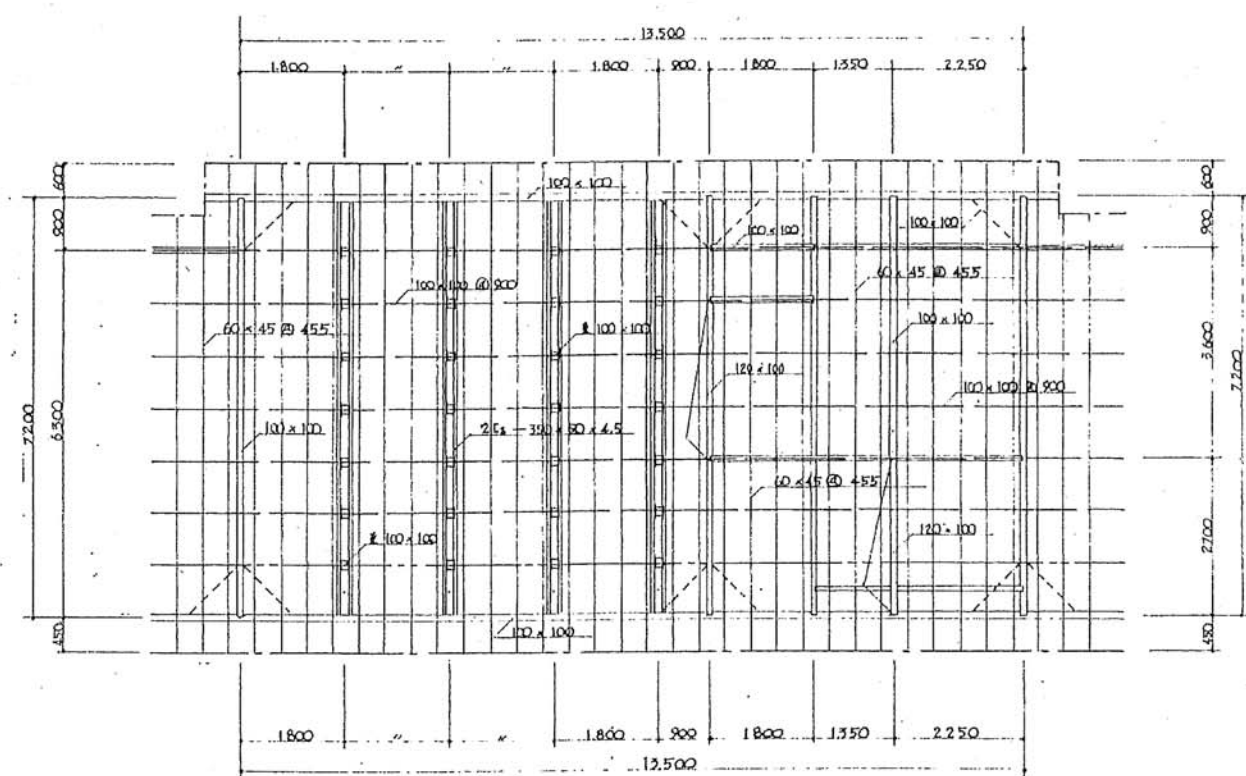
立面図 1:100



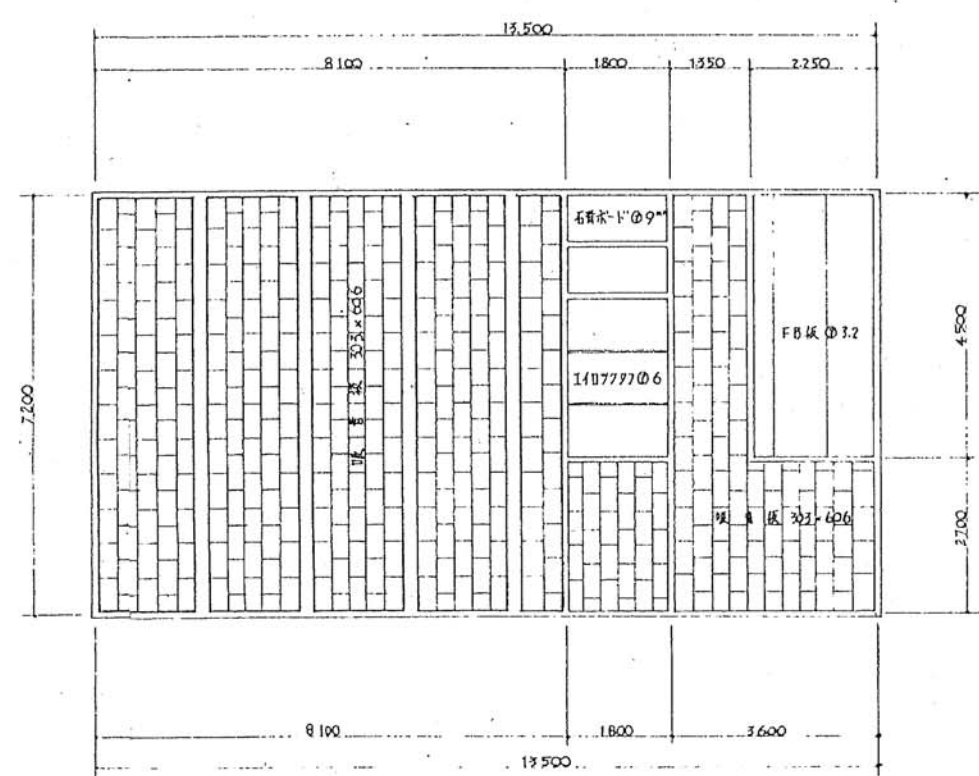
立面図 1:100



立面図 1:100



事務所小屋伏図 1:100



事務所天井伏図 1:100

備考	1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図番 HV-BELV	承認	解体
	チカラ総合設計株式会社		図面名 解体事務所+住宅 立面図	縮尺 図示	担当	03
				年月日 R04.12.10		

仕 上 表

住 宅 部 門						
室 名	床	巾 木	壁	天 井	塗 装	摘 要
玄 関	コンクリート叩きモルタルコテ仕上	ラワン材 OS張り	プリント合板ネリ付 ④4 H=2400	石膏ボード目スリ張り ⑦9 ^{mm}	本館 OS 1回張り	郵便受 カゴ 造り付下駄箱
ホ ー ル	フローリング張り ④15 下地板二重	ラワン材 OS張り	プリント合板ネリ付 ④4 H=2400	石膏ボード目スリ張り ⑦9 ^{mm}	本館 OS 1回張り	
W C	フローリング張り ④15 下地板二重	青 木 OS張り	石膏ボード ⑦9	石膏ボード ⑦9 ^{mm}		佐々木科学式無臭装置責任施工 両用便器 手洗き ペーパーホルダー
浴 室	コンクリート叩きモルタルコテ仕上		降張モルタルコテ仕上 L置羽目板張	FB板 ⑦3.2 ^{mm}	本館 OS 1回張り	7ジキ FPHバス (ボリバス 690×670×790 +7ジキ15系) 排水金物 協和レックス-#6010 P7-下付
居 間 台所	フローリング張り ④15 下地板二重	ラワン材 OS張り	プリント合板ネリ付 ④4 H=2400 流し台前板アイロツクダフ	石膏ボード目スリ張り ⑦9	本館 OS 1回張り	流し台 BK-1200 コンロ台 BKK-700 造り付布タダナ 15 ^{cm} 電線換気罩#700 P7-下付 流し台下排水口 夏79
③ 帖 間	タタミ敷 下地板二重	タタミヨセ	石膏ボード ⑦9	石膏ボード目スリ張り ⑦9		協和レックス-#6010 P 7-下付 #700 P
⑥ 帖 間	タタミ敷 下地板二重	〃	石膏ボード ⑦9	石膏ボード目スリ張り ⑦9		協和レックス-#6010 P 7-下付 #700 P
押 入	ベニヤ板張 ⑦27 下地板 ⑦12 箱決	ソウキンズリ	石膏ボード ⑦9 界壁石膏ボード下地 ⑦12 FB板 ⑦3.2 ^{mm}	石膏ボード ⑦9 ^{mm}		地盤
洋服 入	ベニヤ板張 ⑦27 ^{mm} 下地板 ⑦12 ^{mm} 箱決り	〃	石膏ボード ⑦9 界壁石膏ボード下地 ⑦12 ^{mm} FB板 ⑦3.2 ^{mm}	石膏ボード ⑦9 ^{mm}		洋服パイプ SUS 25φ

車 務 所 部 門						
車 務 室	フローリング張り ⑦15 ^{mm} 下地板二重	ラワン材 OS張り	プリント合板ネリ付 ⑦5 H=2400 界壁石膏ボード下地 ⑦12 アイロツクダフ ⑦6	吸音板 303×606 ⑦9	本館 OS 1回張り	協和レックス-#6010 P 7-下付 #700 P 2ヶ コナ-ビ-下付 H=1820
路 込	コンクリート叩きモルタルコテ仕上	ラワン材 OS張り	プリント合板ネリ付 ⑦5 H=2400	吸音板 303×606 ⑦9	本館 OS 1回張り	造り付下駄箱
消 火 室	フローリング張り ⑦15 ^{mm} 下地板二重	ラワン材 OS張り	アイロツクダフ ⑦6 ^{mm}	アイロツクダフ ⑦6 ^{mm}	本館 OS 1回張り	流し台 BK-1200 コンロ台 BKK-700 造り付布タダナ
洗 面 室	フローリング張り ⑦15 ^{mm} 下地板二重	青 木 OS張り	アイロツクダフ ⑦6 ^{mm}	石膏ボード ⑦9 ^{mm}		洗面台 L-109D 56 ^{cm}
W . C	フローリング張り ⑦15 ^{mm} 下地板二重	青 木 OS張り	石膏ボード ⑦9 ^{mm}	石膏ボード ⑦9 ^{mm}		佐々木科学式無臭装置責任施工 両用便器
玄 関	コンクリート叩きモルタルコテ仕上	ラワン材 OS張り	プリント合板ネリ付 ⑦5 H=2400	吸音板 303×606 ⑦9	本館 OS 1回張り	界壁石膏ボード下地 ⑦12 ^{mm} アイロツクダフ ⑦6 ^{mm}
名 庫	コンクリート叩きモルタルコテ仕上	青 木	FB板 3.2 ^{mm} 界壁石膏ボード下地 ⑦12 ^{mm} FB板 ⑦3.2 ^{mm}	FB板 ⑦3.2 ^{mm}		一部タダ付

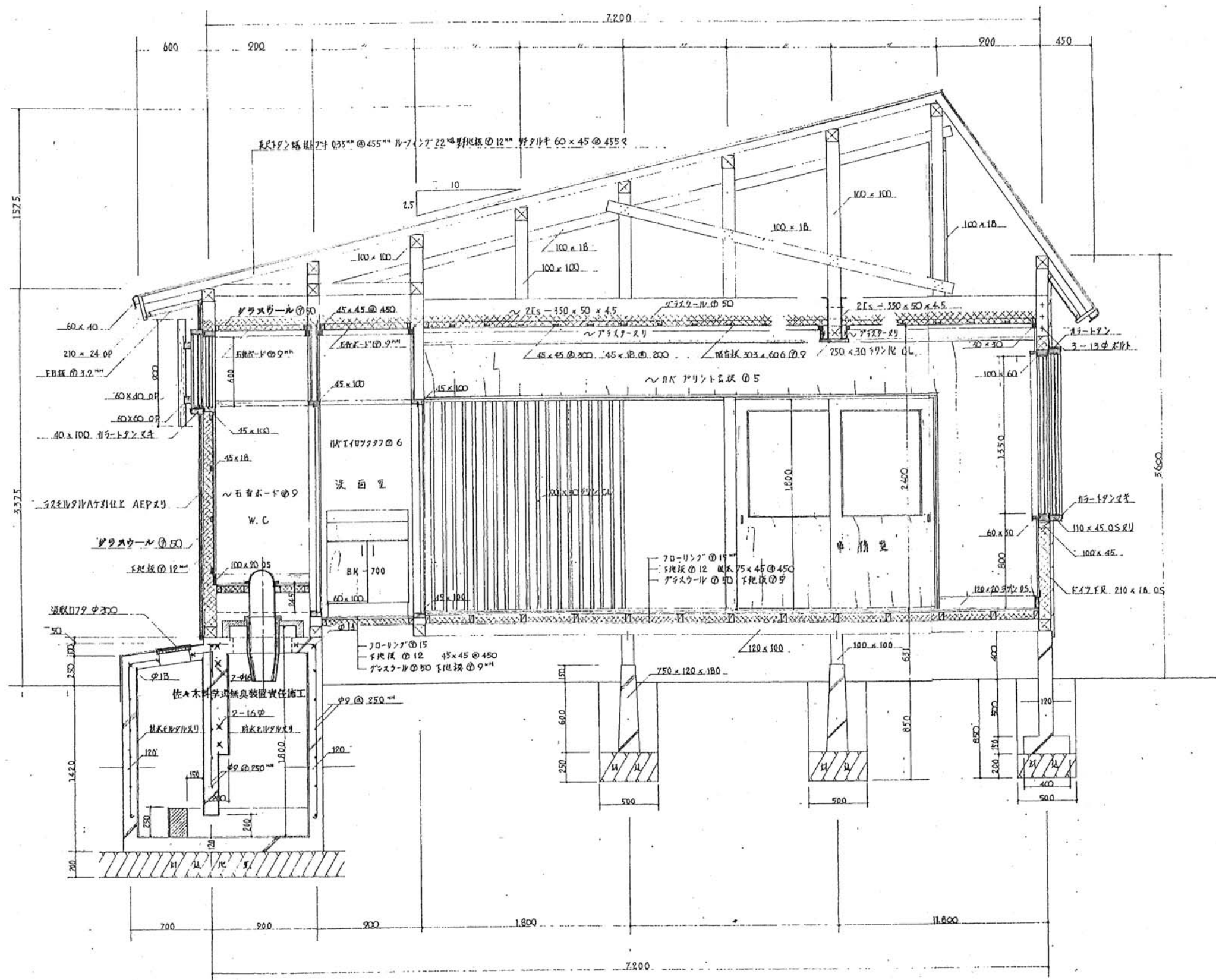
外 装 仕 上

キ ー ― 布コンクリート、一部コンクリート吹石 750×120×180 外 壁 ― 下見板張り (ドイツ下見) OS張り 窓上下一部 FB板 ⑦3.2^{mm} 玄関廻りラスモルタル張り AEP ヤ ー ― 長ズトタン張紐下付 0.35^{mm} ④45^{mm} アスファルトルーフィング 22^{K3} 軒 先 ― フレキシブルボード ⑦3.2^{mm} 一部有孔
フレキシブルボード ⑦3.2^{mm} 集合建築 ― モルタル刷毛引仕上 AEP 界 壁 ― 石膏ボード ⑦12^{mm} フレキシブルボード ⑦3.2^{mm} (アイロツクダフ ⑦6^{mm}) メヤウラ石膏ボード ⑦12^{mm} フレキシブルボード ⑦3.2^{mm} 窓 上 下 板 ― 軟石プロック ⑦60 300×300
将廻り 紙同着隠し OS張り 地 盤 OP張り

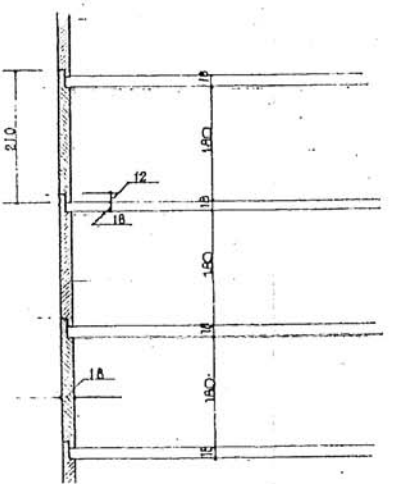
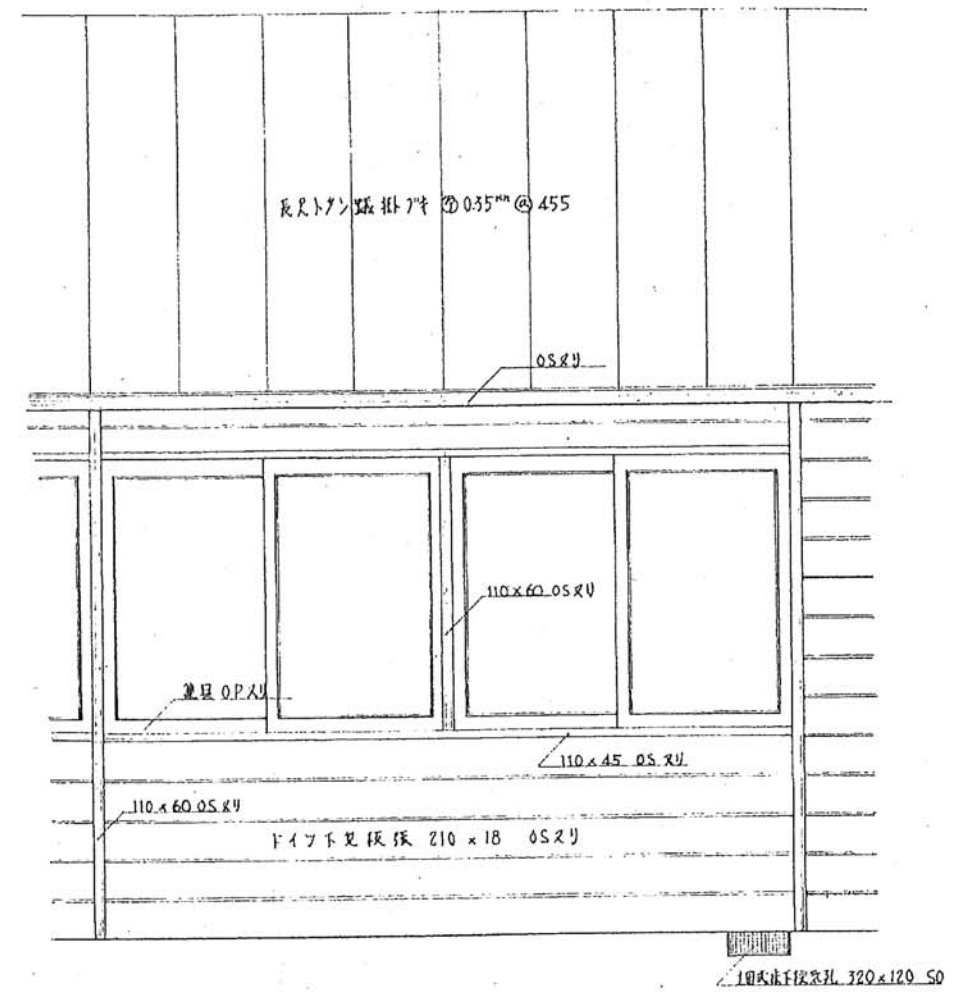
断 熱 材 床 ― グラスウール 50^{mm} 壁 (外廻り) ― グラスウール 50^{mm} 天 井 ― グラスウール 50^{mm} 界 壁 ― グラスウール 50^{mm} (メヤウラ石膏ボード 50^{mm}) 窓枠、人口押廻り グラスウール 7めとする、

地 盤 形状は図示及係員の指示による 材料は地味り戦原材で無節を使用する 外部足見は板で召合せし増幅とする、 鏡板の種類は間取り小穴入れとする、 附属金物はすべて見本品も提出し、色合い、仕上り、寸法、形状、構造等は何
あらかじめ係員の承認を得る 互争先了後 ガラス面内外共完全に清掃すること。

備 考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工 事 名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番	HV-BS1A	承 認	解 体 0 4
				図 面 名	解体事務所+住宅 仕上表	縮 尺	図示		
						年月日	R04.12.10	担 当	

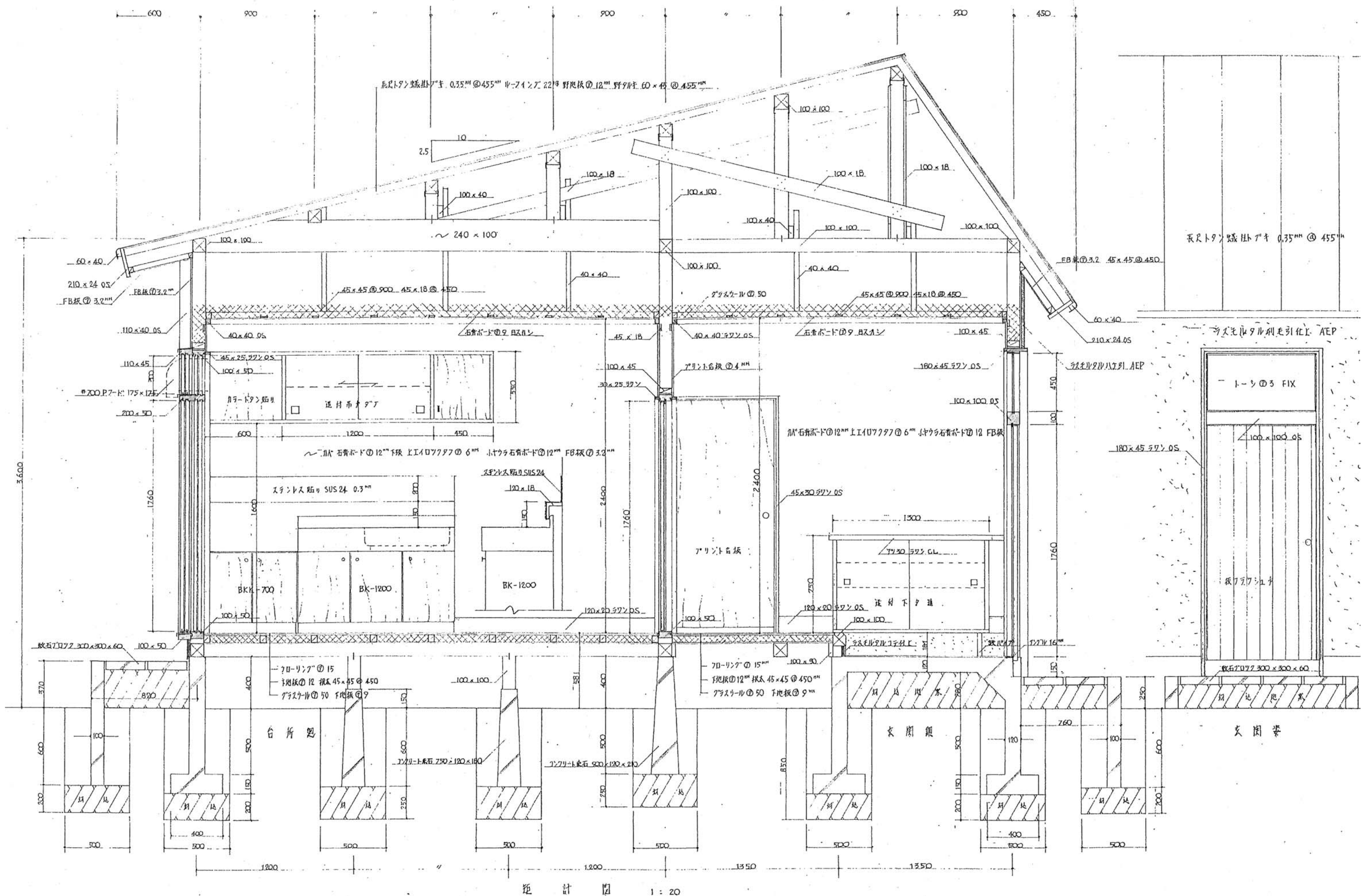


矩 計 図 1 : 30

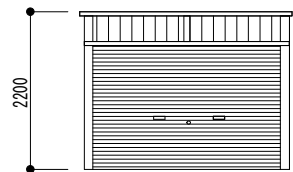


ドイツ下見 1 : 10

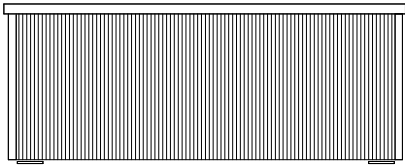
備考 	1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事 図面名 解体事務所+住宅 矩計図01	図番 HV-BKNA1 縮尺 図示 年月日 R04.12.10	承認 担当	解体 05
--------	---	--	--	---	--	--



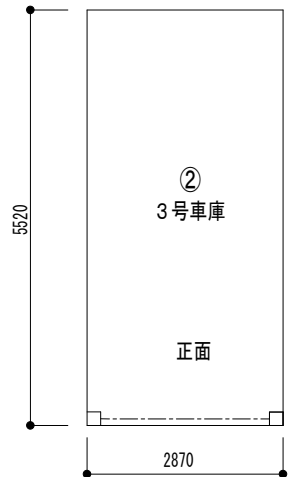
備考 	 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事 図面名 解体事務所+住宅 矩計図01	図番 HV-BKN3 縮尺 図示 年月日 R04.12.10	承認 担当	解体 07
--------	---	---	---	---	---	--



正面図

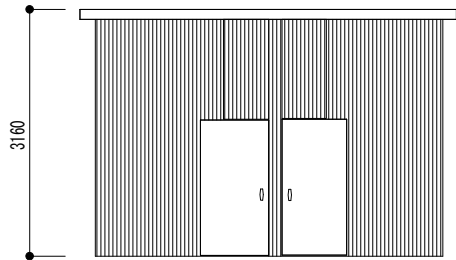


側面図

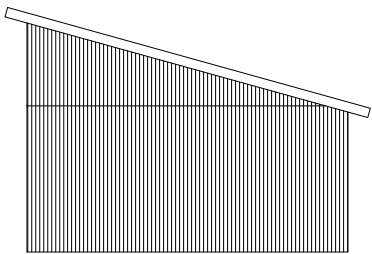


平面図

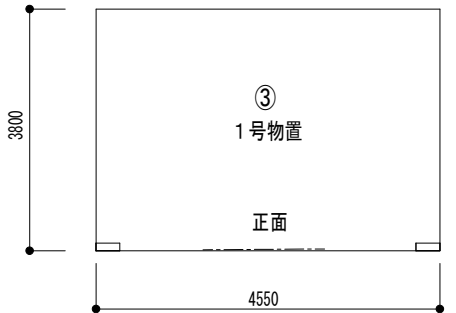
名 称	3号車庫		
建面積	15.84㎡	延面積	15.84㎡
構造	軽量鉄骨		



正面図

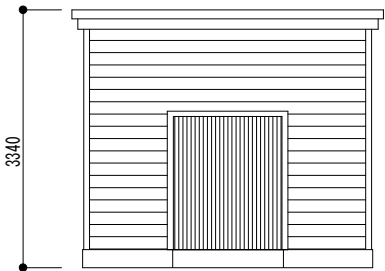


側面図

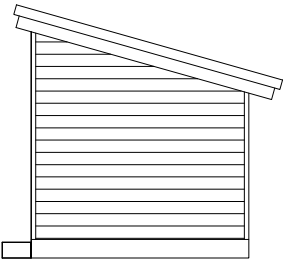


平面図

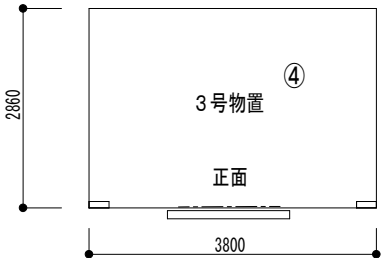
名 称	1号物置		
建面積	17.29㎡	延面積	17.29㎡
構造	木造		



正面図



側面図



平面図

名 称	3号物置		
建面積	10.86㎡	延面積	10.86㎡
構造	木造		

備 考



1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号
チカラ総合設計株式会社

1級建築士
建設大臣登録 177664号
若本 隆志

工 事 名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事
図 面 名 解体車庫・物置 平面図・立面図

図 番 HV-BGRG
縮 尺 1/100
年月日 R04.12.10

承認
担当

解体
08

留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

特記仕様書

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所

2. 建物概要

名 称	構造種別・階数	数 量	単位	備 考
○ 事 務 所	木 造	1	棟	
○				
○				
○				

※ 上記●印は、建設リサイクル法の対象範囲を示す。

3. 工事種目

名 称	新 設	改 修	備 考
電 灯 設 備	●一式	○一式	
動 力 設 備	○一式	○一式	
電 熱 設 備	○一式	○一式	
避 雷 設 備	○一式	○一式	
受 変 電 設 備	○一式	○一式	
静 止 形 電 源 設 備	○一式	○一式	
発 電 設 備	○一式	○一式	
構 内 情 報 通 信 網 設 備	●一式	○一式	
構 内 交 換 設 備	●一式	○一式	
情 報 表 示 設 備	○一式	○一式	
映 像 ・ 音 響 設 備	○一式	○一式	
拡 声 設 備	○一式	○一式	
誘 導 支 援 設 備	○一式	○一式	
呼 出 設 備	○一式	○一式	
テ レ ビ 共 同 受 信 設 備	○一式	○一式	
監 視 カ メ ラ 設 備	○一式	○一式	
駐 車 場 管 制 設 備	○一式	○一式	
入 退 出 監 理 設 備	○一式	○一式	
火 災 報 知 設 備	○一式	○一式	
中 央 監 視 制 御 設 備	○一式	○一式	
防 犯 設 備	○一式	○一式	
構 内 配 電 線 路 設 備	○一式	○一式	
構 内 通 信 線 路	○一式	○一式	

4. 施工区分

項 目	工 種	建築	電気	暖房	衛生	備 考
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填			●	○	○	
上記の補強		●				埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強		●				
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込			●	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口		●	○			
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○	○			
設備用機械基礎		○	○	○	○	
ルーフトレイン排水金物及び配管					○	補強は建築
換気扇等取付枠		●	○	○		

5. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期

別図による

契約日より

令和 年 月 日まで

6. 別 途 工 事

II 工 事 仕 様

1. 共通仕様

図面および特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省官房官庁営繕部監修公共建築工事及び図示記号 標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）及び同改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）、同標準図（平成31年版）による。

III 特 記 仕 様

特記事項のうち選択する事項は、●印の付いたものを適用する。

種目	事 項	特 記 事 項
●	電気工作物の種類及び試運転調整その他参考図	●一般用電気工作物 ○事業用電気工作物（自家用電気工作物）この工事に必要な試運転調整費及び繕手続などの費用はすべて請負者の負担とする。図中参考図の寸法は概略寸法とする。
●	配分電盤・端子盤類	●北海道建設部建築局建築整備課監修電気設備工事 ○製作所標準品（配分電盤等）共通仕様書平成 1 年度版仕様。
●	耐震措置	機器・配管・ラック等は耐震を考慮し、堅固に据付取付け支持を行うこと。耐震措置の計算及び施工方法は、建築設備耐震設計施工指針（国土交通省住宅局建築指導課監修1997年版による。）
●	結露防止	断熱材は可能な限り欠損させないこととする。ただしこれによりがたい場合は、同等以上の処理を行うこと。
●	配線器具用プレート	●アルミ合金製 ○合成樹脂製 ○ステンレス製
●	呼び線	床ボックスに取付のものは水平調整形プレートとする。(○砲金製 ○アルミ製 ○○A) 全ての空パイプにはビニル被覆鉄線を入れておくものとする。

接地極

接地極埋設標

ケーブル埋設標識標

引込用ケーブル

土工

埋戻し

標識シート

吊ボルト

その他

環境保全対策

●

電気方式

施工範囲

タンプラスイッチ

コンセント

フロアーコンセント

●

電気方式

施工範囲

●

施工範囲

ネットワークの範囲

ネットワーク機器類

配線引出し

フロアー配線引出し

●

施工範囲

電話機

配線引出し

フロアー配線引出し

電子交換機

容量

本配線盤

電源装置

電話方式

●

ドアホン設備

施工範囲

通話方式

○

施工範囲

アンテナ

増幅器

避雷装置

分配・分岐・混合器

直列ユニット

A 種 ・ B 種 ・ C 種 (10Ω以下) 接地は銅板 (900×900×1.5t) とする。上記以外の接地は銅又は銅覆鋼製接地棒 (1,000mm以上) とする。尚、接地極の埋設深さは共通仕様書によるほか、凍結深度以上とする。○黄銅板製○ステンレス製 (140H×90W×1.0t) とし、文字は刻記とし腐蝕加工とする。○黄銅板製○ステンレス製 (75H×100W×1.0t) とし、文字は刻記とし腐蝕加工とする。ケーブル外径の1.5倍以上を有する内径のPEGで保護する。残土処分 ○構内敷ならし ○構内指示場所に堆積 ○構外搬出 (約 km 捨て場所) 捨て土均し (○有り ○無し) 埋戻し ○根伐土充当 ○切込砂利 ○山砂 ○再生クラッシュラン 埋戻し300mm毎に突き固めること。シートは、繊維補強付樹脂シートとし2倍以上重ね合わせ、電圧及び埋設年を表示する。床下ピット (9mm ステンレス) 天井内 (9mm 全ネジボルト) 但しケーブルラック等 (600V以上) は12mmとする。断熱処理箇所に使用するインサートは断熱インサートとする。ハンドホールに使用する鉄ふたには鋳型流し込みで用途名を表示し簡易防水形とする。ハンドホールに使用ケーブル支持金物 (垂鉛メッキ軽量形銅、同等品) を2本以上取り付ける。また、支持金物は接地する。●環境配慮型電線及び、ケーブル ●単相 3線200／100V50Hz ○単相 2線 (○100V○200V) 50Hz ●配管 ●配線 ●器具付 ●大角連用形 ○ワイドハンドル形 ●大角連用形 ○単一形 ○特殊コンセントは表示及びプラグ付とする。○スライディング形 ●アップ形 ○ステージ用 (アルミ合金鋳物製) ○○Aフロアー ○その他 () ※LED器具仕様とする ○ 3相 3線式 200V 50Hz ○単相 2線式 (○100V ○200V) 50Hz ●配管 ○配線 ○器具付 別途制御盤、電動機、フロートスイッチ等への配線接続までとする。 ○単相 3線式200／100V50Hz ○単相 2線式 (○100V ○200V) 50Hz ○ 3相 3線式200V 50Hz ○配管 ○配線 ○その他 ●配管 ●配線 ●器具付 ●1000BASE ○1000BASE ○FDI ○ATM ●HUB ○ルータ ○リピータ ○その他 ○モジュラージャック (カテゴリ5E) ●ノズルプレート ○その他 ○スライディング形 ●アップ形 ○○Aフロアー形 ○その他 ●配管 ●配線 ●器具付 ○一般形 (○デジタル式 ○アナログ式) ●多機能形 (●デジタル式 ○アナログ式) ○停電用 ●亀甲形 ●モジュラージャック ○ノズルプレート ○スライディング形 ●アップ形 ○○Aフロアー形 ○その他 ○分散中継台式 ○中継台式 ○ボタン電話主装置 ○局線容量 /実装 ○内線容量 /実装 ○自立形 ○壁掛形 ○交換機一体形 ○別置形 ○交換機一体形 ○アナログ式 ○デジタル式 ●配管 ●配線 ●器具付 ●親子式 ○相互式 ○送受話式 ○高声式 ●テレビ式 ○配管 ○配線 ○器具付 ○VHF ○UHF ○BS ○CS ○CS・BS・UV共用形 ○CS・BS共用形 ●BS・UV共用形 ○BS ○UV共用形 ○UV ○OV ○双方向形 ○信号入出力部及び電源部の1次側に設ける。 ○CS・BS・UV共用形 ○BS・UV共用形 ○双方向形 ○CS・BS・UV共用形 ○BS・UV共用形 ○双方向形 ○Fプラグ付

○

火災報知設備

施工範囲

受信機

副受信機

発信機

電鈴

総合盤

区域表示板

自動閉鎖制御盤

電気方式

施工方法

ケーブル保護材料

電柱

高圧負荷開閉器

L A ・ P C ・ 碍子等

高圧ケーブルの

屋外端処理

電柱札

ケーブル標識

支線

その他

○

構線内路通設備

施工方式

電柱

ケーブル保護材料

ケーブル標識

電柱札

○配管 ○配線 ●器具付 P形 級 回線 (○単独盤 ○複合盤) (○壁掛形 ○自立形) ○自動試験機能 ○遠隔試験機能 台 窓 P形 級 ○組込形 ○露出形 ○露出形 ○組込形 ○単独 ○消火栓箱 (別途) 組込 ○埋込形 ○露出形 ○アクリル製 裏影5t×350×550mm (カ所) ○単独盤 ○複合盤 ○壁掛形 ○自立形 ○高圧 3相 3線式 6kV 50Hz ○低圧 3相 3線式 200V 50Hz ○低圧単相 3線式 200／100V 50Hz ○低圧 単相 2線式 100V 50Hz ○架空電線式 ○地中配線式 ○PEG ○FEP ○遠心力鉄筋コンクリート管 ○コンクリート柱 ○鋼管柱 7.2kV 200A ○密閉形 ○重耐塩形 ○過電流ロック付 ○地絡保護装置付 ○密閉形 ○重耐塩形 ○一般形 ○耐塩形 (耐塩碍子形) ○重耐塩形 ※屋内外とも、処理者銘板を取り付ける。施設名、建柱年月日を記入する。○高圧用 (120×900) ○低圧用 (100×600) の頂部に矢印 (赤) を刻印したもの (材質はコンクリート製) ○鉄製 (舗装面用) ○22sq ○38sq 北海道電力 (株) の外線工事を要領に準ずる。 ○単相 2線式 (○100V ○200V) 50Hz ○架空配線式 ○地中配線式 ○EM-CE ○CVMAZV ○自動式 (○自動点滅器 ○タイマー) ○手動式 ○防水キャッチ式ヒューズ ○その他 ○架空配線式 ○地中配線式 ○コンクリート柱 ○鋼管柱 ○PEG ○FEP ○遠心力鉄筋コンクリート管 ○溶融亜鉛メッキ厚鋼電線管 ○通信用 (100×600) の頂部に矢印 (黄) を刻印したもの (材質はコンクリート製) ○鉄製 (舗装面用) 施設名、建柱年月日を記入する。

IV 機器取付高さ

機器の取付高さは図示のほか下記を標準とする。

	名 称	測 定	取付高 (mm)
電共	取引用計器	地上～窓中心	1, 800～2, 000
力通	引込開閉器	床～中心	1, 800
電	分電盤	床～中心	1, 500 (上端1, 900以下)
灯	スイッチ	〃	1, 150
	コンセント (一般)	〃	500
	〃 (和室)	〃	200
	〃 (台上)	台上～中心	150
	〃 (土間)	床～中心	800～1, 300
	ブラケット (一般)	〃	2, 100～2, 500
	〃 (踊場)	〃	2, 500
	〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150
動力	壁掛形制御盤	床～中心	1, 500 (上端1, 900以下)
	開閉器函	〃	1, 500
	操作スイッチ	〃	1, 300
電	端子盤	床～下端	500
	保安器箱	床～中心	2, 000
	壁付位置ボックス	〃	500
	〃 (和室)	〃	200
話	壁付インターホン	床～中心	1, 150
	壁付位置ボックス	〃	1, 150
	〃 (和室)	〃	200
時計	壁掛形親時計	床～中心	1, 500 (上端1, 900以下)
拡	子時計	〃	2, 300
声	壁掛形スピーカー	〃	2, 300
	アッテネーター	〃	1, 150
表示	表示盤	床～中心	2, 300
	壁付発信器	〃	1, 150
	ベル・ブザー・チャイム	〃	2, 300
	壁 付 ボ タ ン	〃	
テ共	分配器箱	床～上端	1, 900
レ同	テレビアウトレット	床～中心	500
ビ受	〃 (和室)	床～中心	200
信	収容箱	床～上端	1, 900
火	受信機・副受信機	床～中心	1, 500
災	総合盤	〃	1, 300
報	発信機	〃	1, 300
知	電鈴	〃	2, 300

備 考

1 級 建 築 士 建設大臣登録 1 7 7 6 6 4 号 若 本 隆 志

工 事 名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

図 面 名 電気特記仕様書

図 番 HV-ETKK

縮 尺 -

年月日 R04.12.10

承 認 担 当

電 気

0 1

計画概要

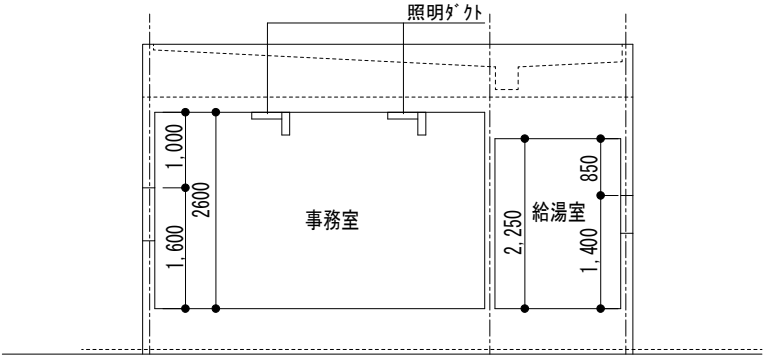
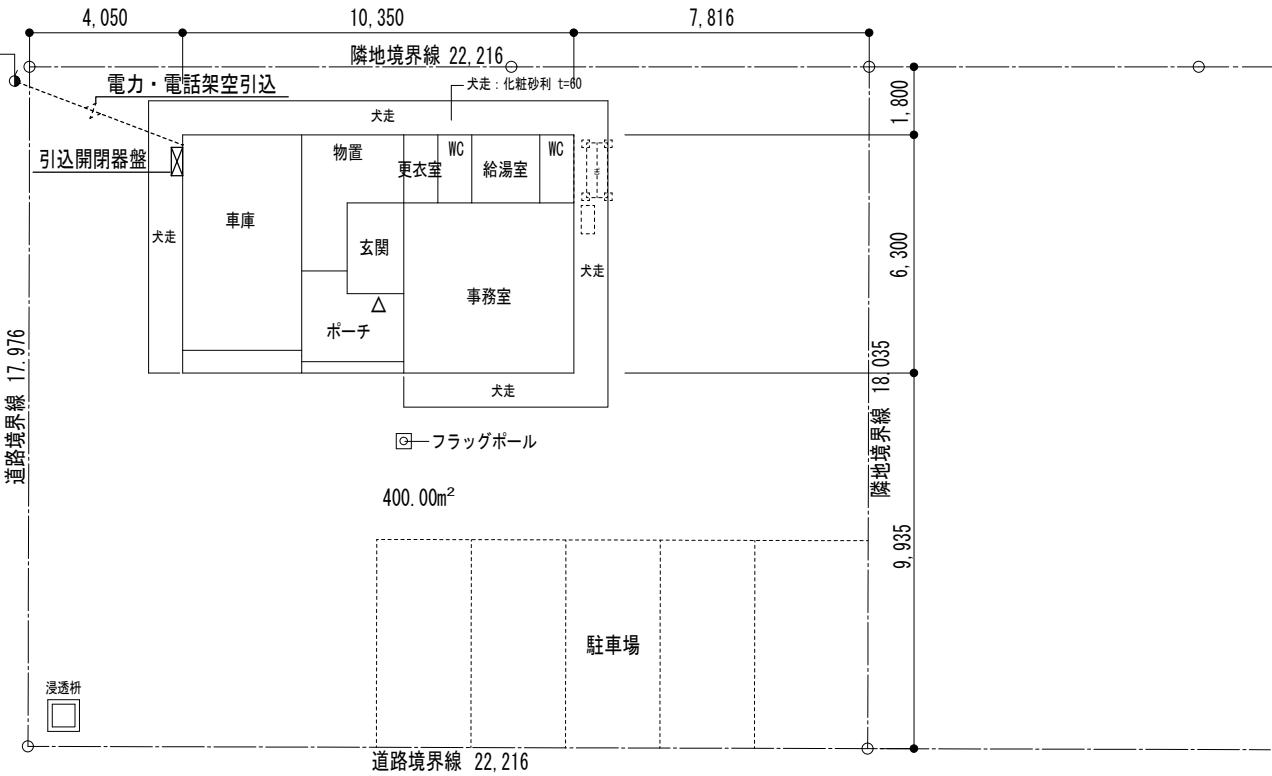
工事名称	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事		
建築主	住所	〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目7〇番地	
	氏名	北海道森林管理局長	
敷地概要	地名地番	苫前郡羽幌町南6条1丁目26番地の内	
	住居表示		
	敷地面積	400.00 m2	
	都市計画区域	指定あり	
	用途地域等	第1種住居地域	
	防火地域	指定なし 法第22条区域：指定あり	
	道路	前面道路幅員	6.00 m 接道長さ 17.976 m
	気象	積雪 1.40 m 凍結 0.6 m 基準風速V0：32 m	
	地震	地震地域係数Z= 0.8 地盤種別：Ⅱ	
	事務所		合計
建築面積	(m2)	65.21	65.21
1階床面積	(m2)	56.93	56.93
2階床面積	(m2)	0.00	0.00
延べ面積	(m2)	56.93	56.93
設備概要	給水	給水本管より	電気 北電
	給温水	灯油ボイラーより	冷房 電気（エアコン）
	排水	公共下水道へ	暖房 灯油（ポット式）
	ガス	配管のみ	
	換気		
	防災		



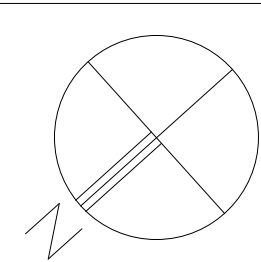
付近見取図

電力・電話引込柱
北電2丁目東幹13左7 NTT東日本

道路幅員6m

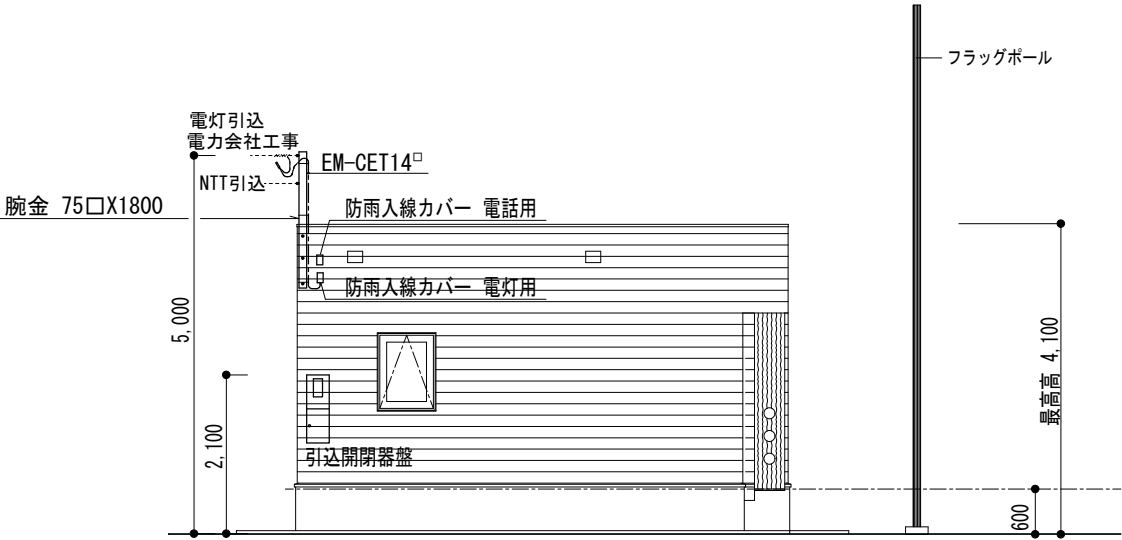


断面図 S=1/100

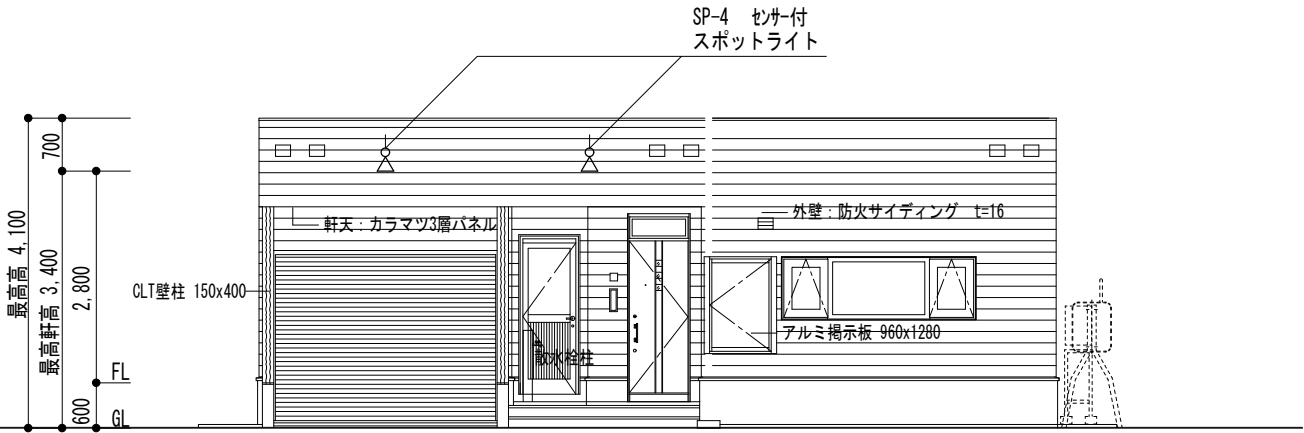


道路幅員5m

配置図 S=1/200



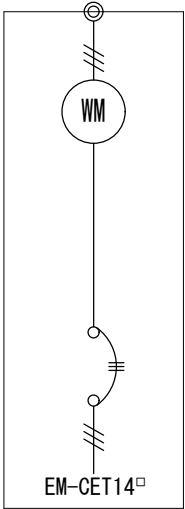
北東立面図 S=1/100



北西立面図 S=1/100

備考	 1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図番 HV-EHIT	承認 担当	電気 02
			図面名 配置図・電力電話引込図	縮尺 図示		
				年月日 R04.12.10		

1φ3W 100V/200V



MCB3P
50A

引込開閉器盤
(屋外型、銅板製)

1φ3W 100V/200V

EM-CET14

ELB3P

50A

全負荷≒ 7,205 VA

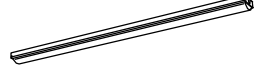
全室照明+換気扇 電灯 315 VA	①					②	車庫・物置・ポーチ コンセント 700 VA
事務・更衣室、FF、ドア コンセント 450 VA	③					④	事務室・空調換気含む コンセント 820 VA
事務室コピー機 コンセント 900 VA	⑤					⑥	給湯室・トイレ コンセント 600 VA
給湯室 電気温水器 1,100 VA	⑦					⑧	トイレ 電気バネヒータ 1,000 VA
事務室 エアコン 1,420 VA	⑨					⑩	予 備
予 備	⑪					⑫	予 備
予 備	⑬					⑭	予 備

電 灯 分 電 盤

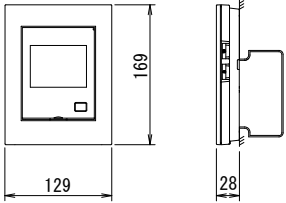
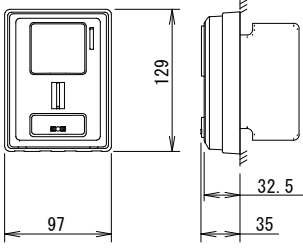
銅板製

想定負荷容量 7,205 VA

メーカー標準品

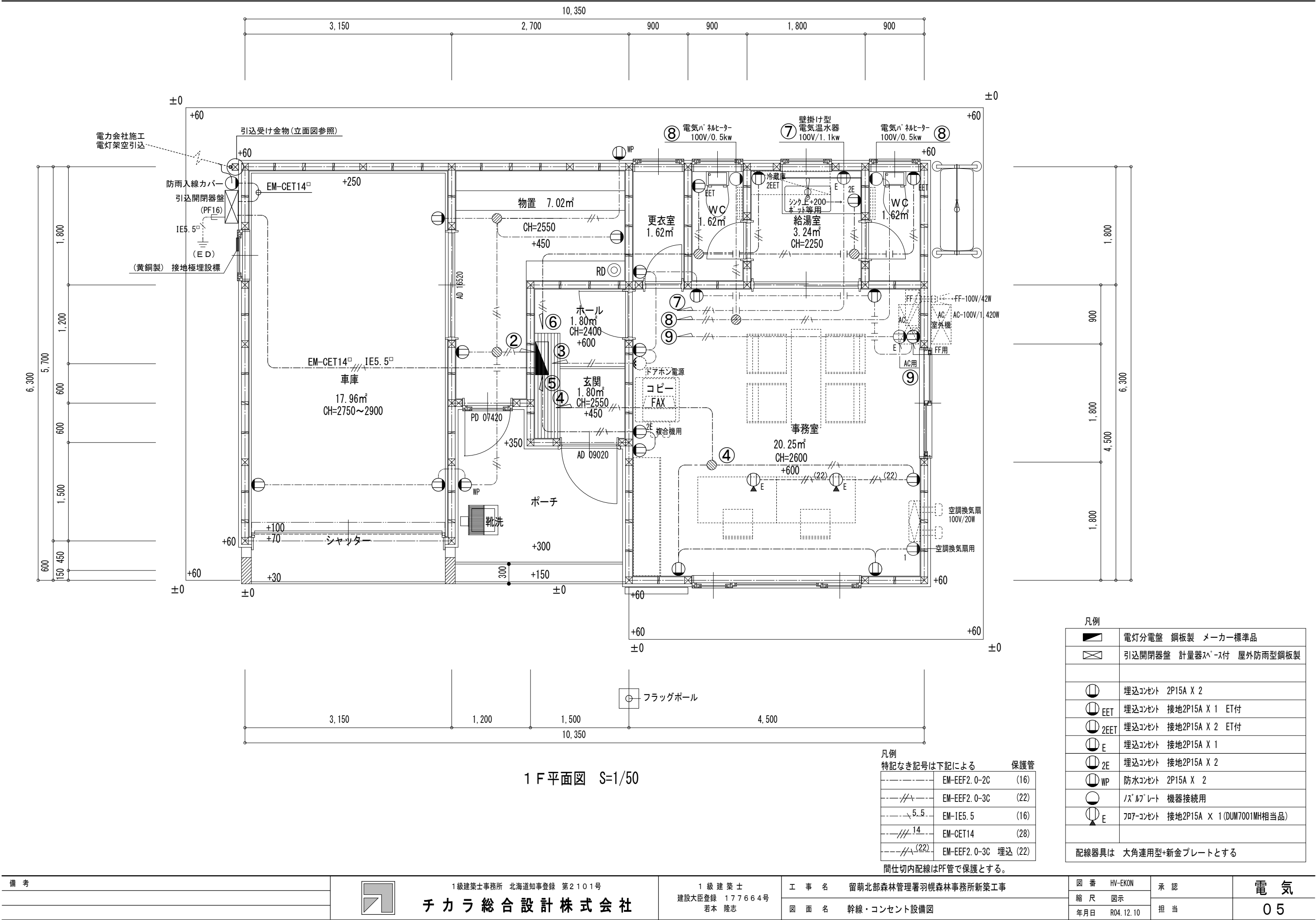
W=150 2500lm 5000K	W=150 1600lm 5000K	W=80 3200lm 5000K	W=150 5200lm 5000K
			
16.3	11.6	20.6	31.9
倉庫	給湯室、更衣室、倉庫	車庫	事務室
A LSS9-4-23-LN	B LSS9-2-15-LN	C LSS1-4-30-LN	D LSS9-4-48-LN
5000K	白熱灯 60W 相当 SBタイプ	白熱灯 60W 相当 SBタイプ	150W 相当 センサー付
			
9.5	4.5	4.5	10.7
給湯室 参考型番 LGB85045LE1	トイレ、玄関 参考型番 LGD1108NLE1	ポーチ 参考型番 LRD1100LLE1	外部 参考型番 LGWC40114
SP-1 LED 棚下灯 (FL15W相当)	SP-2 LED ダウンライト (5000K)	SP-3 LED ダウンライト (2700K)	SP-4 LED スポットライト (2700K)

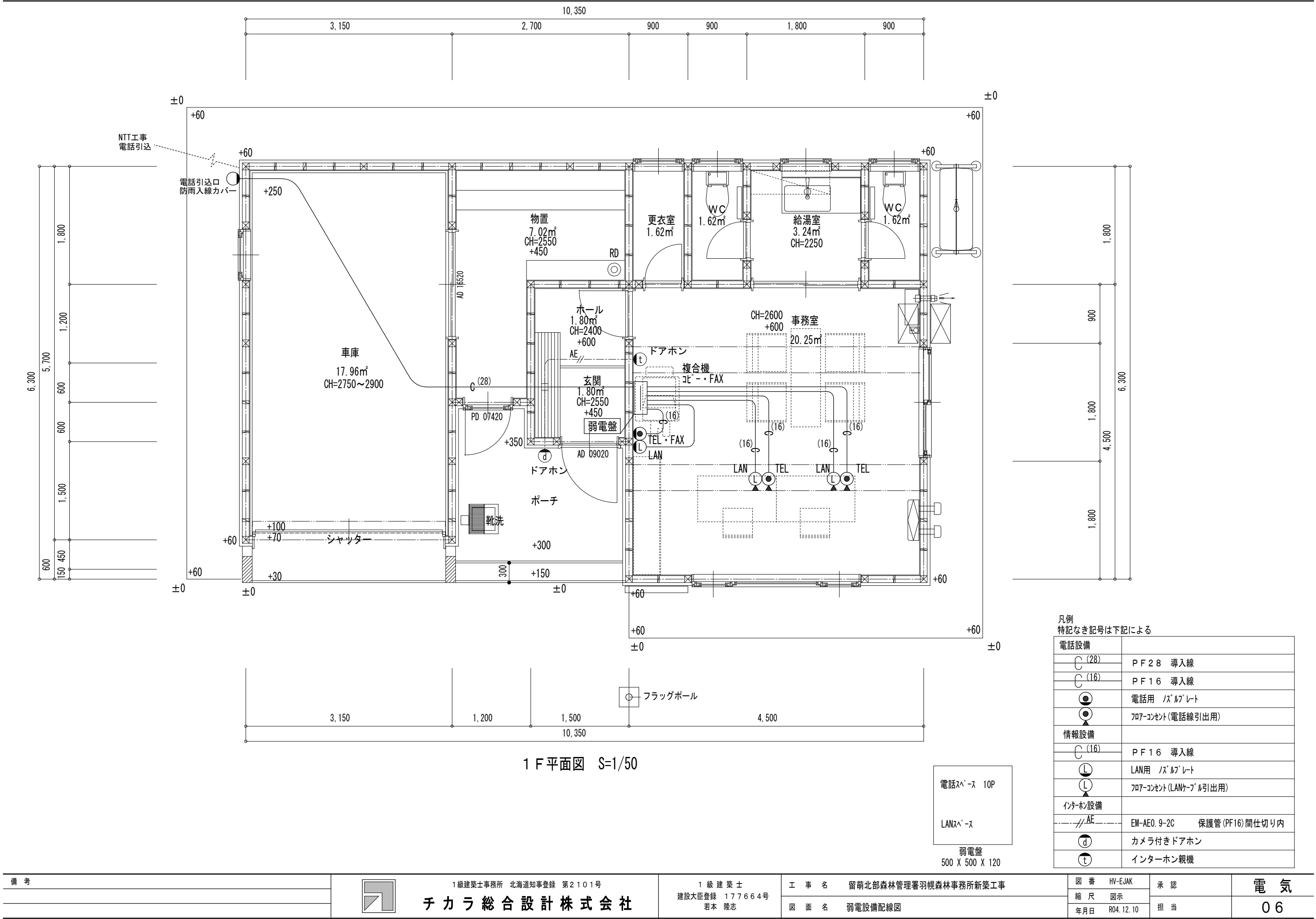
照明器具姿図

インターホン親機		ドアホン子機 (防雨型)	
			
電源電圧	AC100V 50/60Hz	電源電圧	モニター付親機から供給
形 状	壁取付型 (JIS1個用スイッチボックス)	形 状	壁取付型 (JIS1個用スイッチボックス)
材 質	本体:自己消火性樹脂 パネル部:難燃性樹脂	材 質	自己消火性樹脂
通話方式	拡声自動交互通話/プレストーク通話	通話方式	自動交互通話
カ メ ラ	3.5型TFTカラー液晶	カ メ ラ	1/5型カラーCMOS

＜参考型番：アイホン JS-12＞

備 考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号	1 級 建 築 士	工 事 名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番	HV-EBAN	承認	電 気
		チカラ総合設計株式会社	建設大臣登録 177664号 若本 隆志	図 面 名	分電盤結線図・機器姿図	縮 尺	図示		
			年月日			R04.12.10			





留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事										工事特記仕様書（その1）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
I 工 事 概 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1. 工事場所 吉前郡羽幌町南6条1丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2. 建物概要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table><tr><td></td><td>名 称</td><td>構 造 種 別</td><td colspan="2">数 量</td><td>単位</td><td colspan="14">備 考 (工 事 内 容)</td></tr><tr><td>○</td><td>事 務 所</td><td>木 造</td><td></td><td>1</td><td>棟</td><td colspan="14"></td></tr><tr><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="14"></td></tr><tr><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="14"></td></tr><tr><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="14"></td></tr><tr><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="14"></td></tr></table>																					名 称	構 造 種 別	数 量		単位	備 考 (工 事 内 容)														○	事 務 所	木 造		1	棟															○																				○																				○																				○																																																																																																																																																																																																																											
	名 称	構 造 種 別	数 量		単位	備 考 (工 事 内 容)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
○	事 務 所	木 造		1	棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
※上記●は、建設リサイクル法の対象範囲を示す。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3. 工 事 項 目 ※種目は●印を付したものを適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table><tr><td>名 称</td><td>新 設</td><td>改 修</td><td colspan="17">摘 要</td></tr><tr><td>空 気 調 和 設 備 工 事</td><td>●一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>換 気 //</td><td>●一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>排 煙 //</td><td>○一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>給 油 //</td><td>●一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>自 動 制 御 //</td><td>○一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>給 水 //</td><td>●一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>排 水 //</td><td>●一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>給 湯 //</td><td>●一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>衛 生 器 具 //</td><td>●一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>消 火 //</td><td>○一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>ガ ス //</td><td>○一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>ガ ス 漏 れ 警 報 //</td><td>○一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>厨 房 機 器 //</td><td>○一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td>グ ラ ン ド 散 水 //</td><td>○一式</td><td>○一式</td><td colspan="17"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="17"></td></tr></table>																				名 称	新 設	改 修	摘 要																	空 気 調 和 設 備 工 事	●一式	○一式																		換 気 //	●一式	○一式																		排 煙 //	○一式	○一式																		給 油 //	●一式	○一式																		自 動 制 御 //	○一式	○一式																		給 水 //	●一式	○一式																		排 水 //	●一式	○一式																		給 湯 //	●一式	○一式																		衛 生 器 具 //	●一式	○一式																		消 火 //	○一式	○一式																		ガ ス //	○一式	○一式																		ガ ス 漏 れ 警 報 //	○一式	○一式																		厨 房 機 器 //	○一式	○一式																		グ ラ ン ド 散 水 //	○一式	○一式																																					
名 称	新 設	改 修	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
空 気 調 和 設 備 工 事	●一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
換 気 //	●一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
排 煙 //	○一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
給 油 //	●一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
自 動 制 御 //	○一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
給 水 //	●一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
排 水 //	●一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
給 湯 //	●一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
衛 生 器 具 //	●一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
消 火 //	○一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ガ ス //	○一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ガ ス 漏 れ 警 報 //	○一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
厨 房 機 器 //	○一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
グ ラ ン ド 散 水 //	○一式	○一式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4. 施 工 区 分 ※該当は●印とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table><tr><td>項 目</td><td>工 種</td><td>建築</td><td>電気</td><td>換気</td><td>衛生</td><td colspan="14">備 考</td></tr><tr><td colspan="2">躯体の設備配管用のスリーブ箱抜等及びモルタル等の充填</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>●</td><td colspan="14"></td></tr><tr><td colspan="2">上記の補強</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="14"></td></tr><tr><td colspan="2">設備機器用天井・壁・床下地の開口及び開口補強</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="14">吹出口、吸込口、ファン等</td></tr><tr><td colspan="2">設備機器用天井・壁・床仕上材の切込</td><td></td><td>○</td><td>●</td><td>○</td><td colspan="14"></td></tr><tr><td colspan="2">設備用天井、床点検口</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="14">補強は建築</td></tr><tr><td colspan="2">防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td colspan="14"></td></tr><tr><td colspan="2">設備用機械基礎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="14"></td></tr><tr><td colspan="2">ルーフトレイン排水金物及び配管</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td colspan="14"></td></tr><tr><td colspan="2">換気扇用取付枠</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td colspan="14"></td></tr><tr><td colspan="2">同上 防雪フード</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td colspan="14"></td></tr><tr><td colspan="2">外壁面入排気ガラリ及び防風板</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td colspan="14"></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="14"></td></tr></table>																				項 目	工 種	建築	電気	換気	衛生	備 考														躯体の設備配管用のスリーブ箱抜等及びモルタル等の充填			○	○	●															上記の補強		●																		設備機器用天井・壁・床下地の開口及び開口補強		●				吹出口、吸込口、ファン等														設備機器用天井・壁・床仕上材の切込			○	●	○															設備用天井、床点検口		●				補強は建築														防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置			○																	設備用機械基礎		○	○	○	○															ルーフトレイン排水金物及び配管					●															換気扇用取付枠		○	○	○																同上 防雪フード		○		○																外壁面入排気ガラリ及び防風板		○		○																																																																																															
項 目	工 種	建築	電気	換気	衛生	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
躯体の設備配管用のスリーブ箱抜等及びモルタル等の充填			○	○	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
上記の補強		●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
設備機器用天井・壁・床下地の開口及び開口補強		●				吹出口、吸込口、ファン等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
設備機器用天井・壁・床仕上材の切込			○	●	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
設備用天井、床点検口		●				補強は建築																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
設備用機械基礎		○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
ルーフトレイン排水金物及び配管					●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
換気扇用取付枠		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
同上 防雪フード		○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
外壁面入排気ガラリ及び防風板		○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5. 指定部分工事 (1) 工事範囲 () (2) 指定工期 契約日より 平成 年 月 日まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6. 別途工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
II 工 事 仕 様																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1. 共通仕様 図面およびこの特記仕様書に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書、同改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）同標準図（令和4年版）による。 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、標準仕様書（電気設備工事編）（建築工事編）を適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2. その他 (注) 特記事項は●印を付したものを適用する。●印のない場合は＊印を適用する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
● 一般共通事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table><tr><td>土工事</td><td>(1)管周囲の保護 (2)埋戻し土 (3)砂利地業 (4)建設発生土等の処理 ○場外搬出 (約__km 捨て場所_____) 捨て土均し (○有り ○無し) ＊構内敷均し ○構内指示の場所に堆積</td><td>* 山砂の類 ○良質土 ○その他 * 掘削土の良質土 ○山砂の類 * 再生クラシヤラン ○切込砂利 ○切込碎石 粒径 0～40mm程度 砂利地業の厚さ * 60mm ○ mm</td></tr><tr><td>断熱材</td><td colspan="2">特定フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと</td></tr></table>																				土工事	(1)管周囲の保護 (2)埋戻し土 (3)砂利地業 (4)建設発生土等の処理 ○場外搬出 (約__km 捨て場所_____) 捨て土均し (○有り ○無し) ＊構内敷均し ○構内指示の場所に堆積	* 山砂の類 ○良質土 ○その他 * 掘削土の良質土 ○山砂の類 * 再生クラシヤラン ○切込砂利 ○切込碎石 粒径 0～40mm程度 砂利地業の厚さ * 60mm ○ mm	断熱材	特定フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
土工事	(1)管周囲の保護 (2)埋戻し土 (3)砂利地業 (4)建設発生土等の処理 ○場外搬出 (約__km 捨て場所_____) 捨て土均し (○有り ○無し) ＊構内敷均し ○構内指示の場所に堆積	* 山砂の類 ○良質土 ○その他 * 掘削土の良質土 ○山砂の類 * 再生クラシヤラン ○切込砂利 ○切込碎石 粒径 0～40mm程度 砂利地業の厚さ * 60mm ○ mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
断熱材	特定フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
空 気 調 和 設 備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
① 空気調和設備 方式 ○全空気 ○空気－水 ○全水 ●冷媒式 ○蒸気暖房 ○温水暖房 ○温風暖房 熱源 ○蒸気 ○温水 ○冷水 ○冷温水 ●電気 ○ガス その他 (灯油) 図内機器表による。容量等の表示、機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は、原則として表示された数値以上とする。 ○設けない ○設ける ○設けない ○設ける (煙道直線部に100φ以上の盲フランジ付とする。) 種別 ○鋳鉄製放熱器 ○パネルヒーター ○ファンコイルユニット ○ヒートポンプユニット ○ファンコンベクター ○ユニットヒーター ○パッケージエアコン ●FF暖房機 ●電気ヒーター ○遠赤外線暖房機 ○その他 ()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
② 換気・排煙設備 換気方式 ○換気扇 ●ダクト式機械換気 ○その他 () 排煙方式 ○機械排煙 ○その他 () 排煙口 イ. 形状 ○スリット形 ○スイング形 ロ. 開放装置 ○手動 ○手動及び遠隔操作可能なもの。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
③ 給油設備 地下貯油槽 イ. 基礎杭 ○要 ○不要 ○本工事 ○別途工事 ロ. タンク室 ○要 ○鋼製強化プラスチック製二重殻タンク 遠隔式油量指示計 ○設けない ○次により設ける a) 取付方法 ○専用蓋 ○油槽蓋内 ○その他 () b) 指示ユニット：製造者標準型とし図示による。 地上タンク ●市販品 ○製作 (板厚 mm) 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」 によるほか所轄消防署が承認したもの。 防油堤 ○本工事 ○別途工事 オイルサービスタンク イ. 給油ポンプ ○設ける ○設けない ロ. 返油ポンプ ○設ける ○設けない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4. 自動制御設備 イ. 制御方式 ○電気式 ○電子式 ○デジタル式 ロ. 計測範囲 ○温度 ○湿度 ○その他 () ハ. 計測箇所 図示による。 ニ. 計測機器 図内機器表による。 ホ. 低圧屋内配線に該当する配線は標準仕様書（電気設備工事編）による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5. 風 道 イ. 方式 ○低速 ○高速 ○その他 () ロ. エ法 ○アングルフランジ ○コーナーボルト (○共板 ○スライド) ハ. 種別 ○鉄板 () ○スバイラルダクト () ○ビニル管 () ○その他 ()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6. 吹出口・吸込口 材質 ○銅板製 ○アルミニウム製 ○その他 ()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
7. 防雪フード イ. 材質 ステンレス銅板製 (○SUS430 ○SUS304) ○その他 ()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8. 排気フード ロ. 板厚 () m/m ハ. 幕板 本工事 (ステンレス銅板製○SUS430 ○SUS304 m/m) ○別途工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
⑨ セルフード 材質 ●ステンレス製 ○アルミニウム製 ○その他 ()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
● 給 水 設 備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
① 給水方式 ●水道直結方式 ○受水槽方式 ○高置タンク方式 (○上水 ○井水) ○圧力タンク方式 (○上水 ○井水) ○インバーター方式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
② 屋外配管 イ. 本管施工内容 ○既設配水管 ●配水管新設 (○負担金 ●専用) ○布設替																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
③ 量水器 ●借受品 ○新品購入 (水道管理者指定品) 量水器樹 ○水道管理者指定品 ○図内規格品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
● 排 水 設 備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
① 排水方式 ●自然流下 ○強制排水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
② 排水樹 イ. インパート樹 ○角型○丸型○市販コンクリート管○現場打●塩ビ樹【蓋●塩ビ○T2○T8】市・町・村・型) ○その他 () ロ. ため樹 ○角型○丸型○市販コンクリート管○現場打○塩ビ樹【蓋○塩ビ○T2○T8】市・町・村・型) ○その他 () ハ. 蓋 ○鋳鉄製 (○耐重 ○重量 ○軽量) ○コンクリート製 ○その他 ()市・町・村・型)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
図 番 HV-MTKK1 縮 尺 - 年月日 R04.12.10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
承 認 機 械 担 当 01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

一般共通事項

1. 配管材料

管種	工種	施工区分											
		暖房	給水	給湯	排水	通気	ガス	給油	消火	冷媒	冷温水	冷却水	
○配管用炭素鋼管（白）	○												
○〃（黒）	○												
○圧力配管用炭素鋼管（黒）	○												
○塩ビライニング鋼管（VA）	○												
●〃（VB）	●		●										
○排水用塩ビライニング鋼管	○												
○耐熱性塩ビライニング鋼管	○												
○外面被覆鋼管	○												
○コーティング鋼管	○												
●ステンレス鋼管	●			●									
○銅管（M）	○												
●保温付被覆鋼管	●								●				
●被覆鋼管	●							●					
●ビニル管（VP）	●					●							
●〃（VU）	●					●							
●ポリエチレン管	●		●			●							
○鉛管	○												

※該当項目に●印をつける、2列書きになっている部分は左側屋外配管、右側屋内配管とする。

* 弁類 特記部分、水道直圧及び高置タンクまで10kgf/cm2、他は5kgf/cm2 とする。

* 試験は、配管途中若しくは隠べい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う。
圧力値、保持時間は、標準仕様書第2編 2.9.2から2.9.5による。試験終了後、報告書を提出すること。

2. 保温

イ. 配管

標準仕様書第2編3. 1. 4及び5のうち保温材及び外装材は次による。
保温材 ●グラスウール ○ロックウール ●ポリスチレンフォーム
（ ）（ ）（ ）
外装材 イ）屋内露出
○綿布 ○アルミガラスクロス ●その他（バィ'ガード' ）
（ ）（ ）（ ）
ロ）機械室・倉庫
○アルミガラスクロス ○綿布 ○その他（ ）
（ ）（ ）（ ）
ハ）天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中
●アルミガラスクロス ○その他（ ）
（ ）（ ）
ニ）床下・暗渠内
○防水麻布・アスファルトプライマー ●着色アルミガラスクロス
（ ）（ ）
○保温なし（ ）
○その他（ ）
注. 給水管、排水管にはポリエチレンフィルムを巻いて施工すること。

ロ. ダクト

保温材 ●グラスウール
○ロックウール板 1号 2号 ●ロックウール帯 1号
○その他（ ）
外装材 イ）屋内露出
○綿布 ○カラー亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板
○アルミガラスクロス ○その他（ ）
ロ）機械室・倉庫
○アルミガラスクロス ○カラー亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板
○綿布
○その他（ ）
ハ）天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中
●アルミガラスクロス ○その他（ ）
ニ）入気ダクト及び外壁より1.5m以内の排気ダクト
○アルミガラスクロス ○その他（ ）

ハ. 機器類

○冷温水ヘッダー○冷水ヘッダー○冷温水タンク○冷水タンク
○蒸気ヘッダー○温水ヘッダー○熱交換器○還水タンク○膨張タンク
保温材 ○グラスウール ○ロックウール ○その他（ ）
外装材 ○カラー亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板 ○その他（ ）

ニ. 冷媒被覆鋼管

ホ. 煙道排気筒

3. 塗装・防食

イ. 保温外装…露出 調合ペイント 但し煙道、煙突は耐熱塗装とする。
ロ. 裸管 ●調合ペイント ○アルミニウムペイント
蒸気管露出は、アルミニウムペイント 隠べいは、さび止めペイント
ハ. 支持金物及び架台類 ○調合ペイント ○アルミニウムペイント
ニ. 埋設 ○ペトロラタム系防食テープ（○土中 ○コンクリート内）
（ ）
○プチルゴム系防食テープ（○土中 ○コンクリート内）
（ ）
○プラスチックテープ（○土中 ○コンクリート内）
（ ）

4. 配管洗浄

○冷温水管 ○冷却水管 ●給水管 ○給湯管
高周波洗浄もしくは同等以上の方法による。
水道法に準じて消毒を行い水質試験報告書を提出する事。

5. 地中埋設標・埋設表示テープ・屋外配管埋設深さ

地中埋設標・埋設表示テープ及び屋外配管埋設深さは、下記による。

	地中埋設標・埋設表示テープの有無				屋外配管埋設深さ		
	地中埋設標	埋設表示テープ	車両道路	道路以外	凍結深度		
給水配管	○要 ●不要 ●要	○不要	GL-600mm以上	GL-300mm以上	GL-1200mm以上		
ガス配管	○要 ○不要 ○要	○不要	GL-600mm以上	GL-300mm以上			
油配管	○要 ○不要 ○要	○不要	GL-600mm以上	GL-300mm以上			

要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示テープは屋外部分に適用する。

6. 耐震措置

機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取り付け支持を行う。
耐震措置の計算及び施工方法は、次に示す事項以外、すべて建築設備耐震設計施工指針（国土交通省住宅局建築指導課監修1997年版）による。

7. 総合調整項目

○風量調整 ●水量調整 ○室内外空気の温度 ○室内外空気の湿度
○室内気流及びじんあいの測定 ○騒音の測定
総合調整完了後、機器等の運転状態の記録及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定表を提出する。
測定表には、測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する。

その他

1. 穴埋補修

穴埋補修は無収縮モルタルで補修する

2. 吊ボルト

ピット内及び床下は被覆全ネジ又は丸鋼とし9φ以上とする。

3. スリーブ

貫通部分は紙製又は木材を使用し、外壁の地中部分等水密を要する部分はつば付き鋼管を使用する。
機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋

強度	○16N/mm ²	○18N/mm ²	○21N/mm ²	
スラ ン プ	c m	c m	c m	
施 工 箇 所				

鉄 筋 種 別	異形鉄筋	○SD295	○SD345	○SD390
	○A 種	○B 種		
補 強 筋	壁開口部	○基準配筋による	○構造図面による	
	床開口部	○基準配筋による	○構造図面による	
	その他	○基準配筋による	○構造図面による	

5. 断熱イナート

断熱材使用箇所におけるインサートは、断熱インサートとする。

6. 研り

既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。口径は、原則として管の外径（保温されるものにあつては保温厚さを含む）より20mm程度大きなものとする。

7. その他

本工事における工事監理業務委託の有無.....*無し...○有り.....

○メーカーリスト

機 器 名	指 定	製 造 所

備考

1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号

チカラ総合設計株式会社

1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志

工事名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事

図面名 機械特記仕様書ー2

図番 HV-MTKK2

承認

縮尺 図示

年月日 R04.12.10

担当

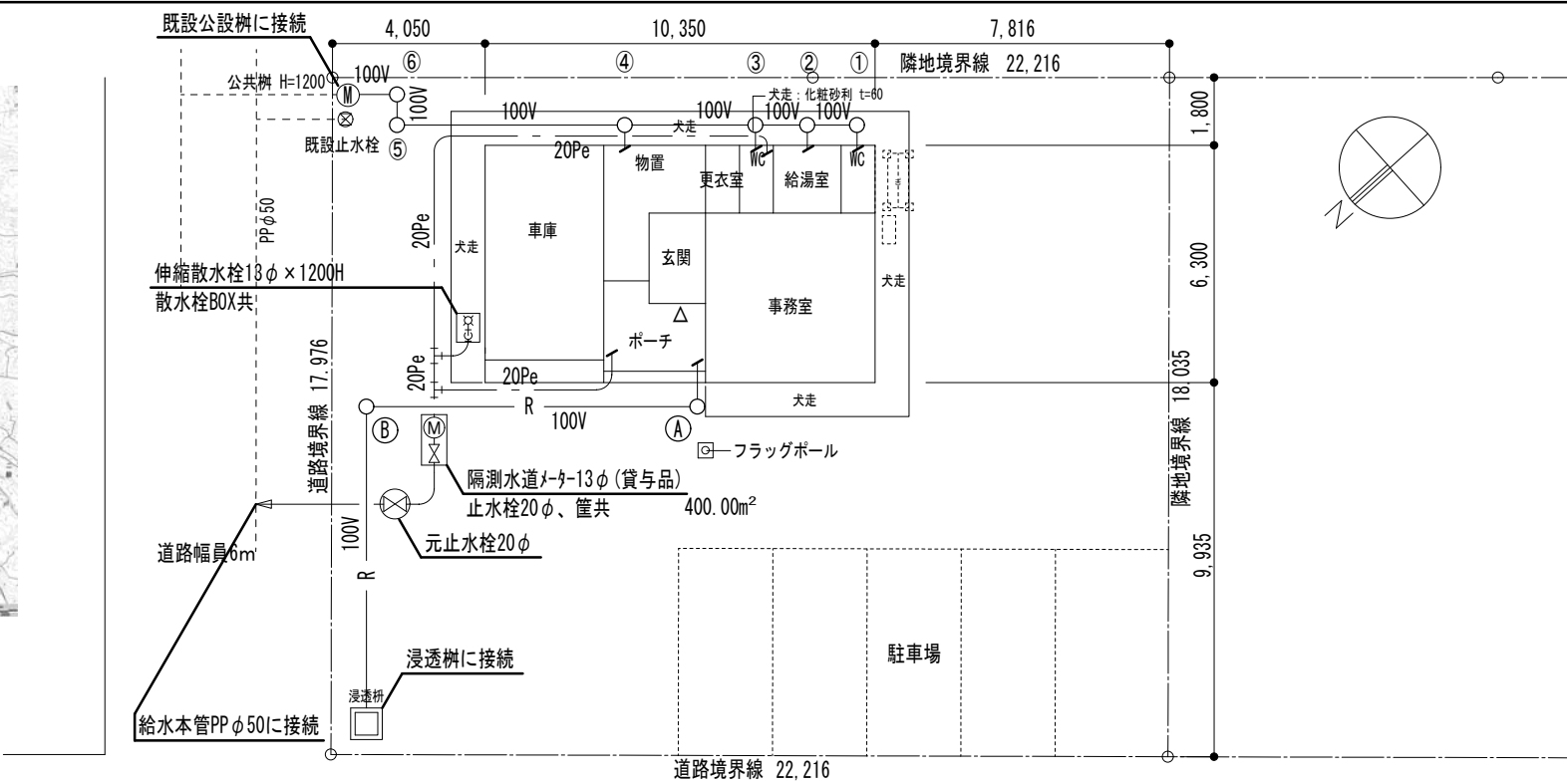
機 械

02

■計画概要			
工事名称	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事		
建築主	住所	〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番地	
	氏名	北海道森林管理局長	
敷地概要	地名地番	苫前郡羽幌町南6条1丁目26番地の内	
	住居表示		
	敷地面積	400.00 m2	
	都市計画区域	指定あり	
	用途地域等	第1種住居地域	
	防火地域	指定なし	法第22条区域：指定あり
	道路	前面道路幅員	6.00 m 接道長さ 17.976 m
	気象	積雪 1.40 m 凍結 0.6 m 基準風速V0：32 m	
	地震	地震地域係数Z= 0.8 地盤種別：Ⅱ	
		事務所	合計
建築面積 (m2)	65.21		65.21
1階床面積(m2)	56.93		56.93
2階床面積(m2)			0.00
延べ面積 (m2)	56.93		56.93
設備概要	給水	給水本管より	電気 北電
	給温水	電気温水器より	冷房 電気（エアコン）
	排水	公共下水道へ	暖房 灯油（FF式）
	ガス	配管のみ	
	換気		
	防災		



付近見取図



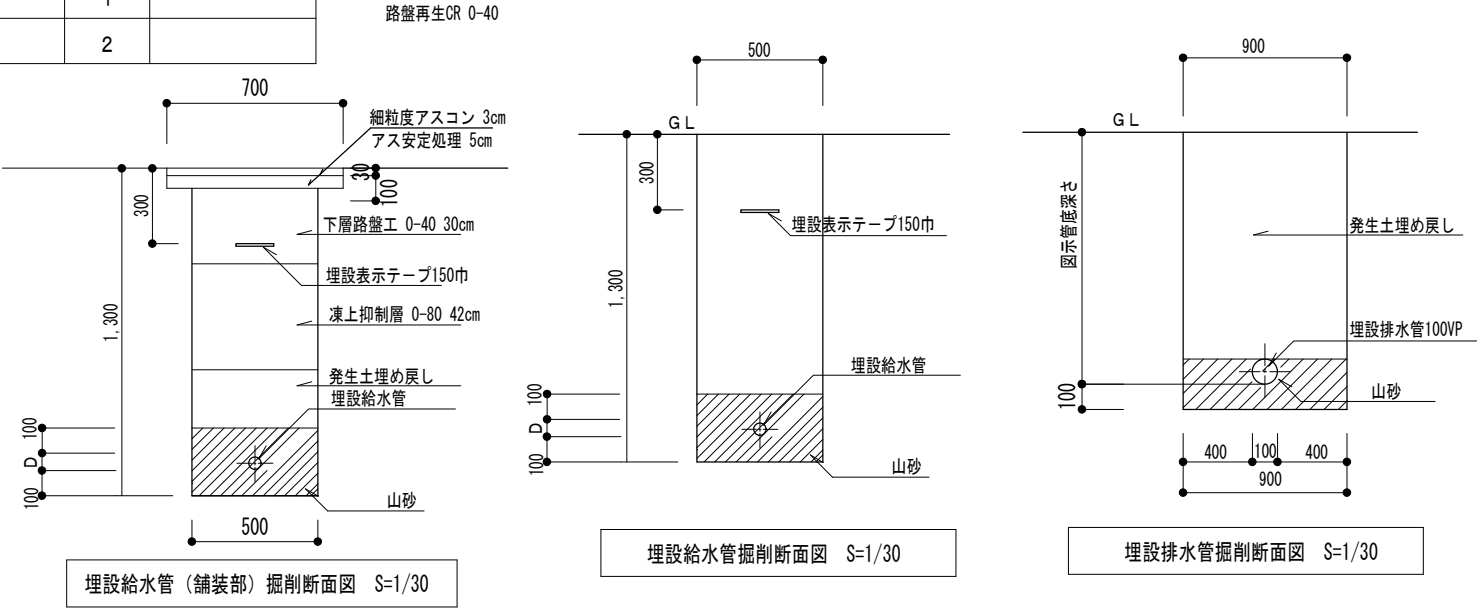
※ 浸透樹設置工事は建築工事とする。 道路幅員5m

配置図 S=1/200

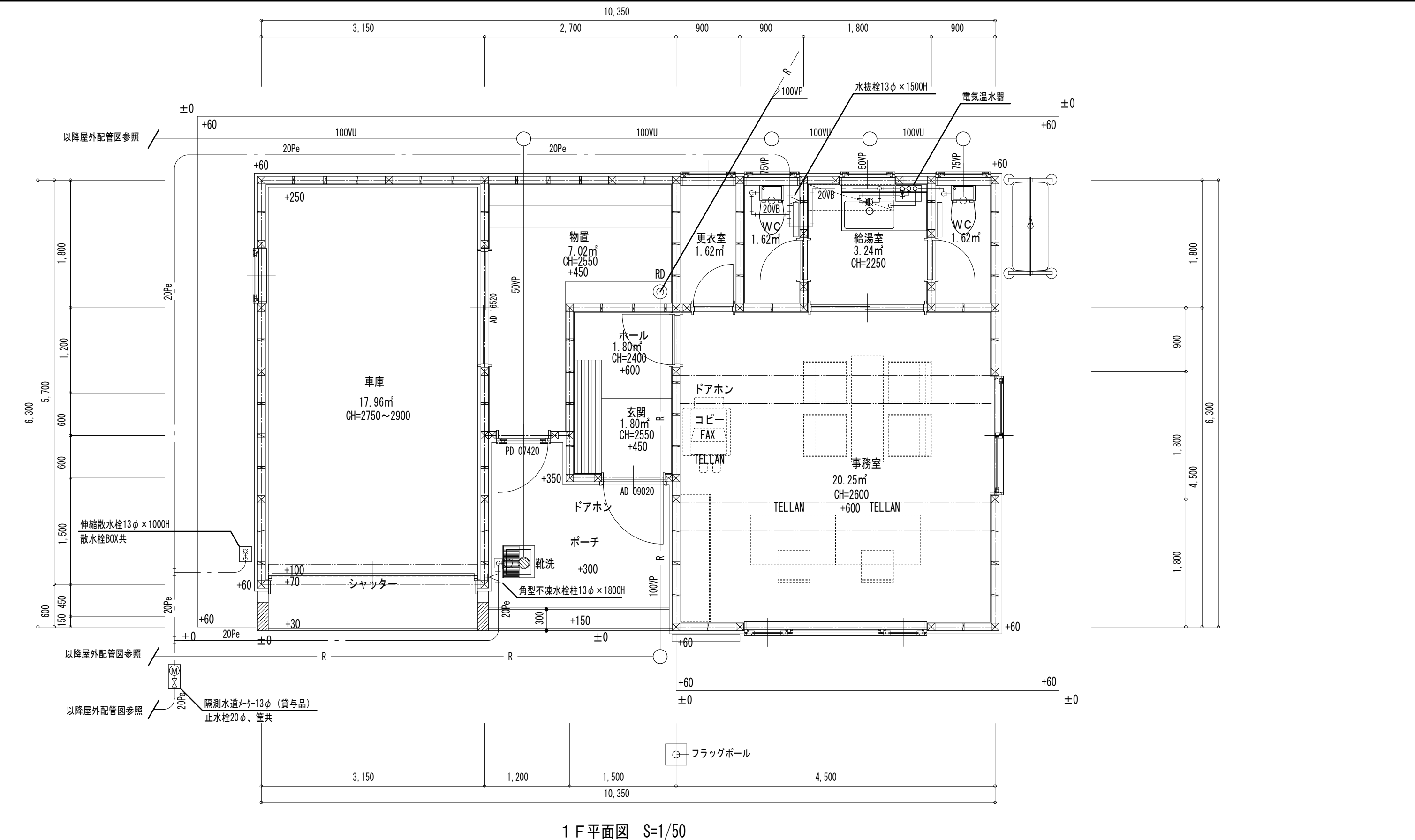
暖 房・換 気 設 備				電 気 容 量			数 量					備 考
記 号	名 称	仕 様		φ	V	W						
FF-1	温 風 暖 房 機	給 排 気 型	暖房能力7.0KW	灯油焚	給排気筒・トップ・スリブ共	1	100	42	1			
OT-1	灯 油 タ ン ク	市販品	灯油容量 490L	付属品共						1		
F-1	天 井 換 気 扇	低騒音・樹脂製	100φ×80CMH×20pa	深型フード（SUS製）	100φ	1	100	7.2		2		24時間SW
F-2	天 井 換 気 扇	低騒音・金属製	150φ×150CMH×20pa	深型フード（SUS製）	150φ	1	100	22		1		
EAX-1	空 調 換 気 扇	壁付ロスナイ	70CMH 強弱運転可能	専用フード		1	100	20	1			1
AC-1	ル ー ム エ ア コ ン	冷：4.0kw 暖：5.0kw	鋼製床置架台			1	100	1480	1			1
EH-1	電気パネルヒーター	0.5kw				1	100	500	1	2		2

樹 一 覧 表					
記 号	樹 名 称	樹 径 ・ 形 状	管 底 高	蓋 種 類	備 考
1	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LL	800H	塩ビ蓋	
2	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LT	814H	塩ビ蓋	
3	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LL	828H	塩ビ蓋	
4	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LT	863H	塩ビ蓋	
5	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LL	924H	塩ビ蓋	
6	塩ビ製汚水樹	150φ×100 LL	932H	塩ビ蓋	
	既 設 公 設 樹		1200H		
A	塩ビ製雨水樹	150φ×100 LL	830H	塩ビ蓋	
B	塩ビ製雨水樹	150φ×100 LL	920H	铸铁製防護蓋 T8	
	雨 水 浸 透 樹		1200H		建築工事

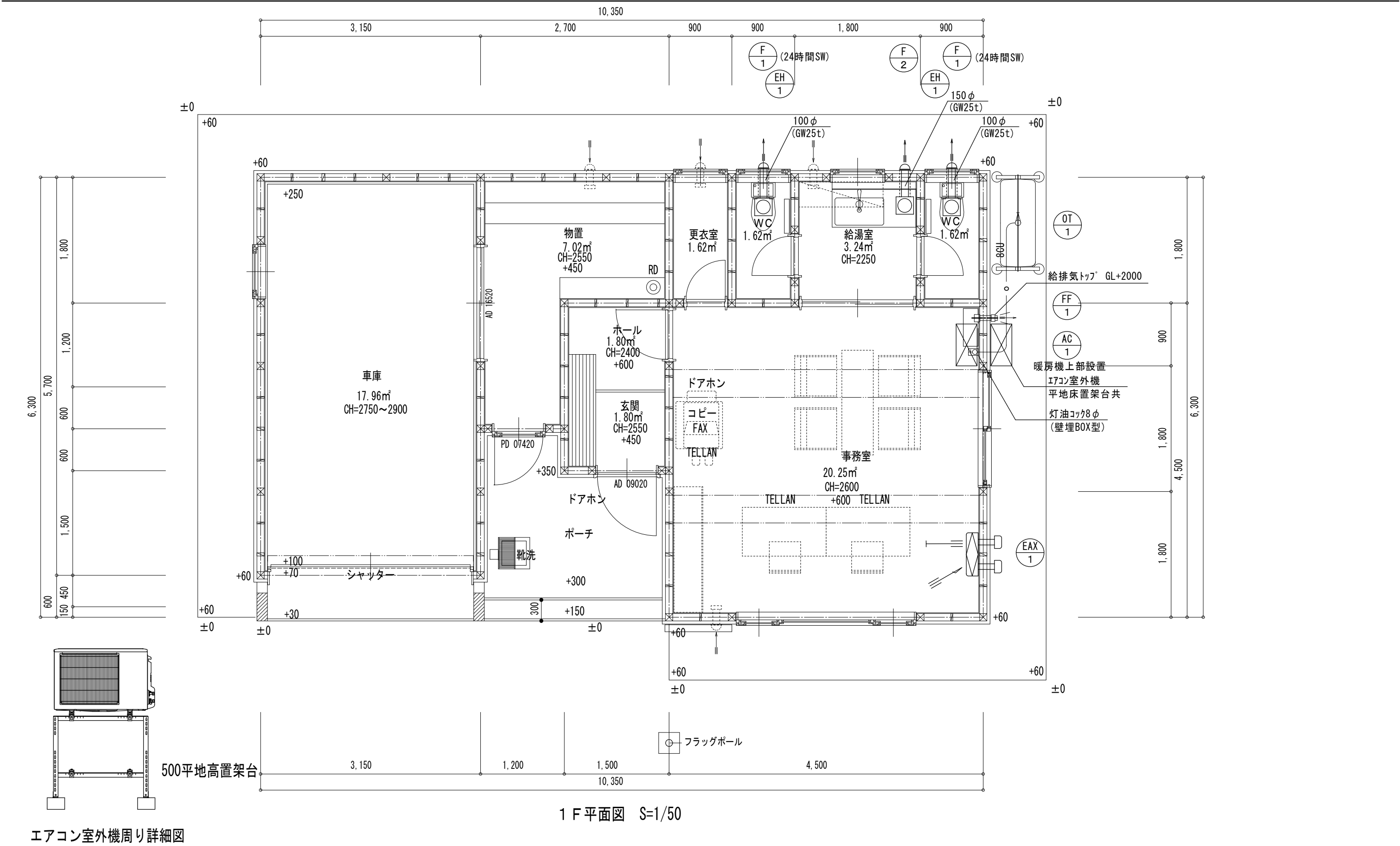
衛 生 器 具 表		事務所					備 考
品 名	仕 様	事務室	便 所	給湯室	屋 外	合 計	
洋 風 大 便 器	ヒーター付き CES9325H（参考品番） 洗浄便座一体型 紙巻器YH500		2			2	
電 気 温 水 器	壁掛・マイコン型 貯湯量 12L 付属品一式 1φ×100V×1.1kw			1		1	TOTO相当
混 合 栓	熱湯口付 13φ			1		1	T335DR（壁出）
散 水 栓	不凍散水栓柱 1800H 13φ				1	1	
散 水 栓	伸縮散水栓 1000H 13φ 散水栓BOX共				1	1	



備 考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカ ラ 総 合 設 計 株 式 会 社	1 級 建 築 士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工 事 名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番	HV-MHA1	承 認	機 械
				図 面 名	屋外配管図・機器表	縮 尺	図示		
						年月日	R04.12.10		



備考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工事名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事 図面名 衛生設備図	図番 HV-JIK	承認 担当	機械 04
					縮尺 図示		
					年月日 R04.12.10		



※ 給気口は建築工事とする。
※ 冷媒配管は保温材付被覆銅管6.35φ×9.52φのペアチューブとする。

備 考		1級建築士事務所 北海道知事登録 第2101号 チカラ総合設計株式会社	1級建築士 建設大臣登録 177664号 若本 隆志	工 事 名	留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事	図 番	HV-MKNK	承認	機 械
				図 面 名	冷暖房・換気設備図	縮 尺	図示		
						年月日	R04.12.10	担 当	

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事
- 2 工 事 場 所 苫前郡羽幌町南 6 条 1 丁目 26 番地
- 3 工 期 契約締結日の翌日から
令和 7 年 10 月 31 日まで
- 4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金額 金 円
- 6 調 停 人 選任しない
- 7 前 金 払
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 北海道 〕 建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
	〔 〕 主任技術者		第 10 条第 1 項第号
	〔 〕 監理技術者		
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	前金払		第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項～7 項
×	部分払	回以内	第 38 条
×	部分払の対象となる工場製品		第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

10 解体工事に要する費用等

別紙 1 のとおり

11 特約事項

別紙 2 のとおり（工事仕様書、工事費内訳書、技術提案書）

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 （住 所） 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番

（氏 名） 支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 吉村 洋 印

受注者 （住 所）

（氏 名） 印